

令和3年第1回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和3年1月12日（火）

午後1時30分開会

第2庁舎8階 801会議室

日程	議 題
第1	会議録署名委員の指名
第2	議案第1号 小金井市スポーツ推進計画の計画期間の延伸について
第3	議案第2号 小金井市スポーツ推進審議会条例に関する議案の提出依頼について
第4	議案第3号 小金井市立図書館運営方針（改訂版）の計画期間の延伸について
第5	協議第1号 （仮称）小金井市教育支援センターについて
第6	協議第2号 第4次小金井市生涯学習推進計画（案）について
第7	協議第3号 小金井市公民館中長期計画（案）について
第8	報告事項 1 令和2年第4回小金井市議会定例会について
	2 その他
	3 今後の日程

議案第1号

小金井市スポーツ推進計画の計画期間の延伸について

小金井市スポーツ推進計画の計画期間を2年延伸し、平成29年度を初年度とし令和4年度を最終年度とした6年間とする。

令和3年1月12日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

新型コロナウイルスに起因する現下の社会状況を踏まえ、現計画の成果達成状況を的確に把握し次期計画に反映させることを目的として、本案を提出するものであります。

議案第2号

小金井市スポーツ推進審議会条例に関する議案の提出依頼について

小金井市スポーツ推進審議会条例に関する議案を別紙のとおり提出依頼する。

令和3年1月12日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

(提案理由)

スポーツ基本法第31条の規定に基づき、小金井市スポーツ推進審議会を設置するため、本案を提出するものであります。

議案第 号

小金井市スポーツ推進審議会条例

小金井市スポーツ推進審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和3年 月 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

スポーツ基本法第31条の規定に基づき、小金井市スポーツ推進審議会を設置するため、本案を提出するものであります。

小金井市スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、小金井市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 社会体育関係者 4人以内
- (2) 学校教育関係者 1人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(分科会)

第7条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員は、審議会の委員の互選によって定める。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会の委員の互選によって定める。
- 4 分科会長は、会務を総理し、分科会の経過及び結果を審議会に報告する。

(会議の公開)

第8条 審議会の会議は、公開する。ただし、公開することが審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、生涯学習部生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

公民館企画実行委員	日額	10,000円	を
-----------	----	---------	---

」

「

公民館企画実行委員	日額	10,000円	に改める。	
スポーツ推進審議会	会長	日額		11,000円
	委員	日額		10,000円

」

議案第3号

小金井市立図書館運営方針（改訂版）の計画期間の延伸について

小金井市立図書館運営方針（改訂版）の計画期間を1年延伸し、平成30年度から令和3年度までとする。

令和3年1月12日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

（提案理由）

後継計画となる「（仮称）小金井市立図書館中長期計画」の策定を1年延伸することに伴い、「小金井市立図書館運営方針（改訂版）」の計画期間も1年延伸する必要があることから、本案を提出するものであります。

協議第1号

(仮称) 小金井市教育支援センターについて

(仮称) 小金井市教育支援センターについて協議を求める。

令和3年1月12日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

(提案理由)

(仮称) 小金井市教育支援センターについて、(仮称) 小金井市教育支援センター基本構想(案)の協議を求めるものであります。

(仮称) 小金井市

教育支援センター基本構想 (案)

1	目的と意義
2	1.1 目的
3	1.2 意義
4	2. 基本理念
5	2.1 教育理念
6	2.2 教育支援のあり方
7	3. 組織と体制
8	3.1 組織
9	3.2 体制

10	4. 実施計画
11	4.1 実施の順序
12	4.2 実施の費用
13	4.3 実施の効果

目次

1	<u>小金井市教育支援センター基本構想について</u>	
	小金井市教育支援センター基本構想について	1
2	<u>教育支援センター構想</u>	
	教育支援センター整備の基本的な考え方	2
	教育支援センターにおける事業及び業務内容	3
	教育支援センターにおける相談対応について	6
	教育支援センターの組織体制について	9
	教育支援センターの施設について	10
	設置手法等について	13
	今後のスケジュールについて	14
3	<u>現状と課題</u>	
	市の人口について	15
	小金井市立小中学校の児童・生徒数の推移について	15
	もくせい教室の現状と課題	17
	教育相談所の現状と課題	21
	特別支援教育の現状と課題	25
	現状と課題とその対応の方針について	32
4	<u>資料</u>	
	もくせい教室及び小金井教育相談所に関する庁内検討委員会の 検討結果について	33
	もくせい教室に関する庁内検討委員会設置要綱	39
	小金井教育相談所に関する庁内検討委員会設置要綱	41
	用語の説明	43

小金井市教育支援センター基本構想について

教育委員会は、もくせい教室、小金井市教育相談所（以下「教育相談所」という。）の機能及び設置場所について検討を行うために、平成30年5月1日付けで「もくせい教室に関する庁内検討委員会」及び「小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会」（以下「両検討委員会」という。）を設置しました。両検討委員会では、他市の施設見学、市民団体との意見交換、全4回の検討委員会での検討を行い、「もくせい教室及び小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会の検討結果について」（以下「検討結果」という。）を取りまとめました。

検討結果では、各委員、市民団体からの意見について、「施設面」、「機能面」、「その他」に分類し、それぞれの考え方をまとめ、今後のもくせい教室、教育相談所については、検討結果を踏まえ既存の機能を充実させていくとともに、計画的にもくせい教室、教育相談所の環境改善を行うことを結論としたところです。

教育委員会では、検討結果を踏まえ、もくせい教室、教育相談所の今後の在り方について検討を行い、もくせい教室業務、教育相談所業務を1つに集約するとともに、学務課、指導室の所管である特別支援教育業務も合わせて集約し、教育相談等の総合窓口として小金井市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）を設置することを方針としました。

教育支援センターでは、幼児期から学校卒業、そして進路を含めたライフステージにおいて、切れ目のない支援として「ひとりひとりの子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援」を行うこととします。

この基本構想は、教育支援センターにおける必要な機能を整理するとともに、施設整備に向けた、基本的な考え方を示すものです。

教育支援センター整備の基本的な考え方

小金井市では、就学前からの切れ目のない支援体制として、各種専門職からなるチームとしての支援体制を確立するために、教育相談所、もくせい教室、特別支援教育のそれぞれの機能を1つに統合し、新たに教育支援センターを設置します。

教育支援センターでは、「ひとりひとりの子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援」を切れ目なく行うことを方針とします。

教育支援センターの基本理念（コンセプト）、事業及び業務内容、組織内容、施設内容については以下のとおりです。

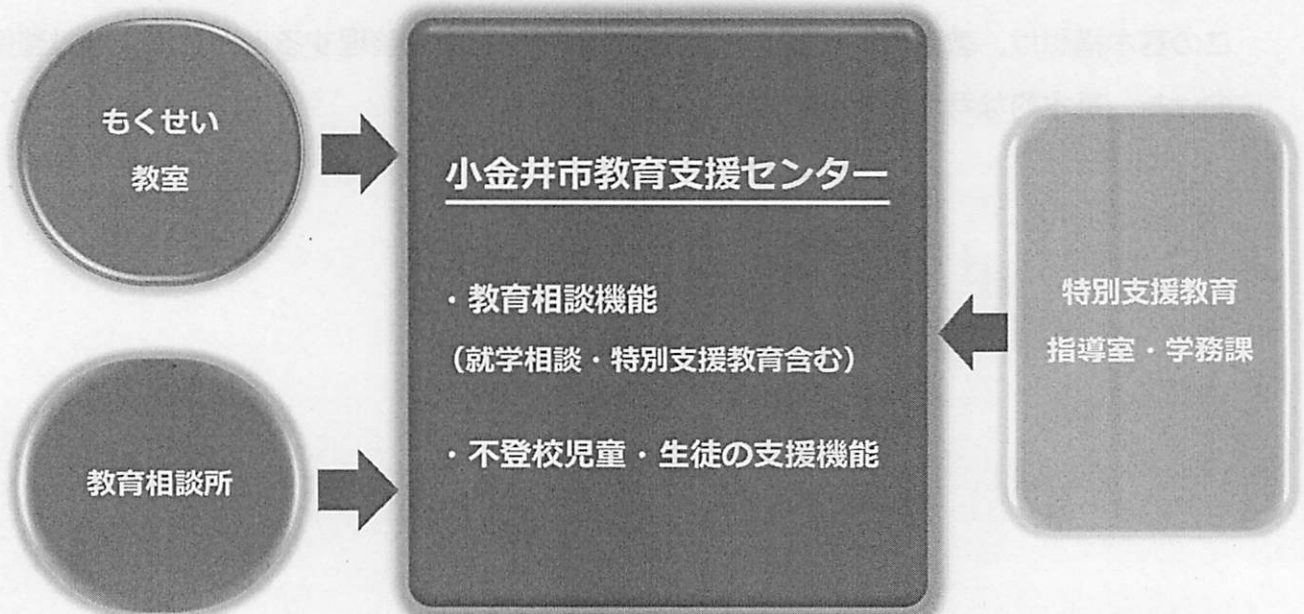
小金井市教育支援センターコンセプト

ひとりひとりの子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりを
 チームとして追求する教育支援
 集団生活や学校生活になじめない幼児、児童、生徒、その保護者の支援
 特別な支援が必要な児童、生徒の個々の状況に応じた支援

現行の各機能を教育支援センターに集約（イメージ）

もくせい教室、教育相談所、特別支援教育を集約した教育支援センターを設置し、窓口を一本化

連携からチームによる切れ目のない支援へ



教育支援センターにおける事業及び業務内容

教育支援センターにおける事業及び業務内容については、現在の教育相談所、もくせい教室で取り扱っている事業及び業務の精査を行い、センター化により廃止できる事業及び業務を整理するとともに、新たに行う事業及び業務内容の検討を行いました。

その結果、以下の事業及び業務内容を教育支援センターで実施することとします。

■ 教育相談機能

現在、教育相談所で行っている教育相談、学務課及び指導室で行っている就学相談、特別支援教育（固定学級、通級学級、特別支援教室など）に関する相談窓口を1つに集約した「総合窓口」を新設し、これらの相談業務を実施します。

また、特別な支援が必要な児童・生徒に対して、特別支援学級、通級指導学級、特別支援教室への入退級等に関する業務を合わせて行います。

教育支援センターでは、幼児、児童、生徒及びその保護者が抱えている不安や悩みなどについて、専門性を有する相談員がチームとして相談を受け、個々の状況に応じた支援を行います。チームのメンバーは、心理士、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーなどにより構成され、就学前から「チームでの支援」を切れ目なく行います。

■ 不登校児童・生徒の支援機能

教育支援センターにおける不登校児童・生徒への支援については、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた適切な教育支援を行うとともに、児童・生徒の居場所としての機能を持ちながら、社会的自立に資するための支援を行います。

社会的自立とは、自分で自分のことを決めることができるようになることです。自身の進路、将来的に仕事をするときの段取り、先を見通す力、コミュニケーション能力などを身に付け、自分自身の将来に向けて行動できるように支援をします。

不登校児童・生徒への教育支援の内容としては、学習活動・体験活動の他、心理士による心理的ケアを行うためにカウンセリングを実施します。

さらには、義務教育段階で不登校児童・生徒が在籍校やもくせい教室で支援を受け、自らの進路に進んだ後、そこで再び悩みを抱える児童・生徒に対して、気兼ねなく悩みを打ち明けて相談ができるように、関係機関等との連携をとりながらフォローアップする支援を行います。

教育支援センターで実施する事業等一覧

図表 1 - 1

大区分	中区分	業務の名称 (新規業務に下線)	新規、充実強化する機能
不登校児童・生徒の支援機能	不登校児童・生徒指導等業務	不登校児童・生徒の支援、指導、教材等作成	◇教室外活動の工夫を行い体験活動の充実 ◇多様な支援を行うための ICT 機器 (端末、ネットワーク環境の整備) の整備
		指導内容等の整理、通知	
		行事等の計画	
		教室だより発行	
		保護者会の開催	
		入室検討委員会	
		不登校の分析等	
	関係機関との連携、調整	学校巡回	◇不登校対策の強化
		不登校対策会議の運営	◇学校連携の推進
		関係機関との連携 (大学、地域等)	◇関係機関との連携
教育相談機能	教育に関する相談 (いじめ、不登校、就学、転学、特別支援等)	初回相談・継続相談対応 (電話、窓口、メール、 <u>SNS</u> 相談等) 及びカウンセリング、プレイセラピー等	◇チームによる支援とコーディネート力の強化
		就学相談 (面談、在籍園等の訪問、フォローアップ)	◇不登校対策の強化
		通常学級、通級、特支学級への転学等相談・受付	◇学校連携の推進
		各種検査の実施 (知能検査等)	◇市民等への発信
		個々の相談内容の記録及びアセスメントシート等の作成・管理	
		センター内におけるケース会議、事例検討、相談の分析等	
		研修会等の開催 (教員対象、市民対象)	
	関係機関との連携、調整	学校巡回・連携	◇学校巡回の強化
		関係機関との連携 (大学、地域等)	◇関係機関との連携
	特別支援教育に係る各種委員会業務	各種委員会の運営、結果通知業務 ・就学委員会 ・転学相談会 ・特別支援教室入室委員会 ・通級指導学級入級委員会	◇就学相談から進路指導までの継続した支援
管理・運用 機能	特別支援教育の推進業務	特別支援教育に関する方針等、学校への周知、指導	
		会計年度任用職員 (介助員、支援員等) 任用・配置等	
		副籍制度	
		学校教員対象の特別支援教育研修の企画・実施	
	各種管理業務	施設管理・予算管理	
		学校教育部各課との連絡調整	
	各種報告等作成	国、東京都、庁内調査への報告・回答作成	
センター業務の実績集計			

教育支援センターの業務一覧（イメージ）

教育相談所・もくせい教室・就学相談・特別支援教育の窓口を集約することで、今まで行ってきた業務を再編成し、新たな取組も含めて教育支援センターが業務を行います。
機能ごとの縦割りではなく、各専門職がチームとなり支援する体制を整えます。

不登校児童・生徒の支援機能

不登校児童・生徒の支援・指導・教材等作成

指導内容等の整理・通知

行事等の計画

教室だより発行

保護者会の開催

入室検討委員会

不登校の分析等

学校巡回

不登校対策会議の運営

関係機関との連携（大学、地域等）

各委員会を実施

- ・就学委員会
- ・特別支援教室入室委員会
- ・通級指導学級入級委員会

教育相談機能

初回相談・継続相談対応

カウンセリング、プレイセラピー

各種検査の実施
（知能検査等）

アセスメントシートの管理

ケース会議、事例検討、分析等

学校巡回・連携

訪問支援

研修会等の開催

関係機関との連携

特別支援教育

各種会議の開催
・特別支援教育推進委員会等

特別支援教育に関する方針等

研修会の企画、実施
（教員向け、市民向け）

副籍制度

特別支援教育に係る職員の任用・配置等

関係機関との会議等

研修会等の開催
・教員対象
・市民対象

管理業務

各種事務

庁内調整

各種報告書作成

就学相談

就学相談面談

相談者在籍園訪問

関係機関との連携

フォローアップ相談

チームによる支援

統括指導主事 コーディネーター 心理士 S S W 相談指導員（学習、就学）

教育支援センターにおける相談対応について

現状の相談体制は、教育相談、就学相談など、相談内容によってそれぞれの窓口で相談する必要がありますが、教育支援センターに相談窓口を集約することで、窓口を一本化し、様々な専門職で構成されたチームによる切れ目のない相談を行うことが可能となります。

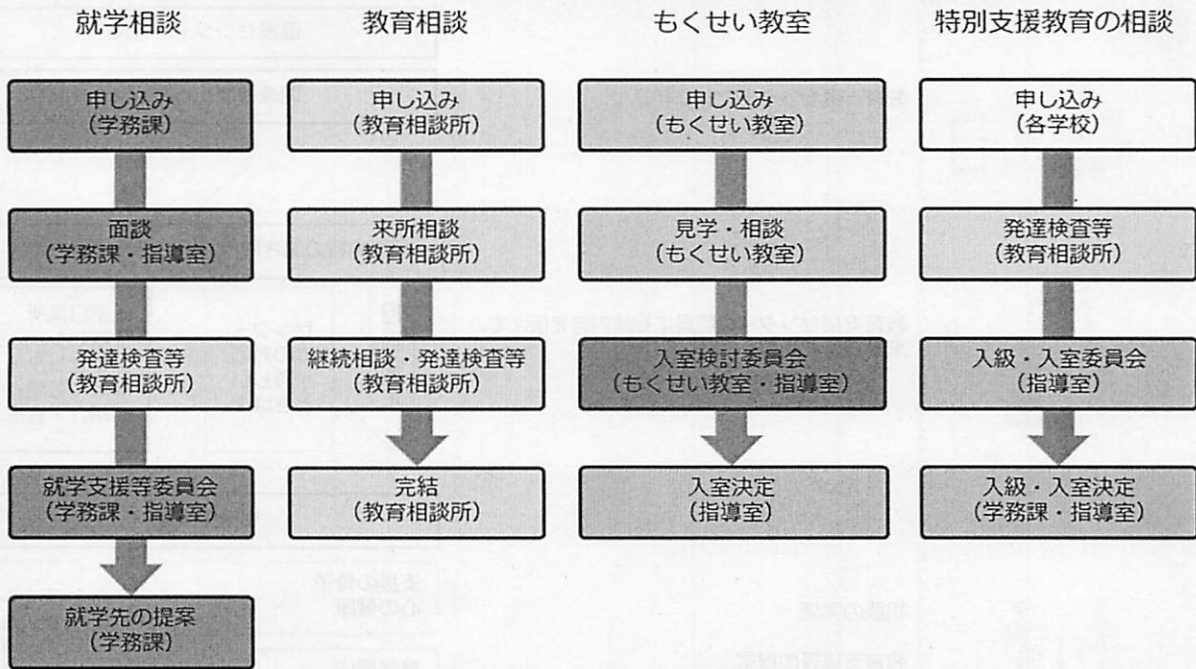
また、チームでの支援を行うにあたり、それぞれの専門職の専門性を十分に発揮するため、チームにはコーディネーターを配置します。コーディネーターは、チームに配属された専門職の中心となり相談対応や個々の教育支援の方針を検討するとともに、相談者にとって相談の入口からフォローアップまでを担います。これは不安や悩みを抱えた相談者が、センターに安心して相談できる体制を構築することや、各専門職の役割や多様な意見をまとめていくことで、教育支援の方針を明確にし、それぞれの役割を持って支援を行うことが可能となるしくみを構築することを狙いとしています。

相談の方法については、現状は来庁による面接相談を基本としていますが、今後、ICT機器を活用した相談体制の構築も検討し、来庁による相談が難しい児童・生徒、保護者への相談体制の充実を図っていきます。

相談窓口の変更イメージや相談の流れについては、以下のイメージ図を参考にしてください。

相談窓口の変更イメージ

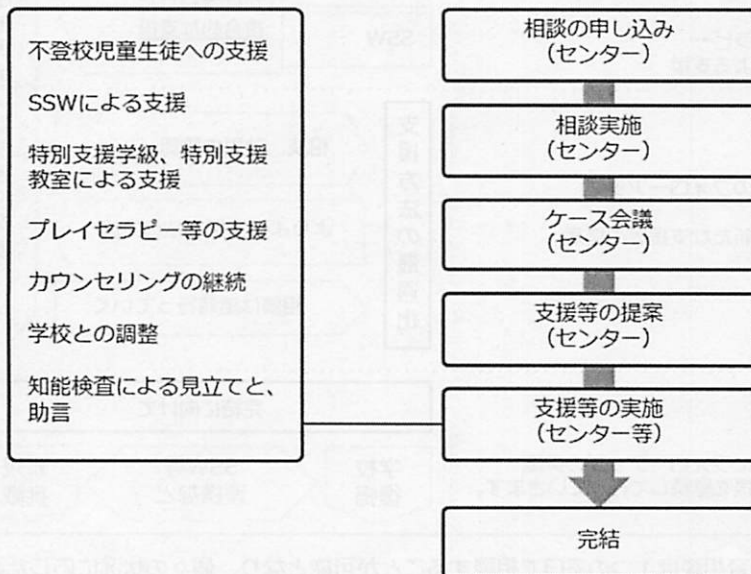
現状の各種相談のながれ（イメージ）



相談内容によって、色分けの様に相談先や関係する機関が異なっていたり、複数の機関が入り組んでおり、相談者にとって相談しやすい相談体制になっていない。

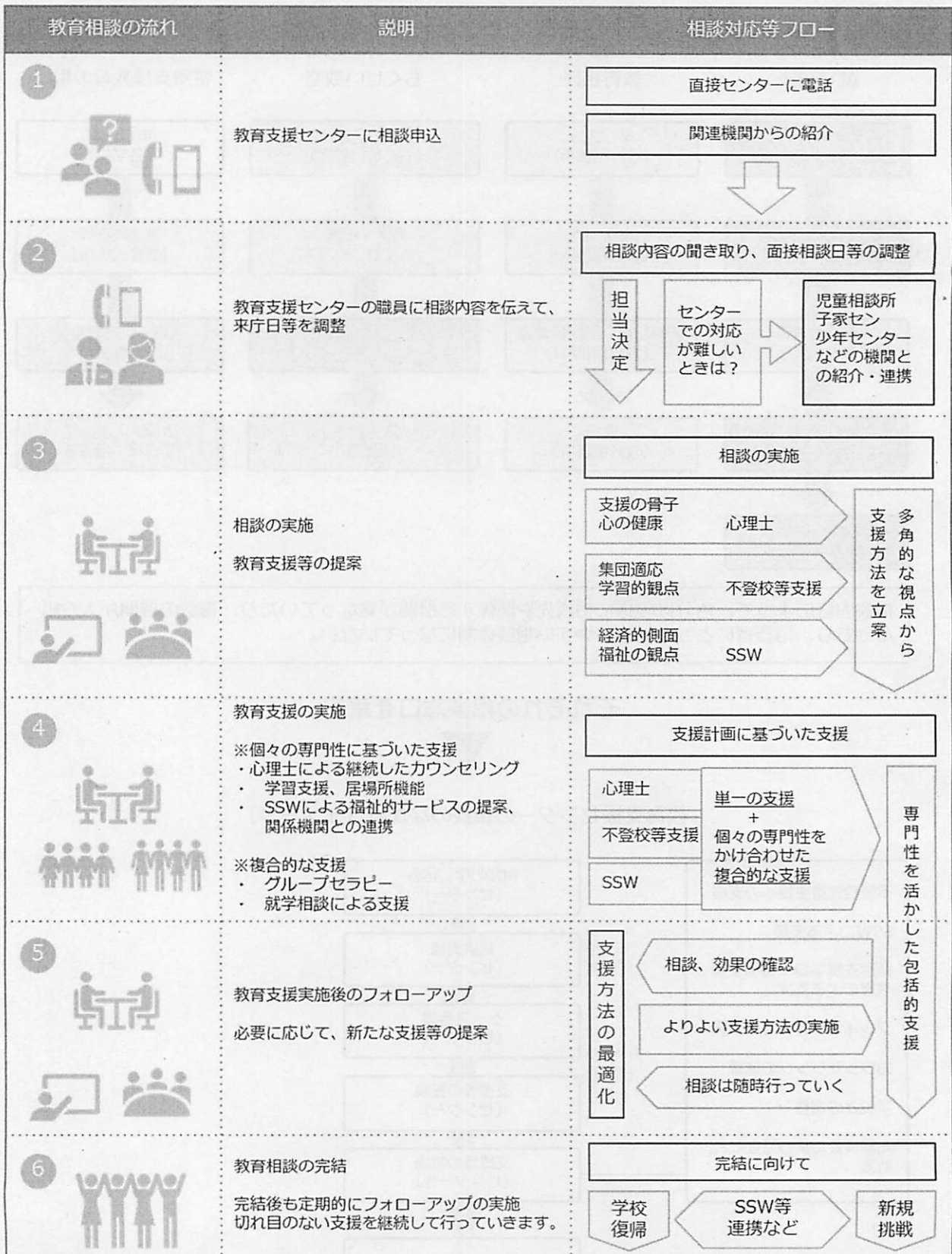
それぞれの相談窓口を集約

教育支援センターの相談のながれ（イメージ）



窓口を集約し一本化することで、相談者にとって相談窓口が明確になる。各種専門職が教育支援センターに集約されることで、チームによる相談体制が構築され、多様な教育支援を個々の状況に応じて行うことが可能となる。

教育支援センターによる相談の流れ（詳細イメージ）



教育支援センターの設置により、全ての教育相談は1つの窓口で相談することが可能となり、個々の状況に応じた必要な教育支援を提供することが可能となります。また、コーディネーターを中心としたチームでの教育支援を行うことで、単一の専門職による教育支援から、複合的な教育支援へと、支援の充実を図ります。

教育支援センターの組織体制について

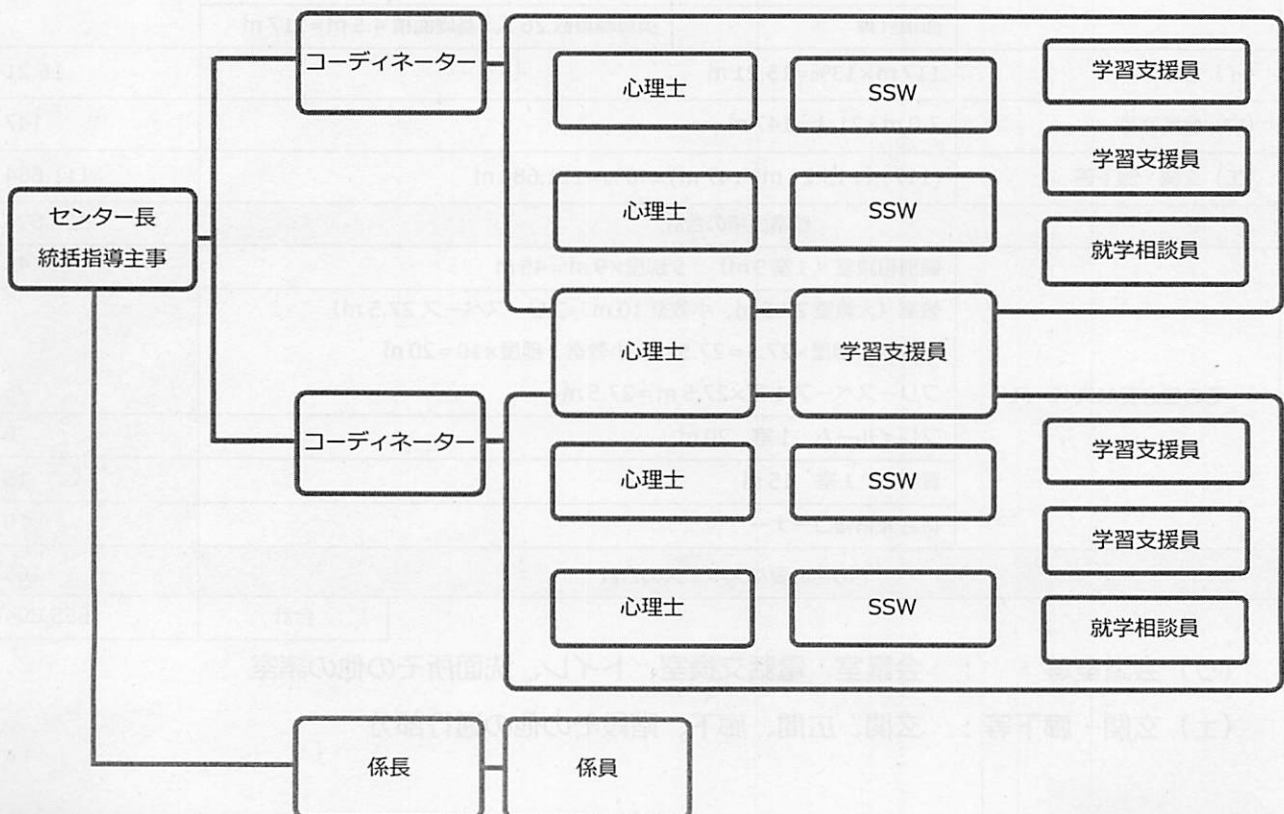
教育支援センターによる組織体制は、現在のもくせい教室、教育相談所、スクールソーシャルワーカーなどの職員を教育支援センター職員へと位置付けます。

また、就学相談に従事している学務課の職員、特別支援教育に従事している指導室の職員についても教育支援センター職員へ配置し、教育支援センターの組織体制を構築します。

職名	任用区分	配置人数	業務内容
センター長	統括指導主事	1人	センター業務の総括
係長	市職員	1人	予算、服务等管理
係員	市職員	1人	予算、服务等管理
コーディネーター	市会計年度任用職員	2人	教育支援のコーディネーター
相談支援員（心理士）	市会計年度任用職員	5人	教育相談支援
相談支援員（SSW）	市会計年度任用職員	4人	教育相談支援
相談支援員（就学）	市会計年度任用職員	2人	就学相談支援
相談支援員 （学習等支援員）	市会計年度任用職員 都会計年度任用職員	2人 3人	不登校児童・生徒支援
職員人数		21人	

※ 配置人数等については令和2年1月現在の人数等であり、今後変更する場合があります。

〈教育支援センターの組織体制（イメージ）〉



教育支援センターの施設について

教育支援センターの施設については、現状の教育相談所、もくせい教室を設置している施設からの移転を検討することとします。センター化により、教育支援センターで従事する職員の人数が増えるとともに、現状の課題を改善し、更なる教育支援の充実を図るため、施設規模を拡大するとともに設備の充実を行います。

■ 施設の規模

施設の規模については、庁舎建設などにおいて他の自治体でも採用されている総務省の地方債同意等基準運用要綱（平成22年度）、他自治体の教育支援センター（近年新たに施設の設置をした自治体）の敷地面積を踏まえて試算しました。

なお、試算した敷地面積は現時点のものであり、今後の更なる検討により、精査する必要があります。

総務省「平成22年度 地方債同意等基準運用要綱」による算定方法

区分	積算				面積 (㎡)
	役職	職員数	換算率	換算職員数	
(ア) 事務室	課長	1	5	5	117
	係長	1	2	2	
	一般事務(事務)	1	1	1	
	会計年度任用職員	18	1	18	
	計	21	-	26	
	面積計算	換算職員数 26人×基礎面積 4.5㎡=117㎡			
(イ) 倉庫	117㎡×13%=15.21㎡				15.21
(ウ) 会議室等	7.0㎡×21人=147㎡				147
(エ) 玄関・廊下等	(117㎡+15.21㎡+147㎡)×40%=111.684㎡				111.684
標準面積の合計					390.894
その他必要なスペース	個別相談室(1室9㎡) 5部屋×9㎡=45㎡				45
	教室(大教室27.5㎡、小教室10㎡、フリースペース27.5㎡) 大教室1部屋×27.5=27.5㎡、小教室2部屋×10=20㎡ フリースペース1室×27.5㎡=27.5㎡				75
	プレイルーム 1室 20㎡				20
	資料室 1室 15㎡				15
	待合兼情報コーナー				10
	その他必要なスペースの合計				
合計					555.894

(ウ) 会議室等 : 会議室、電話交換室、トイレ、洗面所その他の諸室

(エ) 玄関・廊下等 : 玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分

【参考】現状の施設面積

区 分	面 積 (㎡)
事務室	36.5
相談室、プレイルーム	35
教室	59.25
その他（廊下、トイレ等）	30.059
計	160.809

■ 教育支援センターの施設等

教育支援センターの事業を行うために、教育相談機能、不登校児童・生徒の支援機能について、それぞれ以下の施設等の整備を検討します。

「教育相談機能」

- ・ 相談者が安心した雰囲気や相談や検査を受けられるよう、防音など、プライバシーに配慮がされている相談室及び検査室
相談室は、現状の2室から就学相談及び特別支援教育の相談の増を想定して4室、知能検査等を実施する部屋を1室の計5室
- ・ 行動観察、心理療法、プレイセラピーを行うため、教育相談所にあるプレイルームの充実が必要であり、ボールプールなどの運動器具を設置する設備や箱庭や玩具等を保管できる部屋として1室

「不登校児童・生徒の支援機能」

- ・ 不登校児童・生徒の個々の状態に応じた適切な指導を行うために、集団で活動する部屋、個別に学習する部屋、クールダウンやリラックスできる部屋の計3室
- ・ スポーツ活動や多目的な活動を行う場所としてフリースペースを1室（スペースの確保が困難な場合は、近隣の公共施設、体育館や公園の活用ができる場所が望ましい。）
- ・ 学習支援として、ICT機器を効果的に活用できる環境を整える。

「その他」

- ・ チームでの支援を行うため、職員室は1つの職員室とする。
- ・ ケース会議等のため会議室

- ・ 相談者等の保護者などが、交流できるようなラウンジ
- ・ プレイルームでや不登校児童生徒支援のための機材等を保管する倉庫
- ・ 配慮が必要な児童・生徒のために、施設の出入り口は2か所以上
- ・ 市、国、東京都が発行した教育に関する刊行物や各校で実施した研究発表会での資料等、教材研究に必要な資料を市民、教員がいつでも閲覧できる資料室

設置手法等について

教育支援センターの設置については、市が所有する既存施設を活用する方法、新たに市が建物を取得する方法、民間事業者の物件を賃貸して設置する方法が想定されます。

どの方法で設置するかについては、市全体の公共施設マネジメントの中で、今後決定していくこととなりますので、ここでは想定される設置手法等は以下のとおりです。

■ 市が所有する既存施設を活用する場合の手法

公共施設マネジメントに基づき、既存施設の活用が考えられます。その場合、必要に応じて改装等を行います。

■ 建物を取得する場合の手法

従来方式と民間活力を活用した事業手法があります。

従来方式は、設計や建築工事等について入札等により発注を行い建物を建設します。

民間活力の活用とは、民間ノウハウを生かした発注方法であるDB方式やDBO方式、民間資金を活用するPFIが考えられます。

■ 建物を賃借する場合

教育センターの条件を満たした建物として民間事業者が整備したうえで借り上げる場合と、民間事業者の建物（既存建物等）を借り上げたうえで内装や設備等を市が整備する場合の2通りが考えられます。

今後のスケジュールについて

もくせい教室、教育相談所の今後の在り方として、今回、教育支援センターにおける必要な機能を整理するとともに、施設整備に向けた基本的な考えを示しました。

小金井市教育支援センター基本構想を実現するためには、必要な施設の確保、組織改正、執務環境の整備などについて今後計画的に取り組むことが必要です。

今後の想定スケジュールについては、市全体の公共施設マネジメントなどの各種計画の内容を踏まえながら、令和2年度以降、必要な施設の確保や庁内調整、組織改正などの作業を行い、教育支援センターでの「ひとりひとりの子どものその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援、切れ目ない支援」を行います。

市の人口について

市の人口は、平成29年10月に12万人を超えてから増加傾向で推移しており、令和2年1月1日時点で122,306人（0-14歳人口は15,011人）になっています。今後の将来推計人口について、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」では、令和27年（2045年）の小金井市の総人口は122,267人（0-14歳人口は13,540人）と推計しています。

小金井市立小中学校の児童・生徒数の推移について

小金井市立小中学校の児童・生徒数は、平成20年度から令和元年度までの推移を見ると、小学校では約5,000人前後、中学校では2,200人前後を推移していましたが、令和元年度時点では、小学校は増加傾向、中学校は減少傾向になっています（図表2-1、2-2）。特別支援学級については、平成20年度から令和元年度において、小学校は4学級31人から8学級50人、中学校は2学級16人から7学級41人と、学級数、児童・生徒数ともに、おおよそ2倍になっており、特別な支援が必要な児童・生徒への支援ニーズが増えていることが分かります。

市立小学校の児童数等の推移

図表2-1

年度	学校数	学級数	総数（人）	1学級当たりの児童数（人）	特別支援学級	
					学級数	総数（人）
平成20年度	9	155	5,037	32.50	4	31
平成21年度	9	156	5,099	32.69	6	36
平成22年度	9	157	5,191	33.06	6	40
平成23年度	9	161	5,155	32.02	7	44
平成24年度	9	161	5,002	31.07	7	47
平成25年度	9	156	4,861	31.16	7	43
平成26年度	9	154	4,882	31.70	7	45
平成27年度	9	152	4,846	31.88	7	49
平成28年度	9	157	4,921	31.34	7	49
平成29年度	9	158	5,056	32.00	8	50
平成30年度	9	163	5,177	31.76	8	50
令和元年度	9	169	5,429	32.12	8	51

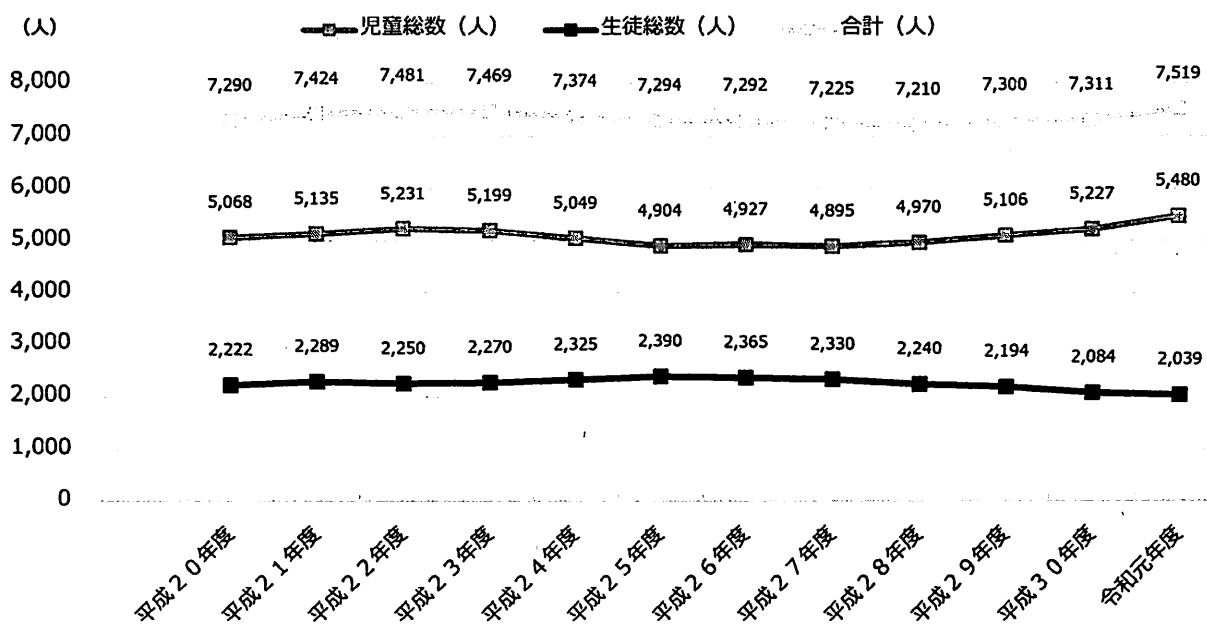
市立中学校の生徒数等の推移

図表2-2

年度	学校数	学級数	総数(人)	1学級当たりの 生徒数(人)	特別支援学級	
					学級数	総数(人)
平成20年度	5	64	2,206	34.47	2	16
平成21年度	5	65	2,273	34.97	2	16
平成22年度	5	64	2,227	34.80	3	23
平成23年度	5	65	2,248	34.58	3	22
平成24年度	5	65	2,302	35.42	3	23
平成25年度	5	67	2,364	35.28	4	26
平成26年度	5	67	2,338	34.90	4	27
平成27年度	5	65	2,300	35.38	6	30
平成28年度	5	65	2,208	33.97	5	32
平成29年度	5	63	2,149	34.11	7	45
平成30年度	5	61	2,040	33.44	7	44
令和元年度	5	59	1,998	33.86	7	41

市立小中学校の児童・生徒数の推移

図表2-3



もくせい教室の現状と課題

もくせい教室は、平成6年に心理的要因等により登校することに困難さをかかえている児童及び生徒に対して、適切な指導及び援助を行い、児童・生徒の在籍校への復帰を図るために設置されました。

もくせい教室では、基本的な生活習慣の習得に関すること、学習の遅れやつまずき等の解消に関すること、在籍校への復帰を図るための条件整備に関すること等について、児童・生徒の個々の状況に応じた支援を行い、一人一人が社会的に自立していけるような力を身に付けられることを目指しています。

現在の設置場所は、シャトー小金井別館3階（小金井市本町 6-5-3）で、施設には教室3室、職員室1室（教育相談所と共同）があります。

職員体制は、室長に指導室長、指導員5人（学校管理職経験者、教員免許状を所有している者）で運営をしています。

通室している児童・生徒は、個々の状況に応じて学習活動等を行っています。また、心理面の支援として、同施設内に設置されている教育相談所の臨床心理士との連携によりカウンセリングも行っています。

また、在籍校へ登校することに困難さをかかえている小金井市立小中学校の児童・生徒数は、全国及び東京都と同様に小学校、中学校ともに年々増加しており、同様にもくせい教室に通室登録している児童・生徒数も増加傾向になっています。

■ もくせい教室の課題

もくせい教室における課題は、全体での学習活動の他、個別学習を行う個室スペースが不足していること、運動などをするスペースがないため体を動かす機会が少ないこと、バリアフリーの施設ではないことなど、施設そのものの機能が限られており、児童・生徒の個々の状況に応じた支援が難しい面があります。

また、児童・生徒が抱えている悩みや不安などは様々であり、指導員以外の支援として、現在実施している臨床心理によるカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる支援の他、他者との出会いを多く持てるように地域との関わり合いを広げるなど、多様な支援の充実が必要です。

さらには、通室している児童・生徒の中には発達障害等があり、そこから生じる学習面のつまずき、行動面、対人関係などの困りごとにより学校生活になじめず、登校することに困難さをかかえているケースが見られます。

このような発達障害と不登校との関係性については、平成28年7月の不登校に関する調査研究協力者会議による「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」においても、不登校特例校に

関する記述において「発達障害等、不登校児童生徒の背景も多様化していることから、様々なケースに対応できる専門スタッフの配置や教員の不足等が課題となっていることが確認された。」とあり、その関係性について報告されています。

よって、もくせい教室に通室する発達障害等がある児童・生徒への支援を行うためには、特別支援教育の視点における支援が必要であり、支援を行う指導員の専門性向上のための研修の充実や専門職による関わりが必要です。

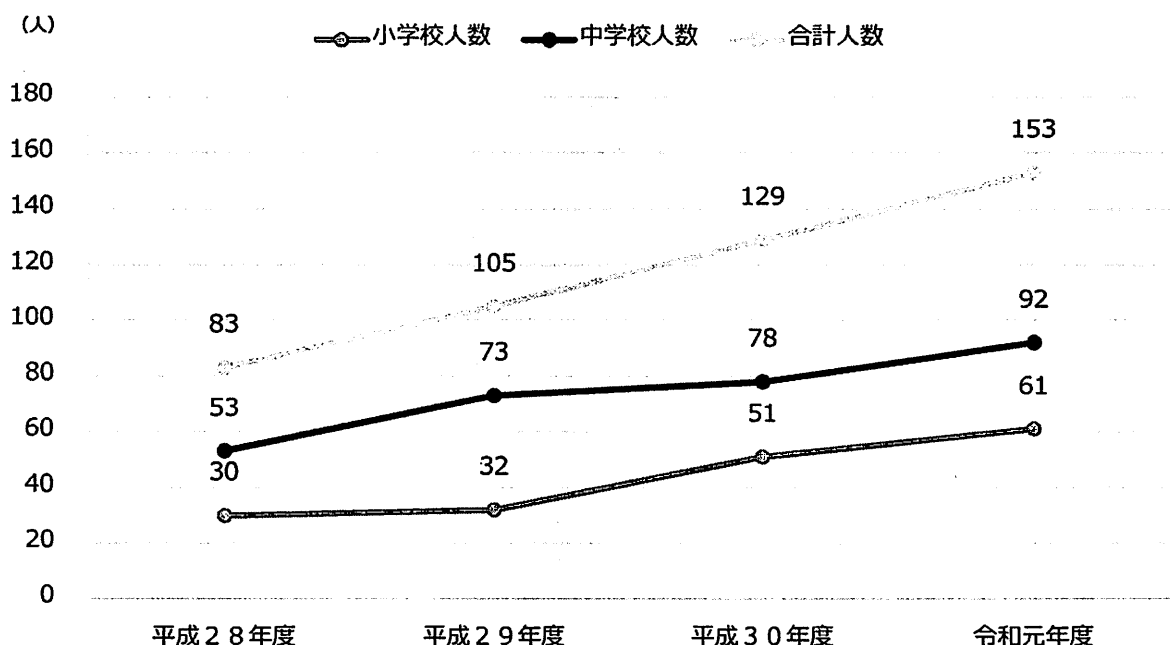
不登校児童・生徒数等の推移について

図表2-4

	小金井市				東京都			
	小学校		中学校		小学校		中学校	
	人数 (人)	出現率 (%)	人数 (人)	出現率 (%)	人数 (人)	出現率 (%)	人数 (人)	出現率 (%)
平成28年度	30	0.60	53	2.37	2,944	0.55	8,442	3.60
平成29年度	32	0.63	73	3.33	3,226	0.56	8,762	3.78
平成30年度	51	0.98	78	3.74	4,318	0.74	9,870	4.33
令和元年度	61	1.11	92	4.51	5,217	0.88	10,851	4.76

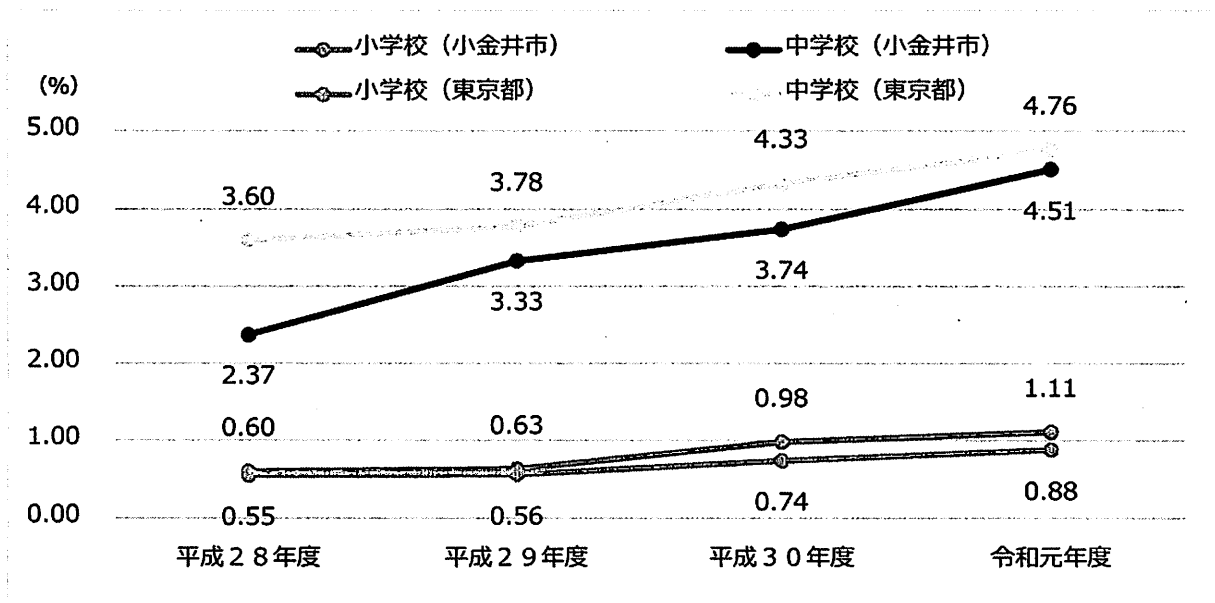
小金井市立小中学校における不登校児童・生徒数の推移

図表2-5



不登校児童・生徒数の出現率の推移

図表2-6



もくせい教室の通室登録人数の推移について

図表2-7

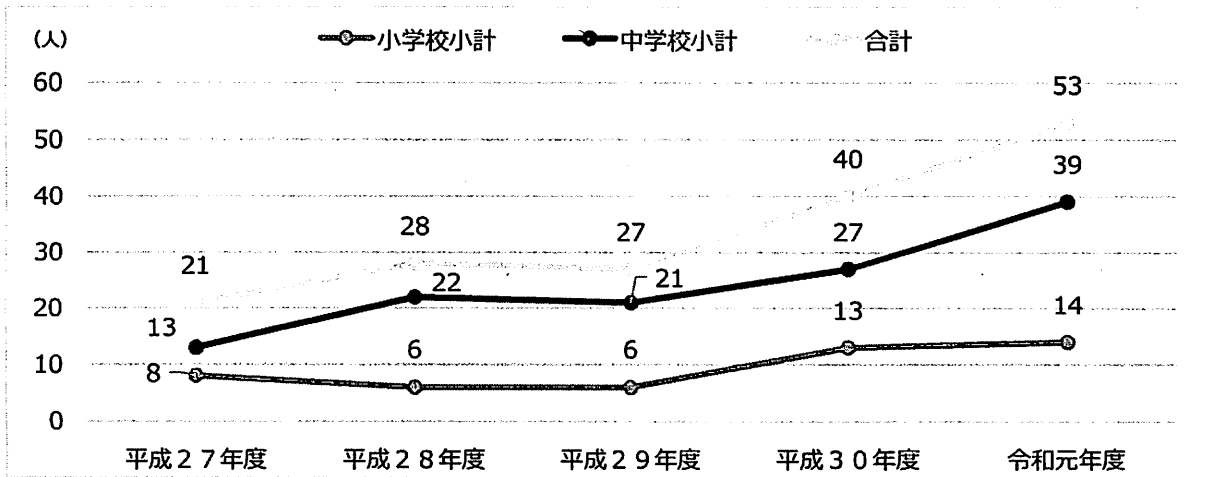
単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小 1	0	0	1	0	0
小 2	1	0	1	0	2
小 3	0	0	0	1	0
小 4	1	1	0	3	5
小 5	3	1	3	4	2
小 6	3	4	1	5	5
小学校小計	8	6	6	13	14
中 1	3	9	6	4	6
中 2	4	8	4	13	10
中 3	6	5	11	10	23
中学校小計	13	22	21	27	39
合計	21	28	27	40	53

もくせい教室の通室登録人数の推移について

図表2-8

単位：人



もくせい教室の月別通室状況の推移について

図表2-9

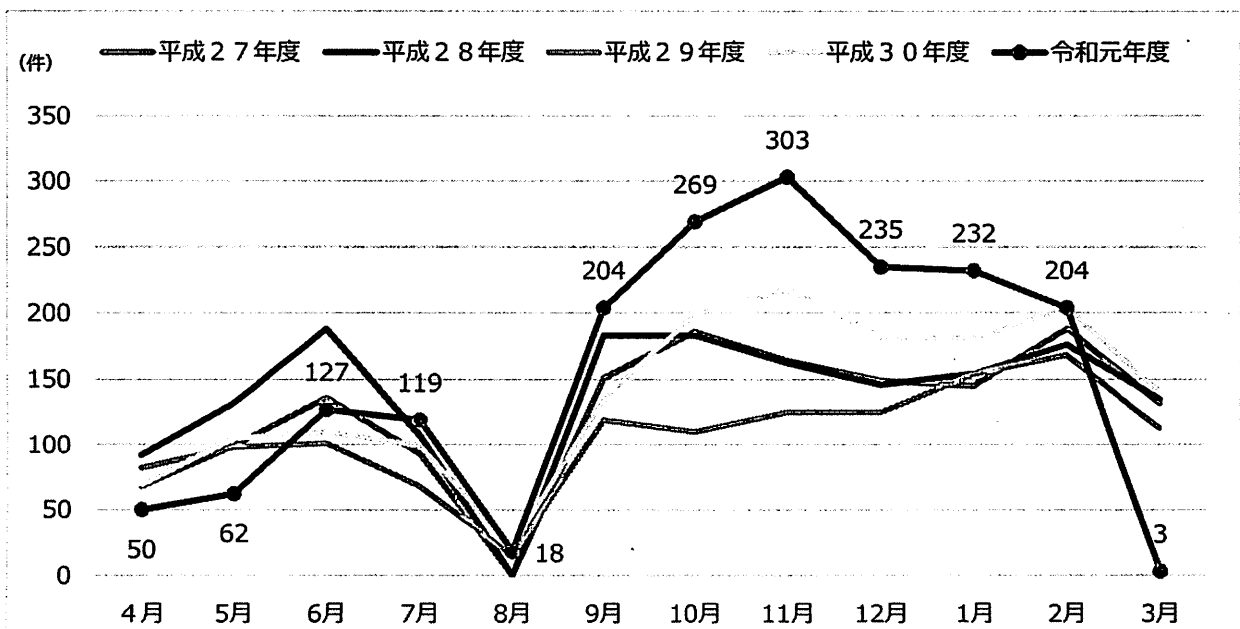
単位：件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成27年度	68	99	136	93	0	151	186	164	149	145	188	132
平成28年度	92	132	188	107	0	183	183	162	146	154	176	135
平成29年度	82	98	101	68	15	119	110	125	125	154	168	113
平成30年度	69	105	110	99	22	135	199	218	182	181	204	140
令和元年度	50	62	127	119	18	204	269	303	235	232	204	3

※ 令和元年度の3月は、新型コロナウイルス感染症により臨時休校

もくせい教室の月別通室状況の推移について

図表2-10



教育相談所の現状と課題

教育相談所は、昭和44年に市内在住の幼児・児童・生徒の教育指導上の諸問題についての相談に応じ、教育の充実を図るために設置されました。

教育相談所では、学業・知能の相談に関すること、性格・行動の相談に関すること、進路・適性の相談に関すること、精神・身体の相談に関すること等を行い、幼児、児童、生徒及びその保護者のかかえている不安や悩みの解消を図っています。

現在の設置場所は、シャトー小金井別館3階（小金井市本町6-5-3）で、施設には、相談室2室、プレイルーム1室、待合室1室、職員室1室（もくせい教室と共同）があります。

職員体制は、所長に指導室長、相談員7人（学校管理職経験者、臨床心理士又は公認心理士の資格を取得している者）を配置しています。

相談業務は、「面接相談」、「電話相談」、「メール相談」により行っており、相談件数は年々増加している状況で、相談内容の主訴割合が高いものは、「不登校」、「発達に関すること」です。

■ 教育相談所の課題

教育相談所における課題は、相談室、検査室の部屋数や防音対策が不足していること、プレイルームが狭いこと、バリアフリーの施設でないことなど、施設規模等が限られており、幼児・児童及びその保護者の相談に対応することが難しい面があります。

また、電話相談、メール相談の件数が少ないことから、来所相談できない幼児・児童及びその保護者に配慮した相談しやすい環境の整備が必要です。

さらには、相談内容の主訴割合が高い「不登校」と「発達障害」に関連する業務として、もくせい教室、特別支援教育に関する業務の一部を担っているところですが、特別支援教育は学務課と指導室など、内容によってその所管が異なるため、情報共有等の各種調整に時間を要するという課題があります。この状況は、相談者である幼児、児童、生徒及びその保護者にとっても、1つの相談に対して複数の窓口に行かなくてはならないため負担となっています。

相談者にとって安心して相談できる環境整備を行うために、就学前から一貫したチームで支援するという切れ目のない相談体制の構築が必要です。

教育相談所の相談件数の推移

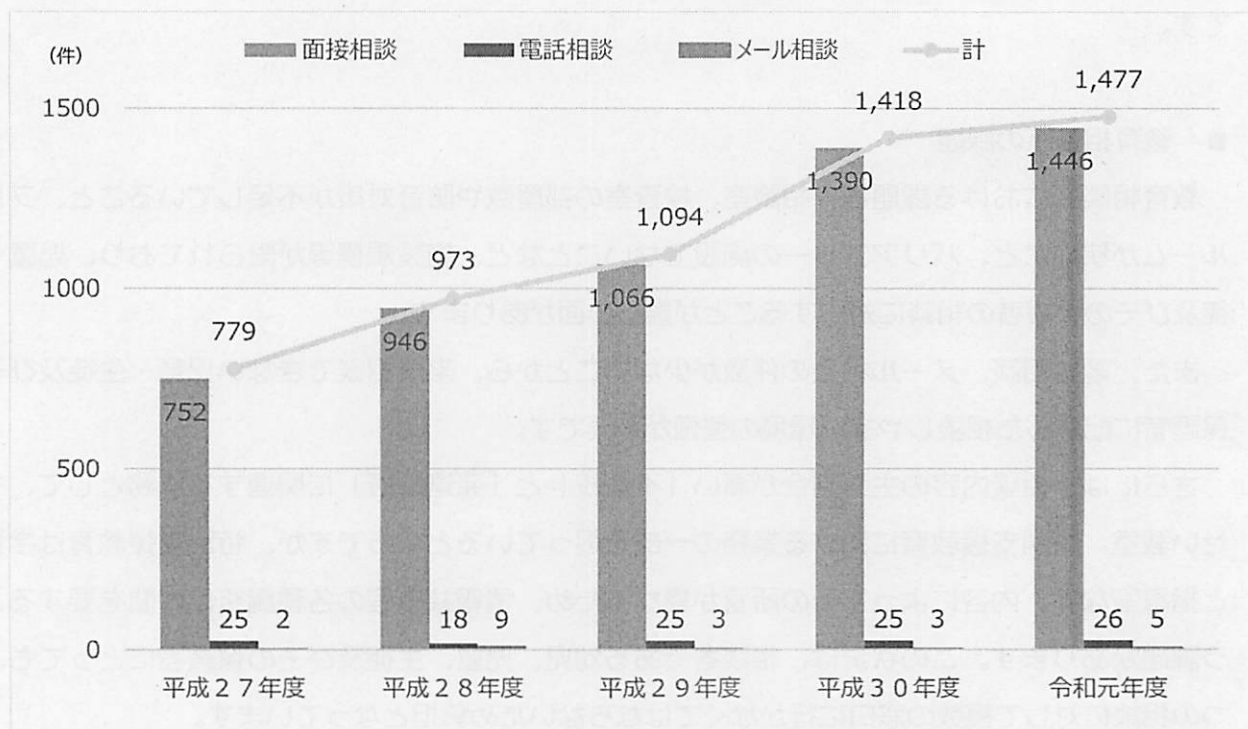
図表2-11

単位(件)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
面接相談	752	946	1,066	1,390	1,446
電話相談	25	18	25	25	26
メール相談	2	9	3	3	5
計	779	973	1,094	1,418	1,477

教育相談所の相談件数の推移

図表2-12



令和元年度 教育相談所における相談状況について

図表2-13

単位：件

	月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談 延回数	来 所	92	99	96	128	101	134	130	150	128	120	134	134	1,446
	電 話	1	3	9	9	0	0	2	0	0	0	1	1	26
	メ ー ル	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	5
	計	95	102	106	138	101	135	132	150	128	120	135	135	1,477
学 齢 別 件 数	就 学 前	0	4	2	3	1	5	6	3	2	1	3	4	34
	小 学 校	31	29	33	48	44	56	38	43	48	48	48	36	502
	中 学 校	8	12	12	14	17	18	16	18	12	13	13	12	165
	高 等 学 校	5	4	2	4	3	4	6	5	5	3	3	3	47
	そ の 他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	45	49	49	69	65	83	66	69	67	65	67	55	749
性 別	男	30	35	36	46	43	56	42	46	43	46	45	37	505
	女	15	14	13	23	22	27	24	23	24	19	22	18	244
	計	45	49	49	69	65	83	66	69	67	65	67	55	749
主 訴 別 相 談 内 容	不登校	16	20	20	21	19	25	25	29	26	25	23	21	270
	子育て・しつけ	3	3	1	4	2	5	3	3	1	1	2	2	30
	発達障害	8	9	10	15	16	19	10	11	13	10	12	8	141
	いじめ	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	7
	性格・行動上の問題	5	6	8	11	11	14	12	7	10	8	8	7	107
	学校・教師	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0	5
	問い合わせ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	学業上の問題	3	5	4	7	9	9	8	11	9	11	11	7	94
	進路等	3	1	2	2	1	0	2	2	2	2	1	2	20
	家庭生活	3	2	1	2	1	3	3	2	2	3	3	2	27
	精神・身体・健康	0	0	0	1	1	2	2	1	2	2	3	1	15
	学校生活	2	1	0	0	2	2	1	1	1	3	2	4	19
	友人関係	0	0	1	2	1	1	0	2	1	1	0	0	9
	その他	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	4
計	45	49	49	69	65	83	66	69	67	65	67	55	749	

継 続 件 数	継 続	92	97	102	112	135	153	172	182	176	178	193	203	
	新 規	9	13	12	26	21	21	19	16	18	16	10	8	189
	終 結	4	8	2	3	3	2	7	22	16	1	0	98	166
	計	97	102	112	135	153	172	184	176	178	193	203	113	

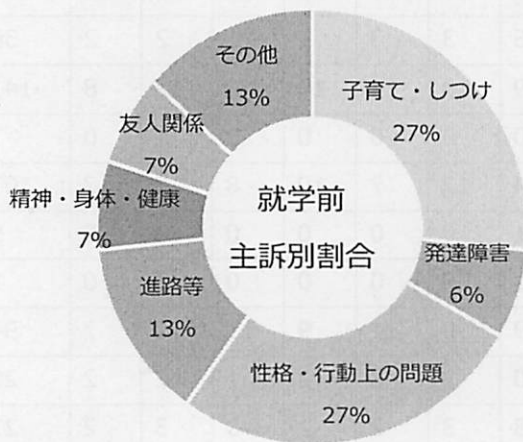
来所相談案件主訴別内訳（新規のみ）

図表2-14

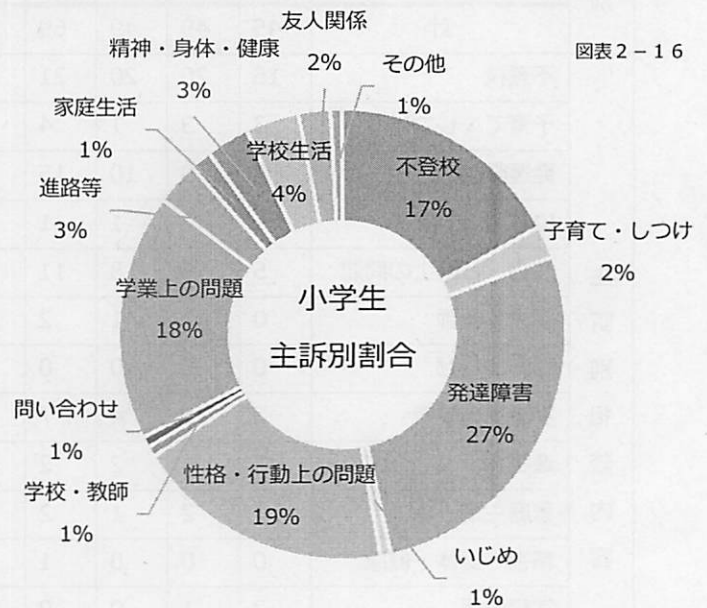
単位：件

主 訴	就学前	小学生	中学生	高校生	その他	計
不登校	0	22	15	3	0	40
子育て・しつけ	4	3	0	3	0	10
発達障害	1	35	6	0	0	42
いじめ	0	1	0	0	0	1
性格・行動上の問題	4	24	4	0	0	32
学校・教師	0	1	0	0	0	1
問い合わせ	0	1	0	0	0	1
学業上の問題	0	23	8	0	0	31
進路等	2	4	1	0	0	7
家庭生活	0	2	0	0	0	2
精神・身体・健康	1	4	0	0	0	5
学校生活	0	5	2	1	0	8
友人関係	1	3	1	0	0	5
その他	2	1	0	0	1	4
計	15	129	37	7	1	189

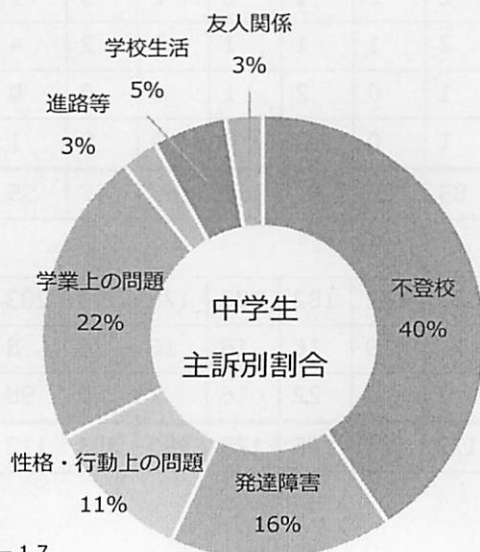
図表2-15



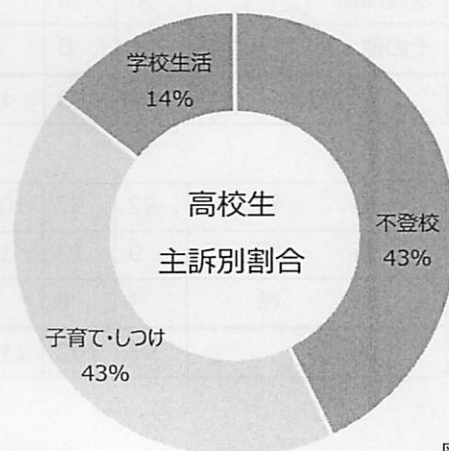
図表2-16



図表2-17



図表2-18



特別支援教育の現状と課題

特別支援教育とは、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。特別支援教育は、障害のある児童・生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

小金井市では、特別支援学級（固定学級と通級指導学級）、特別支援教室（巡回指導教室）を設置し、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために必要な支援を行っています。

■ 固定学級（知的障害）

知的発達の遅れがあり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象に、小学校では基本的な生活習慣の確立や体力づくり、日常生活に必要な言語（国語）や数量（算数）、生活技能などを学びます。

中学校では小学校の学びを更に充実させるとともに、社会生活や職業生活に必要な知識や技能などを学びます。また、必要に応じて特別支援学校の教育内容等を参考にしながら、小集団の中で、個に応じた生活に役立つ内容を学びます。

■ 固定学級（自閉症・情緒障害）

知的障害を伴わず、自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である生徒、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である生徒を対象に、通常の学級と同じ教科等を学びます。それらに加え、対人関係の形成や生活に必要なルールなどに関すること及び必要に応じて心理的安定や集団参加に関することを学びます。

■ 通級指導学級（難聴・言語障害）

きこえにくさがある、正しく発音しにくい音がある、吃音がある（ことばの出にくさがある）

ある)、ことばの発達に遅れがある児童を対象に週に1回から2回、きこえとことばの学習をします。1回の学習時間は、1時間から1時間半くらいです。一人一人の状態に応じた教育プログラムを作り指導します。

■ 特別支援教室

通常の学級に在籍する発達障害(自閉症、ADHD(注意欠陥多動性障害)、LD(学習障害)等)で、通常の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童を対象に、ソーシャルスキルトレーニング(学校生活の中で適切な対人関係を築き、コミュニケーションがとれるように、言葉でのやりとりや相手の気持ちを考えるなどの学習)や読み書きの基礎的な学習を週に1~8時間、巡回指導教員が在籍校に巡回して指導を行っています。

これらの、特別支援学級、特別支援教室による特別支援教育の実施の他、小金井特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校と特別支援学級が連携して授業研究等を行うことにより、特別支援学級の専門性向上を図るための取組も行っています。

■ 就学相談

就学前からの支援として、小学校・中学校の就学にあたって、心身の障害や発達のことなどで心配がある幼児、児童の保護者を対象に就学相談を実施しています。幼児・児童が持っている力を最大限発揮し、いきいきとした学校生活を送るためにどのような教育環境が望ましいか、専門の相談員が保護者に必要な情報を提供しながら一緒に考えていきます。

就学先の決定にあたっては、保護者、本人の教育的ニーズ、医師、臨床心理士、特別支援コーディネーター、特別支援学級担任教諭など、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から決定していきます。

過去8年間の相談件数の状況を見ると平成26年度から増加傾向にあり、増加した要因の1つとしては、平成25年に開設した「児童発達支援センター(きらり)」との連携の効果が考えられます。今後も切れ目ない支援を充実させるため、連携を強化していくことが必要です。

■ 特別支援教育の課題

全ての学校、教室において、児童・生徒への理解を図るとともに特別支援教育の視点を

生かした質の高い教育を行うためには、教員の理解並びに指導力向上に向けた取組の推進、校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実が求められるところです。

また、特別支援学級数、在籍児童・生徒数なども増加していることや、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒が一定数いると考えられていることから、特別支援教育へのニーズは今後も増えていくと想定されます。

さらには、近年、就学相談件数などが増加傾向にある中、多様化する相談内容にきめ細やかで丁寧な相談を行うことが必要ですが、就学相談、特別支援学級、特別支援教室の相談窓口が学務課、指導室と内容によって異なるため、具体的な支援までに各種調整に時間を要するという課題があります。この状況は、相談する幼児、児童及びその保護者にとっても、1つの相談に対して複数の窓口に行かなくてはならないことから負担になっています。相談者にとって相談しやすいことも含め、効果的、効率的で切れ目のない相談体制の見直しが必要です。

特別支援学級等一覧

図表2-19

区分	校種	学校名	学級名「通称名」	対象
固定学級	小学校	小金井第一小学校	知的障害学級「梅の実学級」	知的障害
		小金井第二小学校	知的障害学級「さくら学級」	知的障害
		東小学校	知的障害学級「ひまわり学級」	知的障害
	中学校	小金井第一中学校	知的障害学級「G組」	知的障害
			情緒障害学級「I組」	情緒障害等
		小金井第二中学校	知的障害学級「6組」	知的障害
通級指導学級	小学校	小金井第二小学校	聴覚障害通級指導学級「こだま(きこえ)学級」	難聴
			言語障害通級指導学級「こだま(ことば)学級」	言語障害
	中学校	緑中学校	情緒障害通級指導学級「I組」	情緒障害等
特別支援教室 (巡回型)	小学校	小金井第二小学校(※) 小金井第三小学校、緑小学校	特別支援教室「大空教室」	情緒障害等
		南小学校(※) 小金井第一小学校、東小学校	特別支援教室「くじらぐも教室」	情緒障害等
		小金井第四小学校(※) 前原小学校、本町小学校	特別支援教室「ひだまり教室」	情緒障害等

※：拠点校

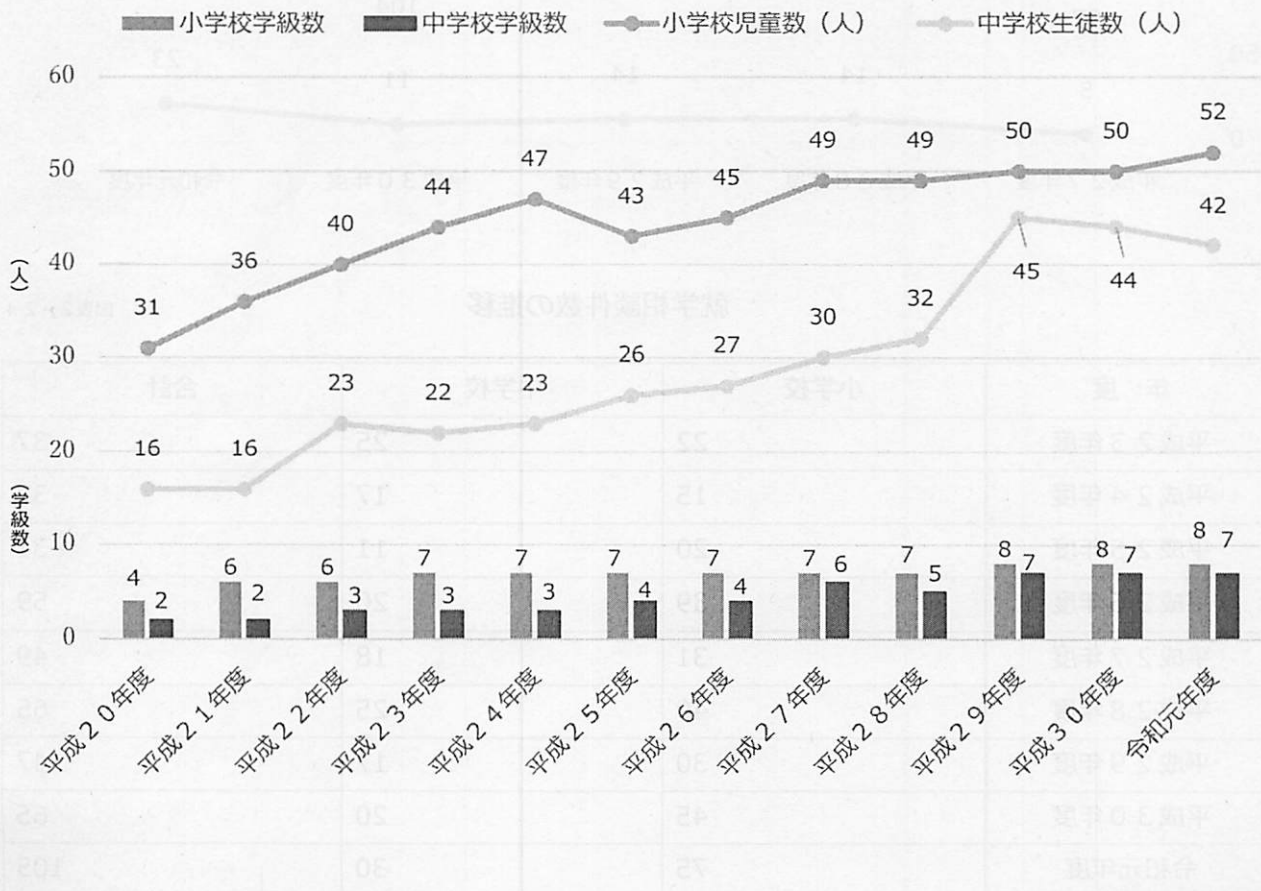
特別支援学級児童・生徒数等の推移について

図表2-20

年度	小学校学級数	中学校学級数	小学校児童数(人)	中学校生徒数(人)
平成20年度	4	2	31	16
平成21年度	6	2	36	16
平成22年度	6	3	40	23
平成23年度	7	3	44	22
平成24年度	7	3	47	23
平成25年度	7	4	43	26
平成26年度	7	4	45	27
平成27年度	7	6	49	30
平成28年度	7	5	49	32
平成29年度	8	7	50	45
平成30年度	8	7	50	44
令和元年度	8	7	52	42

特別支援学級児童・生徒数等の推移について

図表2-21



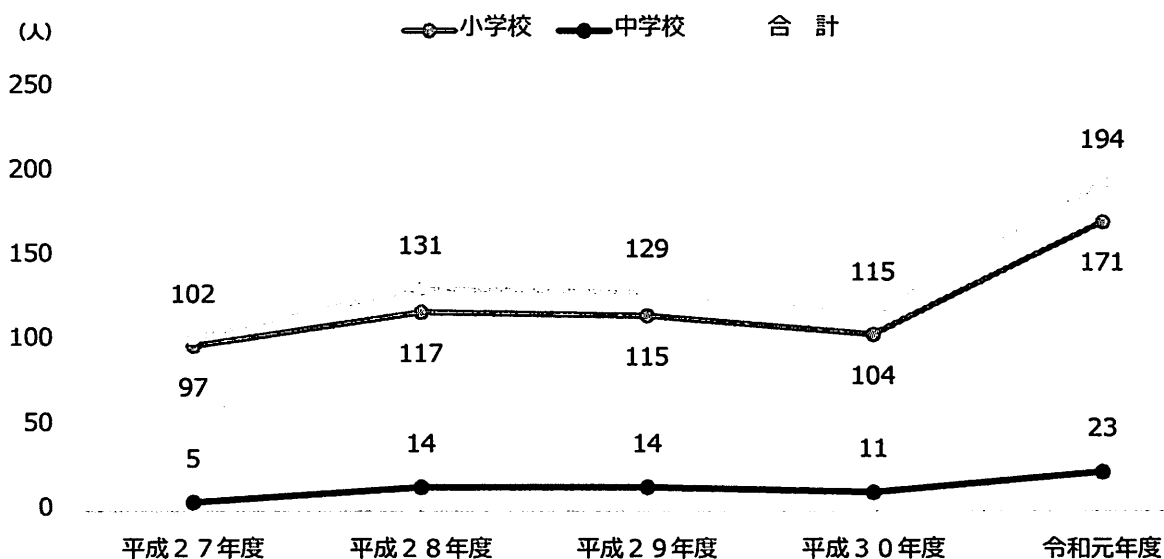
通級指導学級での指導及び特別支援教室での指導を受けている児童・生徒について 図表2-22

単位：人

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(※)	令和元年度(※)
小学校	97	117	115	104	171
中学校	5	14	14	11	23
合計	102	131	129	115	194

※ 平成30年度から小学校において特別支援教室(巡回型)が開始になっています。

通級指導学級での指導及び特別支援教室での指導を受けている児童・生徒について 図表2-23



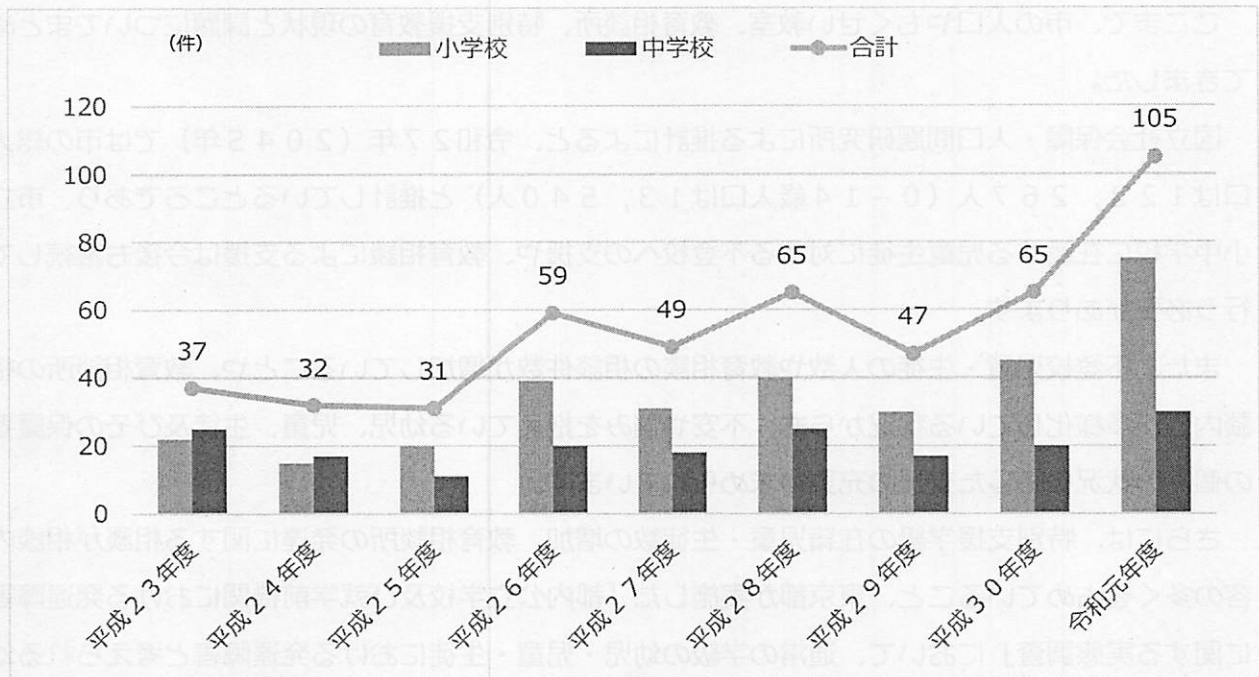
就学相談件数の推移

図表2-24

年度	小学校	中学校	合計
平成23年度	22	25	37
平成24年度	15	17	32
平成25年度	20	11	31
平成26年度	39	20	59
平成27年度	31	18	49
平成28年度	40	25	65
平成29年度	30	17	47
平成30年度	45	20	65
令和元年度	75	30	105

就学相談件数の推移

図表2-25



都内公立学校及び就学前機関における発達障害に関する実態調査

図表2-26

	通常の学級の幼児・児童・生徒数	発達障害と考えられる幼児・児童・生徒数	在籍率
幼稚園等	407,258 人	20,770 人	5.1%
小学校	552,897 人	33,661 人	6.1%
中学校	228,340 人	11,326 人	5.0%

※ 東京都教育委員会が実施した平成26、27年度に都内の幼稚園・保育所等、公立小中学校及び高校に対し、通常の学級における発達障害の児童・生徒等の在籍状況や支援の実態を把握するための調査より

現状と課題とその対応について

ここまで、市の人口やもくせい教室、教育相談所、特別支援教育の現状と課題についてまとめてきました。

国立社会保障・人口問題研究所による推計によると、令和27年（2045年）では市の総人口は122,267人（0-14歳人口は13,540人）と推計しているところであり、市立小中学校に在籍する児童生徒に対する不登校への支援や、教育相談による支援は今後も継続して行う必要があります。

また、不登校児童・生徒の人数や教育相談の相談件数が増加していることや、教育相談所の相談内容が多様化している状況からも、不安や悩みを抱えている幼児、児童、生徒及びその保護者の個々の状況に応じた支援の充実が求められています。

さらには、特別支援学級の在籍児童・生徒数の増加、教育相談所の発達に関する相談が相談内容の多くを占めていること、東京都が実施した「都内公立学校及び就学前機関における発達障害に関する実態調査」において、通常の学級の幼児・児童・生徒における発達障害と考えられる幼児・児童・生徒の在籍率は小学校では6.1%、中学校では5.0%であることから、特別支援教育に関するニーズは今後も増えていくとともに、個々の障害に応じた支援の更なる充実が必要になります。

平成31年3月の「小金井市子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」では、教育相談所や就学相談を知っている就学児童の保護者の割合は教育相談所が48.5%、就学相談が50.5%、中学校・高校年代の青少年が19.7%、教育相談所や就学相談をした就学児童の保護者の満足度は教育相談所が78.1%、就学相談が73.1%、今後も利用したい割合が教育相談は68%、就学相談が55%となっています。その他には不登校やいじめの支援体制、障害がある児童・生徒への支援の充実について意見があり、教育相談所、もくせい教室、特別支援教育、各機能の更なる充実が求められています。

このように、幼児、児童、生徒及びその保護者が抱える不安や悩みは多様化している中、もくせい教室、教育相談所、特別支援教育の各機能が果たす役割は大きいところであり、各機能の現状の課題を解決するとともに、幼児、児童、生徒及びその保護者への支援及びその周知が更に充実する体制を構築する必要があります。

これらの現状や課題を踏まえ、施設面の改善及び充実を行うとともに、就学前からの切れ目のない支援体制として、各種専門職からなるチームとしての支援体制を確立するために、相談・支援機能を1つに統合した、教育支援センターによる総合的な組織を構築し、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援の充実、専門職による教育相談の充実を図り、ひとりひとりの子どもその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援を行う必要があります。

もくせい教室及び小金井市教育相談所に関する 庁内検討委員会の検討結果について

平成31年2月

もくせい教室に関する庁内検討委員会
小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会

もくせい教室及び小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会の検討結果について

1 経過

児童・生徒等が抱える不安や悩みの要因・背景は、多様化・複雑化しており、児童・生徒等が持つ悩みや困難の解決には学校内の相談体制の充実のほか、学校外の機関の相談体制の充実が求められている。

国においては、平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「法」という。）が施行され、東京都においても、平成29年2月に教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会報告書の取りまとめを行うなど、児童・生徒等への教育支援に対する方向性を示している。

本市では、昭和44年に小金井市教育相談所（以下「相談所」という。）、平成6年にもくせい教室を設置するなど、児童・生徒等への教育支援に取り組んできたところであるが、施設の老朽化等の影響から平成29年第4回市議会定例会において、「もくせい教室」の環境改善を求める陳情書が採択され、より一層、教育支援の充実が求められている。

このような状況を踏まえ、教育委員会では、平成30年5月1日にもくせい教室に関する庁内検討委員会及び小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会（以下「両検討委員会」という。）を設置し、今後のもくせい教室及び相談所の在り方について検討を重ねた。

2 両検討委員会の委員構成

(1) もくせい教室に関する庁内検討委員会

指導室長（委員長）、庶務課長（副委員長）、学務課長、公共施設マネジメント推進担当課長、小金井第一中学校長

(2) 小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会

指導室長（委員長）、庶務課長（副委員長）、学務課長、公共施設マネジメント推進担当課長、小金井第四小学校長

3 両検討委員会等の開催状況（両検討委員会は同時開催）

回数	開催日	検討等内容
第 1 回	平成 30 年 5 月 24 日 (木)	現状把握及び意見の吸い上げ
施設見学	平成 30 年 6 月 26 日 (火)	国分寺市、府中市の施設を見学
第 2 回	平成 30 年 7 月 24 日 (火)	施設見学の報告及び意見の吸い上げ
第 3 回	平成 30 年 10 月 19 日 (金)	これまでの検討内容を踏まえて、検討内容の取りまとめ
意見交換	平成 30 年 11 月 15 日 (木)	もくせい教室に関して、陳情者との意見交換
第 4 回	平成 31 年 1 月 21 日 (月)	検討内容の取りまとめについて最終確認

4 両検討委員会で各委員から出された意見

もくせい教室	相談所
<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校が同部屋ではなく別々の教室が必要 ・ 個別学習の対応ができるような部屋が複数必要 ・ 運動できるスペースが必要 ・ 調理実習、制作、音楽活動等ができる部屋、リラックスできる部屋が必要 ・ 建物の老朽化、教室が狭い、洋式トイレがないなど、施設面の改善が必要 ・ バリアフリーの施設 <p>【内容面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を「学校復帰」から「社会的自立を目指す」へ転換すべき ・ 学習面のサポートの充実 ・ 教材の充実（ICT機器など） 	<p>【施設面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談室は3部屋以上（検査室が別途あれば現状の2部屋でも可） ・ 検査室、相談室ともに防音対応がされている部屋が必要 ・ プレイルームの拡充 ・ トイレの洋式化 ・ 駐車場・駐輪場の設置 ・ 電話相談室の設置 ・ バリアフリーの施設 <p>【内容面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種専門職の配置

<ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い年代の指導員や各種専門職（臨床心理士、SSW）の配置 ・ 宿泊学習など教室外での活動の充実 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ もくせい教室の機能と相談所の機能を一つに集約（教育支援センター） ・ 指導室と同一の建物内に設置することができないか。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談所では、就学相談、特別支援教育に関する業務があるが、就学相談は学務課、特別支援教育は指導室が担当となっており、所管が異なっている。相談者が就学前から卒業まで一つの窓口で継続して相談を受ける組織体制を構築して欲しい。
---	--

5 陳情者との意見交換会での主な意見

(1) もくせい教室の早期移転を含めて改善を

新庁舎完成後に空き施設などに移転するというスケジュールでは遅すぎる。

(2) 不登校児童・生徒に対応できる場を

現在のあまり広くない教室では、不登校児童・生徒の生活（居場所）・学習の対応は難しいのではないかな。

また、教材、カリキュラムの充実や児童・生徒の個々の状況（心の居場所が欲しい、学びたい、クールダウン）に対応することが難しいのではないかな。

(3) スタッフについて

若いスタッフ、心理専門スタッフの配置、スタッフの研修の充実を求める。

(4) 保護者会について

現在は個人面談を実施しているが、保護者とスタッフが話し合える場を提供してほしい。

(5) 他市、民間の状況は興味深いものがあり、そこから学び、不登校児童・生徒のために実践してほしい。

6 両検討委員会の意見のまとめ

両検討委員会から出された意見、陳情者からの意見を、大きく「施設面」、「内容面」、「その他」の意見に分け、それらの意見について、以下のとおりまとめた。

もくせい教室	相談所
<p>【施設面】</p> <p>施設規模が限られており、児童・生徒の個々の状況に応じた支援が難しい面があるため、個別支援、全体支援が行える施設規模が必要であると考えます。</p> <p>また、公共施設等総合管理計画にあるとおり、もくせい教室を設置している建物が建築後40年以上を経過しているなど、教育施設としての安全性の確保を図る必要がある。</p> <p>【内容面】</p> <p>目的を「学校復帰」から「社会的自立を目指す」へ転換するべき。</p> <p>教育支援の充実のため、設備の充実、指導員の研修の充実が必要。</p> <p>また、不登校児童・生徒の個々の状況に応じた支援体制を整えていく必要もある。</p> <p>例えば、通室する不登校児童・生徒の中には休養等が必要な場合があるため、臨床心理士などによるカウンセリングなどの支援体制が必要である。</p> <p>【その他】</p> <p>もくせい教室の機能と相談所の機能の集約等については、引き続き担当課において検討を行う。</p>	<p>【施設面】</p> <p>施設規模が限られており、児童・生徒の相談に対応することが難しい面があるため、相談室、検査室などの相談体制の充実が必要であると考えます。</p> <p>また、公共施設等総合管理計画にあるとおり、相談所を設置している建物が建築後40年以上を経過しているなど、教育施設としての安全性の確保を図る必要がある。</p> <p>【内容面】</p> <p>児童・生徒の相談に適切に応じることができる相談体制を整えていく必要がある。</p> <p>【その他】</p> <p>相談者が相談しやすい窓口については、引き続き担当課において検討を行う。</p>

7 結論

両検討委員会では、もくせい教室、相談所の今後の在り方について検討を重ねてきた。児童・生徒への教育支援の充実を図ることの必要性については、委員各位で認識を共有したところである。

もくせい教室、相談所の今後の在り方に関する長期的な施策展開に当たっては、今回の検討内容や法の主旨を踏まえながら計画的に進めていくことが重要であり、第5次基本構想の策定等を踏まえ、適切に検討を進めていくことを確認した。

また、もくせい教室、相談所の環境改善については、随時取り組むこととし、長期的な施策展開と並行して現状の環境改善を行いながら児童・生徒の教育支援の充実を図ることを結論とする。

もくせい教室に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 もくせい教室の機能及び設置場所の検討を行うため、もくせい教室に関する庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) もくせい教室の機能及び設置場所に関すること。
- (2) その他もくせい教室に関して、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 庶務課長
- (2) 学務課長
- (3) 指導室長
- (4) 公共施設マネジメント推進担当課長
- (5) 学校長 1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、指導室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、庶務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認められるときは、第3条各号に掲げる者のほか、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、学校教育部指導室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

小金井市教育相談所に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育相談所の機能及び設置場所の検討を行うため、小金井市教育相談所（以下「教育相談所」という。）に関する庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教育相談所の機能及び設置場所に関すること。
- (2) その他教育相談所に関して、教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 庶務課長
- (2) 学務課長
- (3) 指導室長
- (4) 公共施設マネジメント推進担当課長
- (5) 学校長 1人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、指導室長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、庶務課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、特に必要があると認められるときは、第3条各号に掲げる者のほか、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員長は、委員会の円滑かつ効率的な運営を図るため必要があると認めるときは、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、学校教育部指導室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

用語の説明

か行

- ・ グループセラピー
集団療法のこと。共通の目的・課題を持った参加者同士が、それぞれの問題に対する理解を深めたり、対処スキルを高めたりすることで、心理的な治療を促す方法です。
- ・ 行動観察
対象者が、おもちゃやテストなど、それと関わる様子などを専門的な観点から観察していく方法。
- ・ 行動療法
心理療法の一つで、実際の行動変容から問題解決をはかる方法。
- ・ 校内委員会
学校が支援を必要とする児童生徒に対して適切な支援ができるように、その手段・方法を組織的・計画的に検討する組織
- ・ 公認心理師
心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を扱う専門家。公認心理師は国家資格の一つ
- ・ コーディネーター
教育支援センター化により職種によって分けられていた業務が多職種混合で行われることになったため、これらの職種間の関係調整を主たる業務として行うもの。また、進捗状況に合わせた会議の提案などチーム全体の進行役も務める。

さ行

- ・ スクールソーシャルワーカー
児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ、関係機関とのネットワークを活用して、不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内外のケース会議等の充実を図る社会保険福祉士又は精神保健福祉士の資格を有した者
- ・ 就学相談
子どもの就学に当たって、心配や気がかりなことがある保護者からの相談に応じて、子どもにとって最もふさわしい教育を受けることができるための相談

た行

- ・ 特別支援コーディネーター
保護者や関係機関に対する学校の窓口の役割を担う者。また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者

は行

- ・ プレイセラピー
心理療法の一つで、遊技療法とも呼ばれる。言語で表現が難しい場合などに、遊びという媒介を通じて、心理療法を行うもの。
- ・ ボールプール
家庭用のビニールプールなどに、ゴムボールなどを敷き詰めた遊具。ゴムボールとの身体接触を通して心理療法と同程度効果を得ようとするもの。

ら行

- ・ 臨床心理士
心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を扱う専門家。「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」が資格認定している。

A～Z

- ・ ICT
Information and Communication Technology の略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術と訳されます。IT (Information Technology : 情報技術) と同義で、教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理など。

協議第2号

第4次小金井市生涯学習推進計画（案）について

現在策定中の第4次小金井市生涯学習推進計画（案）について協議を求める。

令和3年1月12日

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅 士

（提案理由）

第3次小金井市生涯学習推進計画が今年度で終了となることに伴い、現在、第4次小金井市生涯学習推進計画の議論を進めていることについて、検討状況を報告させていただき、本件について協議を求めるものであります。

第4次小金井市生涯学習推進計画

【案】

令和3年3月

小金井市

(白地)

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の期間	2
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の策定体制	2
第2章 計画策定の背景	3
第1節 生涯学習の推進をめぐる近年の動向	3
第2節 小金井市の生涯学習を取り巻く現状と課題	7
第3節 第3次小金井市生涯学習推進計画の評価	10
第4節 第4次推進計画に向けた課題	12
第3章 計画の基本理念・目標	14
第1節 計画の基本理念	14
第2節 施策の方向性	15
第3節 施策の体系	17
第4章 施策の展開	18
施策の方向性1 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり	18
施策の方向性2 地域と共につくる生涯学習	36
施策の方向性3 生涯学習のネットワークづくり	45
第5章 計画の推進に向けて	53
第1節 計画の推進体制	53
第2節 計画の進捗把握	53
第3節 計画の進捗を把握するための指標	54
資料編	56
1 小金井市社会教育委員の設置に関する条例	56

2	小金井市社会教育委員の会議における検討経過.....	58
3	小金井市生涯学習推進検討委員会設置要綱.....	59
4	小金井市生涯学習推進検討委員会における検討経過.....	61
5	小金井市生涯学習関連施設一覧	62
6	用語解説	64

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

生涯学習という言葉は、今日の社会で広く普及し、様々な生涯学習活動が展開されています。平成18年12月の教育基本法改正の中でも、生涯学習の理念（第3条）について明示され、教育全体の普遍的な理念として生涯学習社会の実現を目指すことが、明確に打ち出されました。

近年、平均寿命の延伸により、人生100年時代を迎え、学生時代だけでなく、人生において常に学びに触れることが大切になります。また、少子高齢化や情報化の急速な進展、雇用環境、家庭環境の変化など、社会経済環境は大きく変化を続けています。また、環境問題や貧困問題の解決に向けたSDGs*の取り組みが広く共有されていく中で、これまで以上に生涯学習推進の必要性が高まっています。

他方、ICT*の普及・進化や新型コロナウイルス感染の世界的な広がりなどを契機に、人と人とのコミュニケーションの在り方にも大きな変化が生まれています。今後の生涯学習環境づくりにおいても、こうした変化を踏まえた新たな視点で対応していくことが必要です。

本市では、平成16年に「小金井市生涯学習推進計画（第1次）」を策定し、“いつでも”、“どこでも”、“だれでも”を基本に、「地域教育力の活性化」と「市民文化の創造」を2つの柱として各種事業を推進してきました。

また、平成21年には「第2次小金井市生涯学習推進計画」を策定し、第1次計画の理念や事業を継承し発展させるとともに、小金井市社会教育委員の会議の提言などを踏まえ、すべての住民が安心して幸せに暮らせる「人間性豊かな学びあいの地域づくり」と「個性豊かな市民文化の創造」を目指して、計画及び各種事業の推進に取り組んできました。

そして、平成28年3月には「第3次小金井市生涯学習推進計画」を策定し、「学びの継承 未来の創造～学びでつなぐ 人・まち・小金井～」を基本理念に定め、すべての市民が豊かな学びを体験できるような環境づくりに努め、また、学びを中心とした人づくり・まちづくり・ネットワークづくりを推進するため、計画及び各種事業の推進に取り組んできました。

本計画は、以上の変化等をふまえ、令和2年度末で計画期間が終了する現行計画を引き継ぐ、新たな第4次の計画として策定したものです。

第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会経済状況の変化をふまえ、必要に応じて見直しを行います。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
第4次小金井市基本構想・後期基本計画					第5次小金井市基本構想・前期基本計画				
第3次小金井市生涯学習推進計画									
					改定	第4次小金井市生涯学習推進計画(本計画)			

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「小金井市基本構想・基本計画」を上位計画とし、その「文化と教育」部門を中心とし、関係する施策を具体的に推進する個別計画です。

また、庁内他部局の諸計画との整合性を図るとともに、教育基本法及び「小金井市教育・文化の振興に関する総合的施策の大綱」の理念や方針を踏まえた計画です。

本計画の推進のために市の役割を明確にするとともに、大学などの教育機関や民間事業者、NPO*、市民団体など様々な活動主体と協働していく際の指針となるものです。

第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、小金井市社会教育委員の会議において計画素案のとりまとめを行い、生涯学習部においても検討を重ね、庁内の部長職で組織する小金井市生涯学習推進検討委員会で検討し、パブリックコメントを経て策定しています。

第2章 計画策定の背景

第1節 生涯学習の推進をめぐる近年の動向

(1) 国の動向

平成18年12月の教育基本法改正の中で、教育全体の普遍的理念として、生涯学習社会の実現を目指すことが明確化されました。また、平成20年2月には、中央教育審議会（以下「中教審」という）の答申として「知の循環型社会の構築」についての提言があり、同年6月、社会教育法が一部改正されました。

その後、平成25年から28年にかけては、地域における教育行政の在り方や、地域と学校の連携・協働、教育の多様化と質の保障の在り方などについての答申が出されました。

そして平成30年6月には、第3期の教育振興基本計画が閣議決定され、「生涯学び、活躍できる環境を整える」を生涯学習に関する基本方針とし、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進をはじめ、持続的発展のための学びや社会人の学びなおしの推進、障がい者の学習推進など、4つの目標が掲げられています。

障がい者の生涯学習推進については、平成31年3月の有識者会議においても報告が出されています。

年月	事項
平成18年12月	教育基本法の改正
平成20年2月	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～（中教審答申）
平成20年6月	社会教育法の一部改正
平成25年12月	今後の地方教育行政の在り方について（中教審答申）
平成27年12月	新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（中教審答申）
平成28年5月	個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（中教審答申）
平成30年6月	第3期教育振興基本計画（閣議決定）
平成30年12月	人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（中教審答申）
平成31年3月	障害者の生涯学習の推進方策について～誰もが、障害の有無にかかわらずと共に学び、生きる共生社会を目指して～（学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議 報告）

(2) 東京都の動向

平成4年3月に、生涯学習審議会条例が公布され、都の生涯学習審議会が発足しました。

平成17年1月には、子ども・若者の「次代を担う力」の育成に向けて、学校教育と社会教育の連携と、学校・家庭・地域の協働の仕組みづくりについての答申が出され、同年8月には企業・NPO・大学など、専門的な教育力のネットワーク化に向けた協議体が設立されました。

また、平成20年には、乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクトの動きや、地域教育振興に向けた教育行政の在り方について答申されました。

平成25年4月には、第3次となる東京都教育ビジョンが策定され、その中でグローバル化*に対処できる人材育成に向けて、社会全体で子どもを育てることを理念として掲げました。

平成29年1月には、東京都教育施策大綱が出され、「誰もが自ら望む教育を受けられ、可能性を伸ばせる社会の実現」や「共生社会の中で多様性の尊重」など3点を、目指す子ども像に決めました。

そして平成31年3月には、国の第3期教育振興基本計画と、都の教育施策大綱を踏まえた第4次の教育ビジョンを定めています。

年月	事項
平成4年3月	東京都生涯学習審議会条例の公布
平成17年1月	子ども・若者の「次代を担う力」を育むための教育施策のあり方について (東京都生涯学習審議会答申)
平成17年8月	地域教育推進ネットワーク東京都協議会の設立
平成20年4月～	乳幼児期からの子どもの教育支援プロジェクトの推進
平成20年12月	東京都における「地域教育」を振興するための教育行政のあり方について (東京都生涯学習審議会答申)
平成25年4月	第3次東京都教育ビジョン
平成29年1月	東京都教育施策大綱～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～
平成31年3月	第4次東京都教育ビジョン

(3) 小金井市の動向

平成5年7月に、市の社会教育委員の会議より、「緑豊かな生涯学習のまち小金井をめざして」という提言が出されています。

平成10年7月には、「小金井市における生涯学習の推進」について、再度提言が出され、その中で、市が目指す生涯学習社会について、5つの項目を踏まえた整理がされています。

平成16年3月には、第1次となる小金井市生涯学習推進計画が策定されました。そこでは「いつでも どこでも だれでも」を基本に、「地域教育力の活性化」と「市民文化の創造」の2つの柱で事業展開を図っています。

平成21年3月には、第2次の生涯学習推進計画が策定され、すべての住民が安心して暮らせる「人間性豊かな学びあいの地域づくり」と「個性豊かな市民文化の創造」を目指しています。

平成28年3月には、現行の第3次推進計画が策定され、そこでは、緑豊かな環境のもと、市民がいきいきと主体的に生涯学習活動に取り組むといった「小金井らしさ」を継承し、未来へ発展させ、また、生涯学習を通じて人とまちをつないでいくことを目標としています。

平成30年10月には、「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」が施行され、各分野施策においても、共に学び生きる社会を目指した取り組みを進めています。

令和元年5月には、社会教育委員の会議において、今後の生涯学習を考えるにあたり、これまで、学校教育と社会教育の関わりの重要性に着目をし、社会教育からの視点で、小金井市らしい独自のスタイルを検討し、子どもも大人も学べる小金井市ならではの地域学校協働活動の確立に向けた提言が出されています。

令和2年4月には、市立緑小学校に「学校運営協議会*」を設置し、保護者や地域住民の声を学校運営に生かしていく「コミュニティ・スクール*」制度を導入するとともに、地域と学校が協働して地域全体で、子どもたちの成長を支え、地域づくりに向けた様々な活動である「地域学校協働活動」の取り組みを開始しています。

さらには、令和3年度中からはじまる「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」の中では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目標とするSDGsの考え方を取り入れており、生涯学習施策の展開においても、このSDGsとの関連を考慮しながら推進を図ります。

年月	事項
平成5年7月	「緑ゆたかな生涯学習のまち小金井をめざして」 (小金井市社会教育委員の会議提言)
平成10年7月	「小金井市における生涯学習の推進」 (小金井市生涯学習推進懇談会提言)
平成16年3月	小金井市生涯学習推進計画(第1次) 策定
平成21年3月	第2次小金井市生涯学習推進計画 策定
平成28年3月	第3次小金井市生涯学習推進計画 策定
平成30年10月	小金井市障害者差別解消条例 施行
令和元年5月	「小金井市での地域学校協働活動」の実現に向けて(提言) (小金井市社会教育委員の会議提言)
令和2年4月	「学校運営協議会」を設置し、保護者や地域住民の声を学校運営に生かしていく「コミュニティ・スクール」制度を導入。
令和2年4月	地域と学校が協働して地域全体で、子どもたちの成長を支え、地域を創生するための様々な活動である「地域学校協働活動」の取組みを開始。

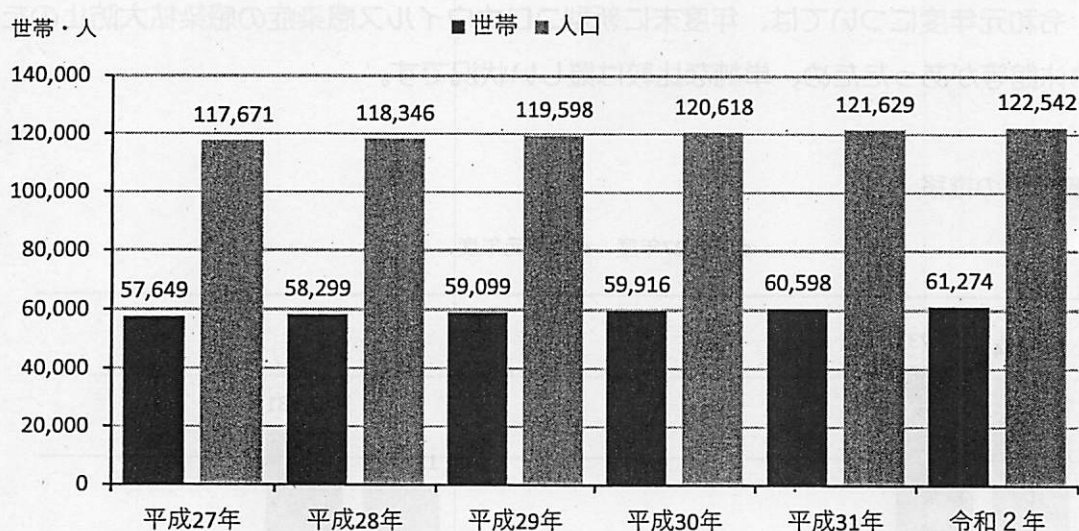
第2節 小金井市の生涯学習を取り巻く現状と課題

(1) 統計からみる小金井市

①人口・世帯の状況

人口は、平成14年4月17日に11万人を超えてから、およそ15年を経て、平成29年10月10日に12万人を超えました。令和2年4月1日現在、本市の人口は122,542人、世帯数は61,274世帯と、それぞれ増加傾向にあります。

■人口・世帯の推移



資料：市民部市民課（各年4月1日現在、外国人を含む）

②図書館・公民館・運動施設の状況

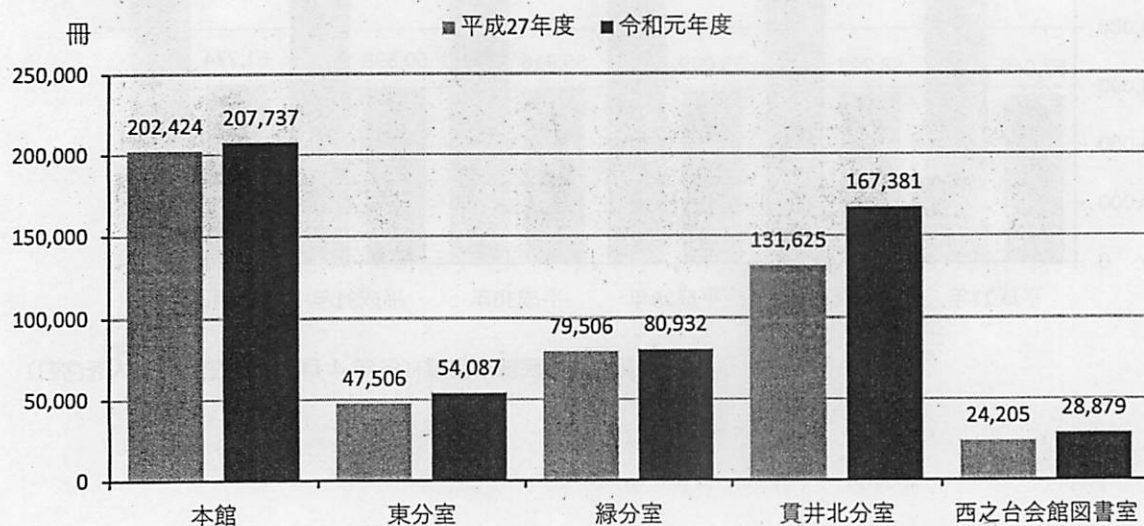
令和元年度末現在、本市には5つの図書館関連施設があり、市民のニーズに応じたサービス提供を行っています。平成27年度との比較では、いずれの施設も貸出数が増加しています。

また、公民館施設は5つあり、社会教育活動や地域活動の拠点として活用されています。平成27年度との比較では、利用者が増加している施設と、減少している施設がそれぞれある状況です。

さらに、運動施設については、総合体育館、栗山公園健康運動センター、上水公園運動施設、市テニスコート場などがあり、地域の運動・スポーツ活動に活用されています。平成27年度との比較では、市テニスコート場以外は減少しています。

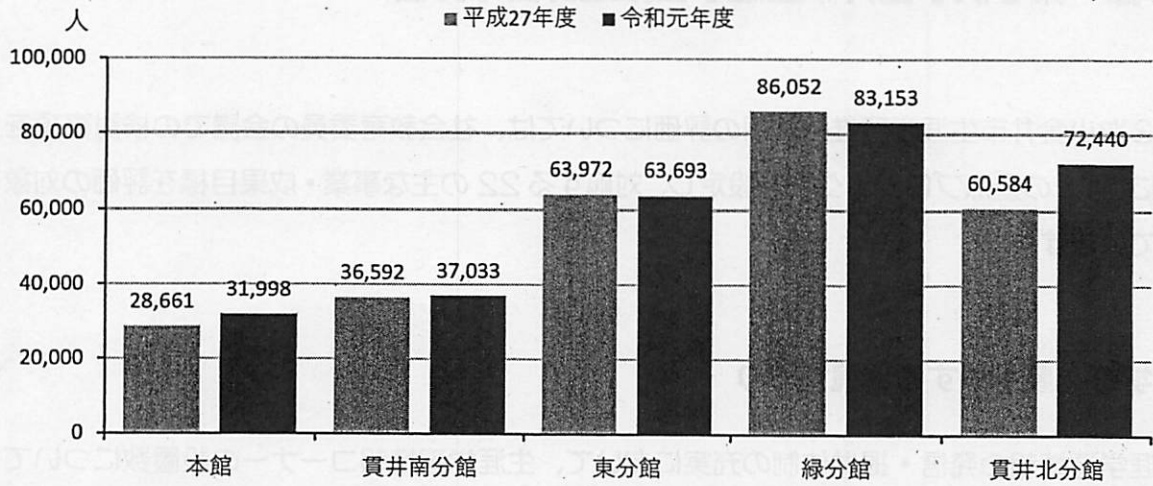
ただし、令和元年度については、年度末に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための施設の休館等があったため、単純な比較は難しい状況です。

■一般図書貸出数の推移



資料：図書館（各年度末現在）

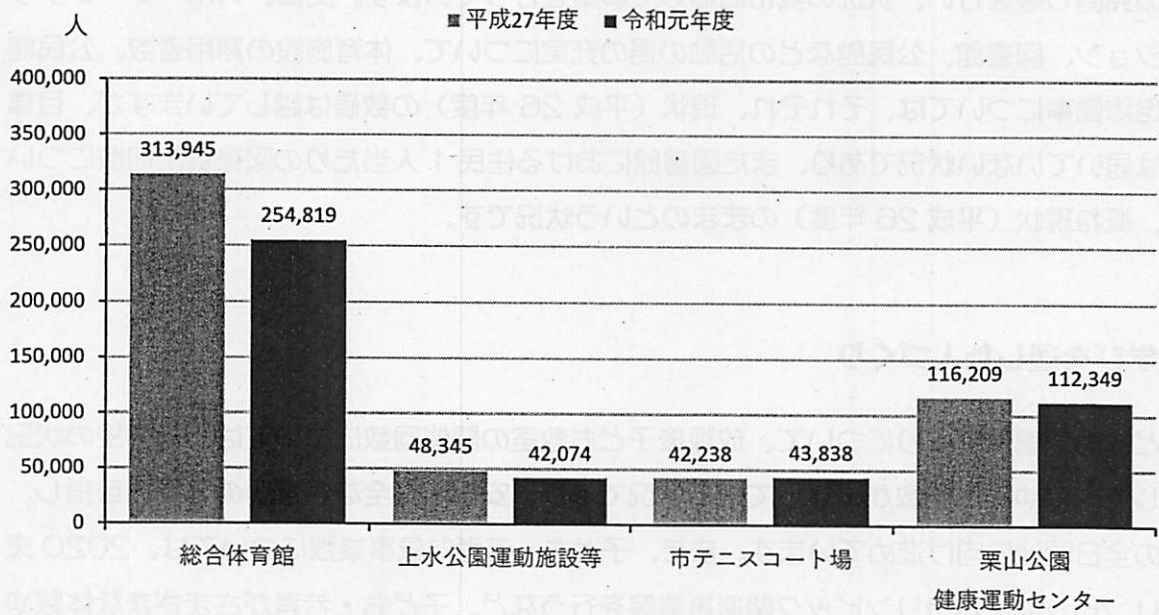
■公民館利用者数の推移



※旧本館は平成 28 年 3 月に閉館し、本館は現在「旧本町分館」に仮移転中です。
本館の平成 27 年度利用者数は「旧本町分館」の数値となります。

資料：公民館（各年度末現在）

■運動施設利用者数の推移



資料：生涯学習課（各年度末現在）

第3節 第3次小金井市生涯学習推進計画の評価

第3次小金井市生涯学習推進計画の評価については、社会教育委員の会議での検討事項を参考に、11の重点プロジェクトを設定し、対応する22の主な事業・成果目標を評価の対象としています。

1 学びを豊かにする環境づくり

生涯学習情報の発信・提供体制の充実において、生涯学習情報コーナーの設置数については、現状（平成26年度）とほぼ変わりがない状況ですが、チラシ等については、内容によって分けて設置する等、市民の方が見やすいよう工夫しています。また生涯学習支援機能の充実に向け、市のホームページの中に生涯学習情報コーナーを作成していますが、更にわかりやすい情報発信ができるよう取り組む必要があります。生涯学習支援事業数については、内容の見直し等を行い、状況の変化に応じて事業を行っています。更に、スポーツ・レクリエーション、図書館、公民館などの活動の場の充実について、体育施設の利用者数、公民館の平均稼働率については、それぞれ、現状（平成26年度）の数値は越していますが、目標までは届いていない状況であり、また図書館における住民1人当たりの図書貸出冊数については、概ね現状（平成26年度）のままのという状況です。

2 学びを通じた人づくり

子どもの居場所づくりについて、放課後子ども教室の開催回数については、各学校の状況に応じて内容や実施回数が異なっている状況ですが、安心・安全な居場所の充実を目指し、平日の全日開催に向け進めています。また、子ども・若者対象事業数については、2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業等を行うなど、子ども・若者がさまざまな体験やふれあいができる事業の充実に努めています。更に、高齢者の生きがい・介護予防の充実や人権尊重理念の普及、国際交流の推進においては、担当部署との連携の必要性や、参加人数の減少に伴う内容の見直しなどの課題はありますが、事業の継続した実施に向け進めています。

3 学びを活かしたまちづくり

学びを継承するための仕組みづくりとして、「市民同士の学びの循環」がされることが重要と考え、社会教育関係団体の登録団体数や市民講師の登録者数の増加を目指していますが、社会教育関係団体については、団体の構成メンバーの高齢化等により人数が減り、活動を中止もしくはやめるという団体もあり、団体登録の更新時に登録団体数が減ってきています。また、出前講座については、利用回数が現状（平成26年度）を下回っている状況であるが、継続的に利用している団体等もあるため、多くの市民に利用してもらえるように周知方法等を工夫する必要があります。また、歴史に親しむ機会の提供において、市史の刊行については、平成30年度で大きな区切りとなりましたが、今後は市史の刊行のために集めた資料を利用し、新たな資料の作成に向け取り組んでいきます。また、名勝小金井（サクラ）復活事業については、玉川上水・小金井桜整備活用実施計画の達成率は目標を超えている状況ですが、引き続き、地元協力団体及び関係機関とも連携して、事業を継続してまいります。

4 学びあいのネットワークづくり

本市では、平成20年に策定した小金井市協働推進基本指針に基づき、市民との協働を進めてきています。市民協働の推進について、スポーツ関係の事業におけるボランティア参加事業数は、少しずつ増加し目標を超えています。また、ボランティアセミナーの参加者数については、年度により増減がありますが、ボランティアセミナー参加者がその後活動してもらうための工夫が必要となります。

第4節 第4次推進計画に向けた課題

(1) 生涯学習に親しむ環境の整備

長寿化とともに「人生100年時代」を迎える中、子どもから大人まで、誰もが生涯にわたって生涯学習に親しむためには、誰もが学びにアクセスできる環境整備が欠かせません。しかしこれまで、仕事や子育て、介護、障がいなど、様々な理由によって、生涯学習に取り組むことが難しい状況がみられました。

今後は、幅広いライフスタイルやライフステージ*など、様々な状況に応じて、いつでも、どこでも、誰もが必要な生涯学習に関する情報を入手し、気軽に学べる場や機会などを整えていくことが重要です。

また、身近に安心して集い、学べる場の充実に向けて、既存の社会教育施設等が一層使いやすいものとなるよう工夫するなど、暮らしの中に生涯学習が根付くまちづくりを進めていく必要があります。

さらには、近年の新型コロナウイルス感染症*の感染拡大を受けて、多人数での集まりや催しが避けられるなど、社会のあらゆる場面で感染防止への配慮が求められています。生涯学習環境の整備にあたっては、オンラインを活用するなど、「新しい日常、新しい生活様式」に対応した、多様で柔軟性のある情報発信や学習機会の充実を図る必要があります。

(2) 地域と連携した生涯学習の推進

本市では、地域団体、ボランティア団体、NPO法人などの様々な主体が多様な生涯学習活動を展開しています。

近年、地球温暖化や大規模災害、ごみ問題など、地球規模であるのと同時に、身近な地域の問題とも直結する課題が増加しています。また、そうした地域に関わる課題を解決するにあたっては、地域の様々な主体が連携し、知恵を出し合いながら取り組んでいくことが重要です。

本市でも、令和2年度から保護者や地域住民の声を学校運営に生かしていく「コミュニティ・スクール」制の導入や、地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を育む「地域学校協働活動」を展開するなど、学校活動を起点に、地域の方々や地域団体等の協力により、多様な体験活動や、郷土・文化に親しむ機会づくりなどが進められています。また、市の基本構想・基本計画の中で、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けたSDGsの考え方が広く取り入れられており、生涯学習分野でも、そうした考え方を踏まえた取り組みの推進をしていくこと

が求められます。

今後も、地域に根差した生涯学習活動を展開していくために、学校、家庭、地域をはじめ、企業、大学、NPO法人などが地域ぐるみで協働・連携していくことが重要です。

(3) 学習活動を支え、発展させるネットワークづくり

市民一人ひとりが、学んだ成果を自分自身のためだけでなく、家族や身近な地域のために活かすことが重要です。一方で、誰かに力や知恵を借りたいというニーズも少なくありません。学びの成果を効果的に活かしていくためには、互いのニーズを整理し、人と人とのつながりづくりをコーディネートするしくみや人材が不可欠です。

また、こうしたコーディネート機能*を内包する社会教育施設等を、一層有効に活用していくことが求められます。そして、これらの施設等には、これから生涯学習を始める、または新しいことに挑戦しようとする人たちに対する情報提供や相談支援の役割も期待されます。

今後、生涯学習に関するコーディネーターを育成するとともに、学習活動を支え、発展させるためのネットワークづくりを進めていくことが課題です。

第3章 計画の基本理念・目標

第1節 計画の基本理念

本市では、これまで、第2次の生涯学習推進計画における基本理念「共に教え合い、学び合い、共に育つ、生涯学習のまちづくり」を踏まえ、施策の推進を図ってきました。

また、第3次の生涯学習推進計画では、これを発展させ、学びを通じて市民や地域、学校、団体、行政などがつながりあい、様々な知識や経験、文化などを次の世代へ継承し、より豊かで明るい未来の小金井市を創造していくことを目指し、「学びの継承 未来の創造 ～学びでつなぐ 人・まち・小金井～」を基本理念に設定しています。

そして、第4次となる本計画では、誰もが生涯学習活動を通じてつながり、笑顔で過ごすことができるまちとなることを目指すと共に、これまで生涯学習活動をできなかった人たちも積極的に学習に参加し、0歳から、生涯にわたって、学び続けられる環境づくりを目指し、次のとおり基本理念を定め、施策を推進します。

■基本理念

学びでつながる笑顔のまち小金井

～さあ、動き出そう！人生100年時代～

第2節 施策の方向性

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つを施策の方向性として定め、それに即した11の施策の柱に沿って、具体的な施策・事業の展開を図ります。

■施策の方向性

施策の方向性1 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり

乳幼児とその保護者を対象とした学習メニューの提供をはじめ、子ども・青少年の居場所や学習機会の提供など、「0歳から始まる生涯学習」を支援します。

また、子どもから高齢者まで、「人生100年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくりに向け、市内関係機関等と連携しながら取り組みます。

そして、障がいについての理解を深め、誰もが自分の状況に応じた学習に取り組めるよう、学習と交流及び社会参加の推進を図ります。また、性別、国籍などに関わりなく、互いに理解し、尊重し合える社会の実現に向けて、各種講座や教室、交流機会の充実を図ります。

さらには、ICTを活用しながら多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、様々なニーズに合わせた学習相談の場の充実を図るなど、誰もが生涯学習に親しむ環境づくりに向け取り組みます。

施策の方向性2 地域と共につくる生涯学習

「地域学校協働活動」の実施や「コミュニティ・スクール」の設置といった新たな学校と地域連携の仕組みを活かしながら、小金井市らしい生涯学習活動の展開を図ります。

また、市民一人ひとりがそれぞれの興味・関心に沿った学びを自由に展開するとともに、学びの成果を活かしせるよう、発表や活用機会の充実を図ります。

そして、地域の社会教育関係団体・スポーツ団体や大学・NPO法人など、地域の豊かな活動を支援するとともに、連携を通じて市民の多様な学習ニーズに応じた学習機会の充実を図ります。

さらには、地域の郷土文化に関する情報発信の充実を図るとともに、身近に親しむ機会づくりを進めます。

施策の方向性3 生涯学習のネットワークづくり

地域の多様な活動を支える人材育成に向けた支援を行うとともに、活動の活性化に向けた連携など環境整備を図ります。

また、誰もが身近な場所で多様な生涯学習活動を展開できるよう、図書館・公民館・スポーツ施設等の充実を図るとともに、生涯学習情報を集約し発信する等を行う生涯学習センター機能の充実を図ります。

そして、生涯学習に関する必要な情報が手軽に入手できるよう、情報発信場所や発信方法を工夫するとともに、関係機関・団体等と連携し、気軽に相談できる体制の充実を図ります。

第3節 施策の体系

施策の方向性	施策の柱		主な施策
1 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり	1-1	0歳から始まる生涯学習	(1)乳幼児やその保護者等を対象とした講座や体験機会の充実
			(2)子ども・青少年の居場所や学習機会の提供
	1-2	人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進～子どもから高齢者まで～	(3)幅広い世代に向けた学習機会の充実
			(4)図書館における学びの推進
			(5)公民館を活用した学びの推進
			(6)スポーツ・レクリエーション活動と健康づくりの推進
			(7)高齢者の多様な学習の支援
1-3	共生社会における生涯学習の推進	(8)障がい者の生涯学習と交流の推進	
		(9)暮らしやすい環境づくりのための学習	
1-4	「新しい日常、新しい生活様式」を踏まえた学びの推進	(10)オンラインを活用した多様な学習機会づくりの推進	
2 地域と共につくる生涯学習	2-1	学校・地域が連携した生涯学習活動の推進	(11)地域と学校の連携による活動
			(12)放課後子ども教室
	2-2	学びの継続と成果の活用の推進	(13)学習成果の発表・自主的な学びや学びを継続するための取組の推進
	2-3	地域団体や学校との連携による学びの推進	(14)社会教育関係団体・スポーツ団体等との連携・支援の充実
(15)大学・NPO 法人等との連携			
2-4	郷土の歴史や芸術・文化を親しむ機会の充実	(16)郷土資源を活用した情報発信及び郷土や文化に親しむ機会の提供	
3 生涯学習のネットワークづくり	3-1	支援者の人材育成とコーディネート機能の充実	(17)地域人材の活用と支援者・リーダーの育成の促進
			(18)生涯学習の市外との広域連携の推進
	3-2	社会教育施設等の活用の推進	(19)社会教育施設等(図書館・公民館・スポーツ施設)の活用の継続
			(20)生涯学習センター機能の整備
	3-3	情報発信・相談体制の充実	(21)情報発信場所・発信方法の充実
			(22)相談体制の充実

第4章 施策の展開

施策の方向性 1 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり

施策の柱 1-1 0歳から始まる生涯学習

乳幼児期は、自我や身体能力など、基礎的な発達に重要な時期です。母子・父子との安心できる環境のもと、様々な学びに取り組んでいくことで、心豊かで健やかな育ちにつながります。また、児童、青少年期には、学校教育を中心としながらも、自らの興味・関心に沿って、社会性や自立心を育む様々な生涯学習活動にチャレンジしていくことが期待されます。

小金井市では、乳幼児とその保護者を対象とした学習メニューの提供をはじめ、子ども・青少年の居場所や学習機会の提供など、「0歳から始まる生涯学習」を支援します。

(1) 乳幼児やその保護者等を対象とした講座や体験機会の充実

妊娠・出産・育児についての知識・技術の普及をはじめ、乳幼児と保護者を対象とした各種講座や体験会など、安心して学び、交流できる機会を提供します。

事業名	主な内容	担当課
両親学級母性科	妊婦とそのパートナーを対象とした妊娠・出産・育児についての知識・技術を学ぶ教室の開催	健康課
両親学級育児科	子どもの月例に合う関わり方や遊び方、栄養指導の情報提供等の教室の開催	子育て支援課
母親セミナー、乳幼児講座等	児童館にて母親セミナー、乳幼児講座等を開催	児童青少年課
父親講座等	育児知識や関わりの具体的体験を学ぶ父親講座や父子での遊びや交流の場を提供	子育て支援課

(☆) は、再掲がある事業です。(以下同様)

事業名	主な内容	担当課
ブックスタート	3～4か月児健診時、ブックスタート事業の紹介を通して、親子が触れ合うことの意義をボランティアが説明	健康課
幼児グループ活動	2・3歳児の子どもたちの集団体験と保護者が共に考える場	児童青少年課
親子収穫体験	親子を対象とした市内産農産物の収穫体験	経済課
読み聞かせ（☆）	図書への興味を持ってもらうため読み聞かせを実施	児童青少年課
おはなし会（☆）	絵本や物語の世界に親しんでもらい、図書館へ来館する習慣づけとなるよう、おはなし会を定期的に実施	図書館
おはなし会ほか（☆）	おはなし会ほか、各種親子交流事業の実施	児童青少年課
新春たこあげ大会（☆）	日本の伝統的な遊びであるたこあげの伝承を、子ども同士・家族の交流等を目的として実施	児童青少年課
青少年のための科学の祭典（☆）	青少年に科学に親しんでもらうため、科学技術等の分野の実験や工作を一同に集めたイベントを実施	生涯学習課
子ども家庭支援センター事業（☆）	子どもに関する相談窓口の設置。子育てひろばにおける親子に向けた居場所の提供と事業を実施	子育て支援課
子育て情報の提供（☆）	市報、ホームページ、子育てに関する総合冊子を活用するほか、民間の子育て支援サイト「のびのびーの！」と連携し、子育て情報の提供を行う	子育て支援課

(2) 子ども・青少年の居場所や学習機会の提供

次世代を担う子どもや青少年の健全な育成に向けて、関係機関・団体等と連携し、安全な居場所や学習機会を提供します。

事業名	主な内容	担当課
家庭教育学級	PTAと連携し、親子で様々な学習をしたり、保護者を対象とした子どもに関する講演会を開催	生涯学習課
思春期子育て講座	PTAと連携し、思春期の子どもを持つ保護者等の子育て講座を開催	生涯学習課
校庭開放	児童・生徒及び幼児の安全な遊び場として、土日等に市立小学校の校庭を開放	生涯学習課
多世代が参加する講座の開催	子ども体験講座や、子ども囲碁教室など、多世代が交流しつつ、地域での居場所を持てる講座を実施	公民館
学童収穫体験	市立小学生による市内産農産物の収穫体験	経済課
消費者スクール	消費者教育を行うため、市内小中学校で消費者スクールを実施	経済課
児童館事業	児童館において各種事業の実施	児童青少年課
移動児童館 (わんぱく号)等	移動児童館による子ども達の自然体験を目的とした野外行事の実施	児童青少年課
体験講座等	児童館における野外事業わんぱく団、夏期クラブ、体験講座事業等の実施	児童青少年課

事業名	主な内容	担当課
冒険遊び場事業	「子どもが自由な発想で自由に遊べる」冒険遊び場(プレーパーク)事業の実施	児童青少年課
子ども縁日	児童館における子ども縁日等の実施	児童青少年課
市民まつり 子ども部門行事	市民まつり子ども部門として、子ども縁日等を開催	児童青少年課
子ども週間行事	子ども週間(5/1~7)に子どもたちの健やかな成長を願い行事を実施	児童青少年課
中高生企画行事等	中高生を対象とした行事の開催、児童館行事のボランティア活動	児童青少年課
意見箱の設置	児童館4館にそれぞれ意見箱を設置し、各館で事業に反映	児童青少年課
清里山荘自然体験等 (☆)	自然環境の中で心身共に健全な育成を図ることを目的とした宿泊施設。自然体験教室、バスツアー等を実施	生涯学習課
スポーツ開故事業 (☆)	有効的な事業実施の検討及びプール無料開放の実施	生涯学習課
(図書館職員による) 学校訪問(☆)	市立小学校を訪問し、小学1年生に図書館についての説明会を実施	図書館
図書館事業	個人への図書の貸出のほか、学校や団体への貸出、おはなし会等のイベントの実施	図書館

事業名	主な内容	担当課
公民館事業	市民や団体への生涯学習の拠点として、公民館各館において貸館事業を実施	公民館
おはなし会ほか（☆）	おはなし会ほか、各種親子交流事業の実施	児童青少年課
新春たこあげ大会（☆）	日本の伝統的な遊びであるたこあげの伝承を、子ども同士・家族の交流等を目的として実施	児童青少年課
青少年のための科学の祭典（☆）	青少年に科学に親しんでもらうため、科学技術等の分野の実験や工作を一同に集めたイベントを実施	生涯学習課

施策の柱 1-2 人生 100 年時代を楽しむ生涯学習の推進

～子どもから高齢者まで～

医療の発達などに伴い、今後人生は 100 年時代を迎え、一人ひとりがこれまでの学び方や働き方をはじめ、リタイア後の生き方など、「生き方」を変化させていくことが重要になると予測されています。また、これまでのように、子どもから大人に向かって、就学、就職、リタイア、といった直線的なライフサイクルを描くだけでは、時代の変化に対応することが難しくなると考えられています。

子どもから高齢者まで、誰もがいつでもどこでも、いつまでも学び合える「人生 100 年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくりに向けて、図書館、公民館、スポーツ施設等をはじめ、市内の関係機関等と連携し、取り組みます。

(3) 幅広い世代に向けた学習機会の充実

子どもから高齢者まで、様々な世代の市民に向けて、より多くの学習機会が提供できるよう、関係機関・団体等と連携し、事業展開を図ります。

事業名	主な内容	担当課
市総合防災訓練	防災意識の向上、実際の震災対応に向けた総合防災訓練の実施	地域安全課
防災講習会	防災力向上のための防災講習会の実施	地域安全課
市民防犯講習会	防犯意識の向上のための講習会の開催	地域安全課
交通安全の推進	交通安全推進のための春・秋の交通安全運動と秋の交通安全市民の集い（つどい）の実施	交通対策課
消費者団体講師派遣	消費者団体が主催する講習会への講師派遣	経済課

事業名	主な内容	担当課
消費者講座	消費者の学習機会の提供のための消費者講座の開催	経済課
消費者ルームまつり	消費者ルームの紹介と、市内の消費者に役立つ情報の発信	経済課
消費生活展	市内の消費者に役立つ情報を提供し、消費者団体との情報交流を図る	経済課
起業相談・セミナー開催(☆)	東小金井事業創造センターを中心に、各関係団体と協力し、起業相談やセミナー開催支援に取り組む	経済課
環境フォーラム・環境講座等の開催	環境に対する意識啓発のための環境フォーラム、環境講座等の開催	環境政策課
クリーン野川作戦	野川清掃活動等の実施を通じた、野川流域の環境保全と啓発	環境政策課
野川地区自然再生協議会	生物の生息環境整備を主体とした整備	環境政策課
ごみ処理施設見学会	区市の可燃ごみ処理施設等を見学し、ごみ処理の理解を深める	ごみ対策課
産業祭り(農業祭)	都市における農業の役割の理解等を目的に、市内で生産された農産物の品評会や即売会の実施	経済課
一日生活教室	地元野菜を使った料理教室の開催	経済課

事業名	主な内容	担当課
市民農園	市民を対象として、区画で野菜等を栽培することを通じて農業への親しみを育む	経済課
社会を明るくする運動(☆)	犯罪や非行のない社会作りのための推進活動や、啓発イベントにおける中学生ボランティア活動	地域福祉課
消費生活相談(☆)	消費者トラブルの被害救済及び未然防止のための相談窓口の開設	経済課
市民まつり(☆)	地域の方々の演芸、伝統文化、商工業、多岐にわたる啓発活動などの、地域の交流への貢献	コミュニティ文化課
清里山荘(☆)	自然環境の中で心身共に健全な育成を図ることを目的とした宿泊施設。自然体験教室、バスツアー等を実施	生涯学習課
学校施設の開放(☆)	学校施設(会議室、体育館等)を開放し、社会教育のために活用	学務課 庶務課

(4) 図書館における学びの推進

図書館機能を十分に活用しながら、市民の多様な学びを支援します。

事業名	主な内容	担当課
図書館資料の貸出	図書館資料の貸出	図書館
団体貸出	学級文庫や地域団体等への図書への貸出	図書館

事業名	主な内容	担当課
読書会等	読書を親しむための動機付けをはかる	図書館
学校訪問	市立小学校を訪問し、小学1年生に図書館についてのクイズや読み聞かせを実施	図書館
講演会、読書会等(☆)	図書館に興味を持ってもらうための講演会や、読書に親しむための動機付けとなる事業の開催	図書館
参考・地域・行政資料の充実(☆)	調査研究のための資料や地域資料、各課で作成された行政資料等を、閲覧・保存のために収集	図書館
おはなし会(☆)	絵本や物語の世界に親しんでもらい、図書館へ来館する習慣づけとなるよう、おはなし会を定期的に実施	図書館
障がい者等へのサービス(☆)	録音図書や点字図書の作成、対面朗読サービス、宅配サービスの実施	図書館
ボランティア育成支援(☆)	音訳及び点訳及びおはなしボランティアの育成のための講習会等を開催	図書館
他自治体との相互利用(☆)	武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市との図書館施設の相互利用の実施	図書館
大学図書館との連携(☆)	市民が利用できるよう東京農工大学図書館(小金井・府中)、東京経済大学図書館等の連携を行う	図書館
図書館だよりの発行(☆)	図書館で実施しているイベントや活動について掲載した「図書館だより」の発行	図書館

事業名	主な内容	担当課
広報活動(☆)	広く図書館の情報を周知するため、図書館からのお知らせやイベント情報等について、図書館だよりやHP、ツイッターから情報発信	図書館
電子書籍サービス(☆)	電子書籍の貸出及び充実	図書館

(5) 公民館を活用する学びの推進

公民館主催事業を運営するほか、公民館施設で市民や団体等で行われている自主的な学習活動に対して、場の提供や相談などを通じて支援を行います。

事業名	主な内容	担当課
各種講座	生活課題、現代的な課題、人権、男女共同参画の課題などを学ぶための各種講座を開催(成人学校、市民アカデミー、市民講座、市民がつくる自主講座等)	公民館
野菜づくり講座	野菜の栽培を通しての体験学習及び参加者の交流	公民館
こがねいパソコン相談室(☆)	市民の多様なニーズに合わせたパソコン相談	公民館
成人大学講座(☆)	専門的な知識を学ぶための各種講座を開催	公民館
生活日本語教室(☆)	外国籍市民の日本語学習支援と国際交流を図る	公民館

事業名	主な内容	担当課
市民映画会	生きがいとふれあいのある文化創造の広場を目指した映画会の実施	公民館
音楽鑑賞のつどい	公民館における音楽鑑賞会の実施	公民館
青年学級 (みんなの会)(☆)	障がい者の自立のための学習活動と交流を図る学級の開催	公民館
国際交流イベント (☆)	他国の歴史や文化等を学び、体験を通じてのその国を理解し、親睦を図る	公民館
利用団体のつどい (☆)	利用団体の活動発表の場(公民館各館によるまつりの実施)をつくり、団体と職員、団体同士の交流、親睦を図る。	公民館
月刊こうみんかんの発行(☆)	公民館で実施している講座や活動について掲載した「月刊こうみんかん」の発行	公民館

(6) スポーツ・レクリエーション活動と健康づくりの推進

地域の多様な団体・機関等と連携し、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境づくりを推進します。

また、乳幼児から高齢者まで、すべての市民に対する健康づくりを推進します。

事業名	主な内容	担当課
総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツ振興、健康増進、文化芸術の振興、スポーツ・健康・文化の啓蒙啓発を目的とした事業等の実施	生涯学習課

事業名	主な内容	担当課
市民体育祭の実施	市内外スポーツ施設、大学施設等も利用した市民体育祭の開催	生涯学習課
レクリエーション事業	小金井市スポーツフェスティバルを開催	生涯学習課
水泳マラソン	水泳マラソンの実施	生涯学習課
市代表選手の派遣	都民体育大会等に大会参加選手を派遣	生涯学習課
スポーツ教室	各種の年齢層に向けた各種スポーツ教室等の実施	生涯学習課
スポーツ体験等のための施設開放(☆)	学校施設(体育館等)や民間施設を開放してもらい、市民のスポーツ体験・交流のための活動の実施	生涯学習課
スポーツ開放事業(☆)	有効的な事業実施の検討及びプール無料開放の実施	生涯学習課
健康づくり フォローアップ指導	メタボリックシンドローム予防教室、糖尿病予防教室、骨粗しょう症予防教室等の実施	健康課
健康講演会	健康に関することをテーマとした講演会の開催	健康課
歯の健康	歯の検診や歯みがき講習等の行事の実施	健康課
栄養集団指導	健康増進やテーマにあわせた栄養講義・調理実習等を実施	健康課
健康相談・保健相談(☆)	成人健康相談、栄養個別相談、乳幼児健康相談	健康課

(7) 高齢者の多様な学習の支援

高齢者がいきいきと活躍できるよう、関係機関・団体等と連携し、多様な学習を支援します。

事業名	主な内容	担当課
シニアスポーツフェスティバル	シニア層の健康増進のため、シニアスポーツフェスティバルを開催	生涯学習課
高齢者いきいき活動 (各種事業)	高齢者のいきがい、健康増進等のための講座の開催	介護福祉課
高齢者農園	高齢者を対象として、区画で野菜等を栽培することを通じて農業への親しみを育む	経済課
高齢者学級(☆)	各公民館において、高齢者の学びと交流を進め時代に即した課題を選んだ講座を開催(生きがい広場、けやき学級、くりのみ学級、みどり・朴の樹学級、はなみずき学級)	公民館
シルバー人材センターの支援(☆)	高齢者の就業機会の安定等を図るため、シルバー人材センターの事業費の補助を実施	介護福祉課
悠友クラブ(老人クラブ)助成事業(☆)	会員のいきがい活動、ボランティア活動への支援として悠友クラブへの補助を実施	介護福祉課

施策の柱 1-3 共生社会における生涯学習の推進

小金井市では、平成 30 年 10 月に「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」が施行され、生涯学習施策においても、共に学び生きる社会を目指した取り組みの推進が求められています。

誰もが障がいについての理解を深め、また障がいなど自分の状況に応じた学習に取り組めるよう、学習と交流活動の推進を図ります。

また、性別、国籍などに関わりなく、互いに理解し、尊重し合える社会の実現に向けて、各種講座や教室、交流機会の充実を図ります。

(8) 障がい者の生涯学習と交流の推進

障がいの有無に関わりなく、誰もが自分の状況に応じた学習に取り組めるよう、障がい者の学習と交流活動の推進を図ります。

事業名	主な内容	担当課
心身に障がいのある児童・生徒の地域活動促進事業	土曜日に心身に障がいのある児童・生徒を対象としたスポーツ活動、文化活動等の実施	生涯学習課
障がい者（児）水泳教室	スポーツの楽しさを体感し、体力向上、交流促進のため、障がい者（児）水泳教室を開催	生涯学習課
学校施設の整備	障がいのある児童等の安全安心な学習・生活環境を確保するために学校施設の整備を実施	庶務課
青年学級（みんなの会）（☆）	障がい者の自立のための学習活動と交流を図る学級の開催	公民館
障がい者等へのサービス（☆）	録音図書や点字図書の作成、対面朗読サービス、宅配サービスの実施	図書館

事業名	主な内容	担当課
声の広報（☆）	視覚障がいのある方を対象に、市報を音訳したCDまたはデジCDを送付	広報秘書課

（9）暮らしやすい環境づくりのための学習

誰もがともに理解し、尊重し合える社会の実現に向けた、様々な学習・交流機会の充実を図ります。

事業名	主な内容	担当課
男女平等教育推進	各校において、男女平等を意識して教育活動へ取り組み	指導室
男女共同参画シンポジウム	市民に向けた男女共同参画の意識・啓発のための男女共同参画シンポジウムを開催	企画政策課
国内研修事業参加助成	男女平等意識の高揚を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に係る会議等に参加する市民に参加費用の一部を補助	企画政策課
こがねいパレットの開催	市民に向けた人権尊重と男女平等の意識づくりの場「こがねいパレット」の提供	企画政策課
小金井平和の日記念行事	3月10日の小金井平和の日に合わせ、平和意識の高揚を図るため記念行事を開催	広報秘書課
国際交流事業	市内の国際交流団体との連絡会や日本語スピーチコンテスト等を行う	コミュニティ文化課
生活日本語教室（☆）	外国籍市民の日本語学習支援と国際交流を図る	公民館

事業名	主な内容	担当課
国際交流イベント (☆)	他国の歴史や文化等を学び、体験を通じてのその国を理解し、親睦を図る	公民館
女性総合相談事業 (☆)	様々な悩みや問題を抱えている相談者に対して、カウンセラーからの情報提供及び適切な助言等を行う	企画政策課
男女共同参画情報誌の発行(☆)	男女共同参画に関する情報を掲載した「かたらい」の発行	企画政策課

施策の柱 1-4 「新しい日常、新しい生活様式」を踏まえた学びの推進

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、これまでのような形式での講座・教室の開催が難しくなる中、オンラインを活用した学習機会や学習情報の提供が必要となっています。

また、オンラインによる学習は、時間や場所を気にせず取り組める一方、機器の利用に不慣れな方には、基本的な操作方法などを学んだり、相談する機会も必要です。

誰もが、いつでも、どこでも安心して学習に参加できるよう、ICT を活用しながら多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、様々なニーズに合わせた学習相談の場の充実を進めます。

(10) オンラインを活用した多様な学習機会づくりの推進

「密閉」「密集」「密接」しない環境のもと、どこからでも安心して学習に参加できるよう、オンラインを活用した多様な学習機会の充実を図ります。

事業名	主な内容	担当課
電子書籍サービス (☆)	電子書籍の貸出	図書館
ICTを活用した公民館主催事業の情報発信(☆)	ICTを活用し、公民館主催事業等の学習機会の多様化を進める。	公民館
こがねいパソコン相談室(☆)	市民の多様なニーズに合わせたパソコン相談	公民館
広報活動(☆)	広く図書館の情報を周知するため、図書館からのお知らせやイベント情報等について、図書館だよりやHP、ツイッターから情報発信	図書館
市ホームページ・SNS(☆)	広く市の情報を周知するため、市からのお知らせやイベント情報、市政情報等について掲載	広報秘書課

事業名	主な内容	担当課
公共施設予約など 市民利用端末の整備 (☆)	オンラインによる公共施設予約システムの利用により、対面申請のリスクを減らし、自宅等で予約できる環境を整備	情報システム課
消費者講座 (WEB 講座)	消費者の学習機会の提供のための消費者講座を、オンラインを活用した WEB 講座で開催	経済課
消費者スクール (WEB 講座)	消費者教育を行うため、市内小中学校で消費者スクールを、オンラインを活用した WEB 講座で開催	経済課

施策の方向性 2 地域と共につくる生涯学習

施策の柱 2-1 学校・地域が連携した生涯学習活動の推進

小金井市では、「コミュニティ・スクール」制度の導入や「地域学校協働活動」の取組みの開始など、学校と地域が連携した学習活動を推進しています。

今後は、市内の全公立小・中学校において「コミュニティ・スクール」制度の導入や「地域学校協働活動」に取り組むことを目標とし、また、こうした新たな学校と地域連携の仕組みを活かしながら、小金井市らしい生涯学習活動の展開を図ります。

(11) 地域と学校の連携による活動

子どもたちの学校教育活動への支援をはじめ、地域における様々な学習活動の拠点となるよう、地域と学校の連携による活動を推進します。

事業名	主な内容	担当課
地域学校協働活動	放課後の活動や安全確保、授業補助や課外活動の支援等を地域住民等の参画を得て推進するとともに、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る	生涯学習課 公民館
コミュニティ・スクール	保護者や地域の方の参画促進を図る学校運営協議会、積極的な授業公開や説明会、ホームページや学校だより等による適切な説明等を実施	指導室
子どもを見守る家 (カンガルーのポケット)	地域で子どもを守るための「子どもを見守る家(カンガルーのポケット)」の募集等を行う	指導室
学校における地域人材活用	学校公開、総合的な学習の時間、学校図書館等での地域人材活用	指導室

事業名	主な内容	担当課
学校ボランティア (☆)	教育活動の充実のため、学習指導補助の学生ボランティアを派遣	指導室
スポーツ体験等のための学校施設等の開放(☆)	学校施設(体育館等)や民間施設を開放してもらい、市民のスポーツ体験・交流のための活動の実施	生涯学習課

(12) 放課後子ども教室

放課後も子どもたちが安心して居場所を確保しながら様々な体験や学びに触れられるよう、地域と連携し、放課後子ども教室事業を推進します。

事業名	主な内容	担当課
放課後子ども教室	地域における全ての子どもに向けた放課後の安全・安心な居場所作りのための事業を行う	生涯学習課
ボランティアセミナーの開催(☆)	小金井市、小平市、国分寺市及び東京学芸大学との連携による放課後子ども教室等で活動するためのボランティア講座の開催	生涯学習課

施策の柱 2-2 学びの継続と成果の活用の推進

学びは、年代に関わりなく、人生に豊かさをもたらすだけでなく、何かを教える側に立つことで、新たな発見や出会いも生まれます。

また、学習の成果は、自分のためだけでなく、身近の人や地域のために活かすことで、コミュニティ全体の活性化につながります。

今後は、市民一人ひとりがそれぞれの興味・関心に沿った学びを自由に展開するとともに、学びの成果を活かしせるよう、発表や活用機会の充実を図ります。

(13) 学習成果の発表・自主的な学びや学びを継続するための取組の推進

市民が学習の成果を活かし、また身近な人や地域のために還元できるよう、学習成果の発表や活用機会の充実を図ります。

事業名	主な内容	担当課
まなびあい出前講座	生涯学習の支援のため、市民に向けた行政の制度や事業の内容等の出前講座を開催	生涯学習課
こがねい市民講師登録	生涯学習に関係する講師ができる人材の登録と案内	生涯学習課
地域課題解決型学習の推進	公民館で得た学びの成果を地域課題解決に向けた取組みへつなげるための支援の実施	公民館
利用団体のつどい(☆)	利用団体の活動発表の場(公民館各館によるまつりの実施)をつくり、団体と職員、団体同士の交流、親睦を図る。	公民館
市民まつり(☆)	地域の方々の演芸、伝統文化、商工業、多岐にわたる啓発活動などの、地域の交流への貢献	コミュニティ文化課
参考・地域・行政資料の充実(☆)	調査研究のための資料や地域資料、各課で作成された行政資料等を、閲覧・保存のために収集	図書館

事業名	主な内容	担当課
情報公開コーナー (☆)	各課で作成された行政資料等を、閲覧や貸出用として情報公開コーナーに設置	総務課

実業の振興・振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）

支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）

支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）

支那の振興	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）
支那の振興	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）
支那の振興	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）
支那の振興	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）
支那の振興	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）
支那の振興	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）
支那の振興	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）	支那の振興のついでに中心として、村の発展を促進する（以下）

施策の柱 2-3 地域団体や学校との連携による学びの推進

小金井市には、様々な社会教育関係団体、スポーツ団体がそれぞれの分野で活動しているのをはじめ、数多くの大学やNPOなど、専門性の高い活動が活発に展開されています。

今後も、こうした地域の豊かな活動主体の活動を支援するとともに、連携を通じて市民の多様な学習ニーズに応じた学習機会の充実を図ります。

(14) 社会教育関係団体・スポーツ団体等との連携・支援の充実

市民の多様な学習活動の展開に向けて、社会教育関係団体やスポーツ団体等との連携と支援の充実を図ります。

事業名	主な内容	担当課
社会教育団体等への後援の実施	教育、学術、文化の向上普及のため、小金井市教育委員会の後援を実施	生涯学習課 図書館 公民館
社会教育団体への補助金の交付	社会教育団体への補助を行い社会教育の推進を図る	生涯学習課
PTA連合会、スカウト協議会への補助金	各団体の活動を支援するため、補助金を交付	生涯学習課
スポーツ関係団体への補助金の交付	スポーツ振興を図るため、スポーツ関係団体の運営費の補助を実施	生涯学習課
消費者団体補助	自主的な学習及び消費者のための情報の発信の支援に繋げるため、消費者団体に補助を実施	経済課
観光まちおこし協会への補助	小金井市観光まちおこし協会が市内における魅力ある各種イベントを実施するための支援・補助を行う	経済課

事業名	主な内容	担当課
阿波おどり振興協議会への補助	小金井阿波おどり大会を開催するための支援・補助を行う	経済課
福祉団体補助事業	市内の福祉団体の自主活動の活性化と団体運営の充実を図るため、当該団体の運営費等の補助を実施	地域福祉課
シルバー人材センターの支援（☆）	高齢者の就業機会の安定等を図るため、シルバー人材センターの事業費の補助を実施	介護福祉課
悠友クラブ（老人クラブ）助成事業（☆）	会員のいきがい活動、ボランティア活動への支援として悠友クラブへの補助を実施	介護福祉課
文化団体への支援（☆）	地域文化の発展のため、文化団体（文化協会、薪能、市民文化祭実行委員会）への支援を実施	コミュニティ文化課

（15）大学・NPO 法人等との連携

大学やNPO法人などと連携し、専門性の高い多様な学習機会の充実を図ります。

事業名	主な内容	担当課
小金井NPO法人連絡会	市内のNPO法人で構成されるNPO法人連絡会に参加し、連携強化を図る	コミュニティ文化課
大学連携事業フレンドシップ事業	学芸大との協定を継続し、相互に教育活動の充実に努める	指導室
大学との連携による研修事業の推進	現場体験型インターンシップ（大学生の受け入れ）	職員課

事業名	主な内容	担当課
小金井市市民協働支援センター準備室	市民協働・市民活動に関する相談や市民活動団体リストの管理を行う	コミュニティ文化課
こがねい市民活動まつり	小金井NPO法人連絡会、小金井市福祉NPO法人連絡会、小金井市市民協働支援センター準備室、小金井ボランティア・市民活動センターとの共催で活動紹介や講演会等を実施	コミュニティ文化課
NPO派遣研修	市職員をNPO法人に派遣し、日頃の活動を体験・見聞する研修を実施	コミュニティ文化課
学校ボランティア(☆)	教育活動の充実のため、学習指導補助の学生ボランティアを派遣	指導室

施策の柱 2-4 郷土の歴史や芸術・文化を親しむ機会の充実

小金井市には、史跡*や文化財*、郷土芸能*をはじめ、数多くの郷土資源に恵まれています。こうした地域の歴史と文化を記録・保存するだけでなく、身近に触れ親しみながら、次世代に継承していくことが重要です。

今後は、郷土文化に関する情報発信の充実を図るとともに、身近に親しむ機会づくりを進めます。

(16) 郷土資源を活用した情報発信及び郷土や文化に親しむ機会の提供

本市の郷土資源を活用し、伝統文化や芸能の継承をはじめ、郷土文化に親しむ機会づくりを進めます。

事業名	主な内容	担当課
市史編さん	市史編さん事業で調査・研究してきた成果を学校教育や生涯学習に役立てるとともに、市民の郷土に対する理解と愛情を深める。	生涯学習課
史跡めぐり	郷土に親しみを持ってもらうための、史跡めぐりの実施	生涯学習課
郷土芸能保存の公開謝礼	文化財に指定されている貫井囃子・小金井囃子、関野町餅つきへの補助により、次世代への文化継承を行う	生涯学習課
はけの森美術館事業	所蔵作品展、企画展を開催。それに関連して、講演会、ワークショップなど教育普及事業等を展開	コミュニティ文化課
芸術文化講座の開催	文化芸術の普及のため芸術文化公演、芸術文化振興計画推進事業等を開催	コミュニティ文化課
市民交流センター事業	文化芸術に関する公演、講座、館外活動等の企画及び実施とそのための施設の提供	コミュニティ文化課

事業名	主な内容	担当課
文化団体への支援 (☆)	地域文化の発展のため、文化団体（文化協会、薪能、市民文化祭実行委員会）への支援を実施	コミュニティ文化課
文化財センター(☆)	常設展示コーナーをはじめ、郷土の歴史や文化財に関連する市民団体利用のために、文化財センター学習室の開放を実施	生涯学習課
まちかど歴史ミュージアムの設置(☆)	地域固有の文化財や遺跡を活用し、歴史を学べる展示施設をまちなかに設置	生涯学習課

施策の方向性3 生涯学習のネットワークづくり

施策の柱 3-1 支援者の人材育成とコーディネート機能の充実

地域では、様々な団体・グループが地域活動や学習活動を展開していますが、活動を活性化させるために、多様な人材が興味をもち、関わっていくことが重要です。また、活動をけん引するリーダーの育成も必要となります。

活動を支える人材の育成に向けた支援を行うとともに、活動のための環境整備を図ります。また、市外の様々な機関、施設等との広域連携の推進を図ります。

(17) 地域人材の活用と支援者・リーダーの育成の促進

地域で生涯学習活動を支える地域人材の育成を図るとともに、活動をけん引するリーダーの育成に努めます。また、多様な人材が積極的に活躍できるよう、環境整備を図ります。

事業名	主な内容	担当課
青少年のための科学の祭典のボランティア活動	科学の祭典東京大会 in 小金井における中学生ボランティア活動	生涯学習課
健康ウォーキングフェスタ小金井	中学生、市民等のボランティア活動	生涯学習課
スポーツ推進委員研修会	スポーツ推進委員の資質向上のため、東京都や市主催の研修会に参加	生涯学習課
薬物乱用防止啓発活動	市民まつりにおける薬物乱用防止啓発活動のための中学生ボランティア活動	健康課
食育行事運営のボランティア活動	食育の普及啓発活動の一環として実施する食育行事の市民ボランティア活動	健康課

事業名	主な内容	担当課
手話講習会等	心身障がい者理解教育のための手話講習会、絵画講習等の実施	自立生活支援課
健全育成地区委員研修会	健全育成地区委員会の活動の推進及び相互の情報交換のための研修会を実施	児童青少年課
YAサポーター	小学校高学年から25歳くらいまでの若者が公民館で実施する講座の企画段階から参画し、若者自身の問題意識等に基づく主体的な学びを行う。若年のうちから公民館に親しむことにより、学びが循環する地域づくりにつなげる。	公民館
ボランティアセミナーの開催(☆)	三市、学芸大連携によるボランティア講座の開催	生涯学習課
社会を明るくする運動(☆)	犯罪や非行のない社会作りのための推進活動や、啓発イベントにおける中学生ボランティア活動	地域福祉課
ボランティア育成支援(☆)	音訳及び点訳ボランティアの育成のための講習会等を開催	図書館

(18) 生涯学習の市外との広域連携の推進

施設の相互利用など、近隣市との交流・連携や、友好都市と文化交流など、市外との広域連携の推進を図ります。

事業名	主な内容	担当課
友好都市関連事業	友好都市である三宅村と交流を行う市民団体への補助や三宅村訪問団招待事業等の実施	コミュニティ文化課

施策の柱 3-2 社会教育施設等の活用の推進

様々な社会教育施設が市内各所に設置され、目的に応じて市民に利用されています。

今後も、身近な場所で多様な生涯学習活動を展開できるよう、図書館・公民館・スポーツ施設等の充実を図るとともに、学習活動に関する情報を入手したり、協働による学習活動が実現するよう生涯学習センター機能の充実を図ります。

(19) 社会教育施設等（図書館・公民館・スポーツ施設）の活用の継続

図書館や公民館、スポーツ・レクリエーション施設、集会施設などの既存の社会教育施設等の有効活用を推進するとともに、施設・設備の整備充実を図ります。

施設名・事業名	主な内容	担当課
スポーツ・レクリエーション施設	総合体育館、栗山公園健康運動センターの管理	生涯学習課
集会施設	市民文化の向上と福祉の増進のため、16の集会施設において、貸館事業を実施	コミュニティ文化課
文化施設	市民交流センターの管理	コミュニティ文化課
公共施設予約など市民利用端末の整備(☆)	オンラインによる公共施設予約システムの利用により、対面申請のリスクを減らし、自宅等で予約できる環境を整備	情報システム課
図書館	図書館施設・設備の整備	図書館
公民館	若者コーナーをはじめ、公民館における若者の居場所を設け、新しい利用者を発掘と若者を対象とした事業の実施	公民館

施設名・事業名	主な内容	担当課
文化財センター（☆）	常設展示コーナーをはじめ、郷土の歴史や文化財に関連する市民団体利用のために、文化財センター学習室の開放を実施	生涯学習課
まちかど歴史ミュージアム（☆）	地域固有の文化財や遺跡を活用し、歴史を学べる展示施設をまちなかに設置	生涯学習課
学校施設の開放（☆）	学校施設（会議室、体育館等）を開放し、社会教育のために活用	学務課 庶務課

（20）生涯学習センター機能の整備

生涯学習活動を支援する情報ネットワークの整備や、市民との協働による学習活動の実現に向けて、生涯学習に関する情報を収集し発信するなど、生涯学習センター機能の整備を推進します。

事業名	主な内容	担当課
生涯学習情報情報コーナー（ホームページ）	市ホームページに生涯学習情報コーナーを設け、生涯学習情報を発信	生涯学習課
生涯学習情報コーナーの設置（☆）	生涯学習に関連する団体等からのチラシ・パンフレット類の展示コーナーへの設置	生涯学習課 公民館
公共施設予約など市民利用端末の整備（☆）	オンラインによる公共施設予約システムの利用により、対面申請のリスクを減らし、自宅等で予約できる環境を整備	情報システム課

施策の柱 3-3 情報発信・相談体制の充実

生涯学習に関する情報が世代など状況に応じて得やすい形で提供されることが重要です。

生涯学習を既に行っている人も、これから行おうとする人も、必要な情報が手軽に入手できるよう、情報発信場所や発信方法の工夫と充実を図ります。

また、市民や団体の、様々な学習や生活上の不安・悩みの解決に向けて、気軽に相談できるよう、関係機関・団体等と連携し、相談体制の充実を図ります。

(21) 情報発信場所・発信方法の充実

市民に向けて、生涯学習に関する情報を、幅広い媒体を通じてタイムリーに提供できるよう、情報発信場所や発信方法の充実を図ります。

事業名	主な内容	担当課
生涯学習情報情報コーナー（ホームページ）	市ホームページに生涯学習情報コーナーを設け、生涯学習情報を発信	生涯学習課
市報こがねい	市からのお知らせやまちの話題等を掲載している「市報こがねい」を、毎月2回発行し、全世帯に配布	広報秘書課
わたしの便利帳	市の業務、施策の利用案内等を掲載した「わたしの便利帳」の発行と転入者等への配布	広報秘書課
男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する情報を掲載した「かたらい」の発行	企画政策課
生涯学習情報コーナーの設置（☆）	生涯学習に関連する団体等からのチラシ・パンフレット類の展示コーナーへの設置	生涯学習課 公民館
ICTを活用した公民館主催事業の情報発信（☆）	ICTを活用し、公民館主催事業等の学習機会の多様化を進める。	公民館

事業名	主な内容	担当課
声の広報（☆）	視覚障がいのある方を対象に、市報を音訳したCDまたはデイジーCDを送付	広報秘書課
市ホームページ・SNS（☆）	広く市の情報を周知するため、市からのお知らせやイベント情報、市政情報等について掲載	広報秘書課
情報公開コーナー（☆）	各課で作成された行政資料等を、閲覧や貸出用として情報公開コーナーに設置	総務課
月刊こうみんかんの発行（☆）	公民館で実施している講座や活動について掲載した「月刊こうみんかん」の発行	公民館
図書館だよりの発行（☆）	図書館で実施しているイベントや活動について掲載した「図書館だより」の発行	図書館
子育て情報の提供（☆）	市報、ホームページ、子育てに関する総合冊子を活用するほか、民間の子育て支援サイト「のびのびーの！」と連携し、子育て情報の提供を行う	子育て支援課

（２２）相談体制の充実

市民や団体の様々な学習や生活上の不安・悩みの解決に向けて気軽に相談できる体制づくりを推進します。

事業名	主な内容	担当課
サークル案内等	社会教育関係団体の集約及びホームページへの掲載等による周知の実施	生涯学習課 公民館
女性総合相談事業（☆）	様々な悩みや問題を抱えている相談者に対して、カウンセラーからの情報提供及び適切な助言等を行う	企画政策課

事業名	主な内容	担当課
子ども家庭支援センター（☆）	子どもに関する相談窓口の設置。子育てひろばにおける親子に向けた居場所の提供と事業を実施	子育て支援課
消費生活相談（☆）	消費者トラブルの被害救済及び未然防止のための相談窓口の開設	経済課
健康相談・保健相談（☆）	成人健康相談、栄養個別相談、乳幼児健康相談	健康課
起業相談・セミナー開催（☆）	東小金井事業創造センターを中心に、各関係団体と協力し、起業相談やセミナー開催支援に取り組む	経済課

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市民や活動団体、学校、地域、大学、NPO法人、企業などと行政が協働・連携して取り組むとともに、庁内の連携を強化しながら、施策の実施や進捗管理を行います。

また、本計画の推進にあたって、広く市民の理解と協力が不可欠であることから、本計画の内容をはじめ、市の生涯学習に関する取り組みについての情報発信と周知を図ります。

第2節 計画の進捗把握

本計画を効果的に推進していくためには、各施策の進捗状況を把握し、必要に応じて改善していくことが重要です。

そこで、事務局である生涯学習課を中心としつつ、社会教育委員の会議や庁内の会議体などにおいて、各施策の進捗状況の点検・評価を行います。

第3節 計画の進捗を把握するための指標

本計画の進捗を測るにあたっては、施策の方向性ごとに次のとおり指標を設定し、施策が適切に推進されているかの目安とします。参考とする年度については、すでに実績が確認できる令和2年度と、計画期間が終了する前年度の令和6年度を基準としますが、必要に応じて前後する年度を基準に採用します。

施策の方向性1 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり		
	現状	目標
生涯学習活動を実施している市民の割合	2.4% (平成30年調査)	%
備考：市民意向調査結果から、「小金井市の良い点・自慢したい点」の設問で「スポーツや文化活動、生涯学習活動が盛ん」の割合を増やすことを目指します。		
	現状	目標
市の生涯学習施策満足度の向上	20.5%	%
備考：市民意向調査結果から、「生涯学習施策の満足度」の設問で「満足」(4.9%)、「やや満足」(15.6%)の割合を増やすことを目指します。		
	現状	目標
図書館の貸出冊数	917,440冊	%
備考：電子図書館の充実も図りながら、より多くの住民に図書に触れる機会を提供することを目指します。		
	現状	目標
公民館が主催する講座に参加する人数		%
備考：より多くの市民に生涯学習に親んでもらうため、公民館が主催する講座に参加する人数の増加を目指します。		

施策の方向性2 地域と共につくる生涯学習		
地域学校協働活動の実施校の増加	現状	目標
		1校
備考：地域学校協働活動について、市内全小中学校 14校での実施を目指します。		

地域学校協働活動に参加した人数の増加	現状	目標
		人
備考：地域学校協働活動の展開にともない、実際に活動へ参加した人数の増加を目指します。		

「週2回以上、1回30分以上、1年以上、運動をしている」市民の増加	現状	目標
		%
備考：国民栄養調査で、「運動習慣があり」とされる人の定義に基づき、運動習慣がある市民の増加を目指します。		

施策の方向性3 生涯学習のネットワークづくり		
SNSを通じた活動情報へのアクセス数の増加	現状	目標
		件
備考：市の公式 Twitter などを通じて、市民が生涯学習情報へアクセスした数の増加を目指します。		

ボランティア登録団体数の増加	現状	目標
		団体
備考：市で把握するボランティア登録団体数の増加を目指します。		

図書館の登録者数	現状	目標
		38,161人
備考：図書館資料の充実を図るとともに、魅力ある情報発信等に努め、利用者数を増加することを目指します。		

※ 追加（案）

公民館の利用者数	現状	目標
		人
備考：より多くの方に公民館を利用し、サークル活動等の自主活動を充実してもらうため、公民館の利用者数の増加を目指します。		

資料編

1 小金井市社会教育委員の設置に関する条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定に基づき、小金井市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、10人以内とする。

(委員の委嘱基準及び構成)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募による市民の中から小金井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱するものとし、次に掲げる構成により組織する。

- (1) 小金井市内に設置された各学校からの推薦者 1人以内
- (2) 小金井市内に事務所を有する各社会教育団体において、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 公募による市民 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して3期を超えてはならない。

2 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員は、報酬及び公務により出張したときは費用弁償として旅費を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、別に定める。

(委任)

第6条 この条例の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 2 日条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条の規定は、平成 17 年 9 月 9 日以降に委嘱する委員の構成から適用する。
この場合において、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の際現に委員に委嘱されている者の平成 11 年 9 月 9 日以降の任期についても通算して適用する。

付 則（平成 25 年 12 月 18 日条例第 40 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条の規定は、この条例の施行の日以降に行う委員の委嘱から適用する。

2 小金井市社会教育委員の会議における検討経過

年月日	事項	議題等
令和2年 6月29日	第1回社会教育委員の会議	・第4次生涯学習推進計画について
7月27日	第2回社会教育委員の会議	・第3次小金井市生涯学習推進計画の評価 (令和元年度分)について ・第4次生涯学習推進計画について
8月24日	第3回社会教育委員の会議	・第4次生涯学習推進計画について
10月19日	第4回社会教育委員の会議	・第4次生涯学習推進計画について
11月16日	第5回社会教育委員の会議	・第4次生涯学習推進計画について
12月18日	第6回社会教育委員の会議	・第4次生涯学習推進計画について

3 小金井市生涯学習推進検討委員会設置要綱

平成8年5月10日制定

改正

平成9年5月1日

平成13年4月1日

平成14年4月1日

平成14年10月1日

平成15年4月1日

平成19年4月1日

小金井市生涯学習推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、小金井市生涯学習推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、研究し、検討等を行うものとする。

- (1) 生涯学習の基本計画及び推進計画案等の策定に関すること。
- (2) 生涯学習の普及啓発に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 委員会に、委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、生涯学習部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画財政部長をもって充てる。
- 4 委員は、部長及び参事をもって充てる。
- 5 委員長が必要と認めるときは、前項に掲げる者のほか、課長職者のうちから委員を補充することができる。

(運営)

第4条 委員長は、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、会務の執行に当たる。

(委員会議)

第5条 委員会の会議(以下「委員会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議

長となる。

2 委員会議は、委員会の任務に関して協議し、決定する。

(事務局)

第6条 事務局は、生涯学習課に置く。

2 事務局は、生涯学習課長その他必要な職員をもって組織する。

(報告)

第7条 委員会は、調査、研究、検討の結果を教育長及び市長に報告する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年5月10日から施行する。

付 則 (平成9年5月1日)

この要綱は、平成9年5月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

付 則 (平成13年4月1日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年4月1日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年10月1日)

この要綱は、平成14年10月1日から施行し、この要綱による改正後の小金井市生涯学習推進検討委員会設置要綱の規定は、平成14年7月31日から適用する。

付 則 (平成15年4月1日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

4 小金井市生涯学習推進検討委員会における検討経過

年月日	事項	議題等
令和2年 9月15日	第1回生涯学習推進検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次小金井市生涯学習推進計画の進捗について ・第4次生涯学習推進計画について
令和2年 12月22日	第2回生涯学習推進検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次生涯学習推進計画について

5 小金井市生涯学習関連施設一覧

区分	名称	所在地	電話
市役所	市役所本庁舎	本町 6-6-3	042-383-1111 (代表)
	市役所第二庁舎	前原町 3-41-15	
図書館	図書館	本町 1-1-32	042-383-1138
	図書館東分室	東町 1-39-1	042-383-4550
	図書館緑分室	緑町 3-3-23	042-387-7302
	図書館貫井北分室	貫井北町 1-11-12	042-385-3561
	西之台会館図書室	前原町 3-8-1	042-385-9563
公民館	公民館本館	本町 2-15-11	042-383-1184
	公民館貫井南分館	貫井南町 4-3-23	042-383-1168
	公民館東分館	東町 1-39-1	042-384-4422
	公民館緑分館	緑町 3-3-23	042-387-7301
	公民館貫井北分館	貫井北町 1-11-12	042-385-3401
スポーツ施設 など	小金井市総合体育館	関野町 1-13-1	042-386-2120
	栗山公園健康運動センター	中町 2-21-1	042-382-1001
	上水公園運動施設	桜町 2-2-31	042-383-1136
	小金井市テニスコート場	小平市上水南町 3-12-32	042-327-2274
	都立小金井公園弓道場	関野町1丁目	042-385-5611
	都立小金井公園スポーツ施設	武蔵野市桜堤 3-21-1	042-384-6662
	都立武蔵野公園野球場	府中市多磨町 2-24-1	042-361-6861
	都立野川公園テニスコート	三鷹市大沢 6-4-1	0422-31-6457
郷土博物館、 美術館、 博物館など	小金井市立文化財センター	緑町 3-2-37	042-383-1198
	小金井市立はげの森美術館	中町 1-11-3	042-384-9800
	都立江戸東京たてもの園	桜町 3-7-1 (都立小金井公園内)	042-388-3300
	東京農工大学科学博物館	中町 2-24-16	042-388-7163
小学校	小金井第一小学校	本町 1-1-6	042-383-1141
	小金井第二小学校	桜町 2-3-58	042-383-1142
	小金井第三小学校	梶野町 5-7-1	042-383-1143
	小金井第四小学校	貫井南町 3-9-1	042-383-1144
	東小学校	東町 4-25-6	042-383-1145
	前原小学校	前原町 3-4-22	042-383-1146
	本町小学校	本町 5-29-21	042-383-1147
	緑小学校	緑町 4-15-39	042-383-1148
	南小学校	前原町 2-2-1	042-383-1149
中学校	小金井第一中学校	桜町 2-3-15	042-383-1161
	小金井第二中学校	中町 1-8-25	042-383-1162
	東中学校	東町 1-5-33	042-383-1163
	緑中学校	緑町 2-11-47	042-383-1164
	南中学校	貫井南町 1-26-1	042-383-1105

区分	名称	所在地	電話
学童保育所	さくらなみ学童保育所	本町 1-2-13	042-383-1183
	たけとんぼ学童保育所	桜町 2-3-60	042-383-5488
	あかね学童保育所	梶野町 5-7-33	042-385-3370
	さわらび学童保育所	貫井南町 3-6-27	042-383-5489
	たまむし学童保育所	東町 4-25-7	042-385-9280
	まえはら学童保育所	前原町 3-3-16	042-383-1179
	ほんちょう学童保育所	本町 5-4-25	042-385-3360
	みどり学童保育所	緑町 4-18-25	042-383-1178
	みなみ学童保育所	前原町 2-2-21	042-383-1167
児童館	本町児童館	本町 5-4-25	042-383-1176
	東児童館	東町 4-25-7	042-383-1177
	貫井南児童館	貫井南町 4-3-23	042-383-9777
	緑児童館	緑町 4-18-25	042-383-6910
市民集会施設	市民会館(萌え木ホール)	前原町 3-33-25	042-385-5116
	東小金井駅開設記念会館 (マロンホール)	東町 3-7-21	0422-30-0660
	前原暫定集会施設	前原町 3-33-27	042-387-9810
	婦人会館	梶野町 5-10-32	042-383-1137
	貫井北町集会場	貫井北町 3-31-17	042-322-3472
	上之原会館	本町 5-6-19	042-381-9911
	貫井北町中之久保集会所	貫井北町 1-18-21	042-387-0245
	前原町丸山台集会所	前原町 4-18-14	042-385-9274
	前原町西之台会館	前原町 3-8-1	042-385-9563
	桜町上水会館	桜町 2-8-13	042-385-7355
	東町集会所	東町 1-39-1	042-384-4422
	貫井南町三楽集会所	貫井南町 3-6-18	042-385-3879
	東町友愛会館	東町 4-10-2	042-384-1532
	中町桜並集会所	中町 3-19-12	042-381-7199
	貫井北五集会所	貫井北町 5-16-13	042-323-2615
中町天神前集会所	中町 1-7-7	042-383-8773	
都立公園	都立小金井公園	関野町ほか	042-385-5611
	都立武蔵野公園	前原町ほか	042-361-6861
	都立野川公園	東町ほか	0422-31-6457
その他	小金井市立清里山荘	山梨県北杜市高根町 清里字念場原 3545-1	0551-48-4649
	小金井 宮地楽器ホール (小金井市民交流センター)	本町 6-14-45	042-380-8077
	滄浪泉園	貫井南町 3-2-28	042-385-2644
	環境配慮住宅型研修施設	貫井南町 3-2-16	042-381-5006
	障害者福祉センター	緑町 4-17-10	042-381-8411
	保健センター	貫井北町 5-18-18	042-321-1240
	子ども家庭支援センター		042-321-3141
東小金井事業創造センター	梶野町 1-2-36	0422-31-2040	

※この施設一覧表は令和2年10月1日時点の情報を記載しています。

6 用語解説

	用語	意味
あ	インターンシップ	学生に就業体験の機会を提供するめ、学生が実際に企業に赴き、一定期間職業体験をする制度。
か	学校運営協議会	学校の運営に関して協議するためにおかれる、保護者や地域住民が参加する機関。
	郷土芸能	その土地の祭礼や行事などで行われる、地域社会で伝承されてきた芸能。
	グローバル化	情報通信技術の進展や交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人・物・情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で国際的な相互依存が生まれる現象。
	コーディネート	いろいろな要素を統合したり、調整を行い、一つにまとめ上げること。
	コミュニティ・スクール	保護者や地域のニーズを反映し、学校運営の改善につなげるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みをもつ学校。
さ	史跡	国や自治体によって指定される、歴史的・学術的価値の高い遺跡。貝塚、集落跡、城跡、古墳などが含まれる。
	新型コロナウイルス	2020年前後から、世界的な感染拡大が問題化している新型コロナウイルスのひとつ。
は	文化財	広義では、人類の文化的活動によって生み出された有形・無形の文化的所産。特に、文化財保護法の対象とされるもの。
ら	ライフステージ	幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、人の一生における各段階のこと。また、結婚、出産、育児など、家庭における状況変化を指すもの。
A	ICT	Information & Communications Technology の略。インターネットなどの情報通信技術のこと。
	NPO法人	Non-profit Organization の略。営利を目的としない民間組織のこと。

	用語	意味
	SDGs	Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
	SNS	Social Networking Service の略。インターネットを使って、特定の関心をもつ人同士が会うチャンスをつくり、情報交換ができるようにするサービスの総称。



協議第3号

小金井市公民館中長期計画（案）について

小金井市公民館中長期計画（案）について協議を求める。

令和3年1月12日提出

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士

（提案理由）

小金井市公民館中長期計画（案）について、パブリックコメントに諮るため、本素案について協議を求めるものであります。

小金井市公民館中長期計画

当面の課題への対応及び公民館の将来像の実現に向けて

(案)

目次

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	社会教育に係る国の動向	3
4	市独自の課題の整理	4
5	計画の検討範囲	6
6	公民館の将来像	7
7	将来像の実現に向けた取組み	8
1)	第34期、第35期公運審での検討経緯	8
2)	公民館本部機能の整備を中心とした新体制づくり	9
8	公民館事業運営委託	12
1)	第34期、第35期公運審での検討経緯	13
2)	検討のまとめ	14
9	公民館施設使用料の有料化	15
1)	第34期、第35期公運審での検討経緯	16
2)	検討のまとめ	17
3)	使用料算定方法について	17
10	これからの公民館	18
1)	生涯学習推進計画について	18
2)	地域資源である他団体との連携、アウトリーチ型活動の拡充	18
3)	学習様式の多様化への対応	19
4)	公民館職員の配置と育成について	19
11	資料編	21

1 計画策定の背景と目的

公民館では平成30年11月より公民館中長期計画の策定に着手し、公民館運営審議会（以下「公運審」といいます。）とともに、これからの公民館の在り方について検討を行いました。

本市の公民館条例は昭和28年に制定されました。本市の公民館は令和2年において、発足から67年が経過した長い歴史を持っています。公民館では社会教育の実践の場として様々な活動が行われ、学びを通じて多くの市民団体が生まれ、市民の成長、市の発展に寄与してきました。

一方、公民館を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。平成28年、平成30年には文科省、中央教育審議会より社会教育に関する考え方が示され、「学びの成果を地域づくりの実践につなげる地域課題学習」を社会教育の中心的な概念となりました。さらに、社会教育施設については地域の学習の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、共生社会構築に向けた幅広い取り組みの拠点と位置づけています。

また、本市を含む地方公共団体では、少子・高齢化等による税収の落ち込み、子育て関連、社会保障等の費用の増大による市財政の圧迫の解決のため行財政改革は必須の状態となっています。

本市では、平成26年から貫井北センター*業務委託を開始し、続く平成27年には東センターについても業務委託を実施しています。続く平成28年3月末に旧福祉会館が閉館したことに伴い、旧福祉会館内にあった公民館本館は旧本町分館に仮移転しました。

市内の公民館について、近年このように大きな変革があったことから、平成26年に公運審から提出された「公民館業務の見直しについて（答申）」において、公民館運営の中長期計画立案の必要性が指摘されました。

そこで、公民館では、本市の公民館が目指すべき姿や現代的な存在意義を検討し、中長期計画として取りまとめる必要があると考え、平成28年1月に公運審に「公民館中長期計画の策定について」を諮問しました。本諮問に応じて、平成29年7月に、公民館の配置、運営及び事業展開の在り方、受益者負担等について公運審の見解を示した答申が提出されています。

※センターとは

公民館と図書館、児童館が1つの建物内に併設されている複合施設をセンターと呼びます。市内には貫井南センター、東センター、緑センター、貫井北センターの4つのセンターがあります。

本計画では、公民館のみを指す場合は「分館」、公民館と併設施設の両方を指す場合は「センター」と記述します。

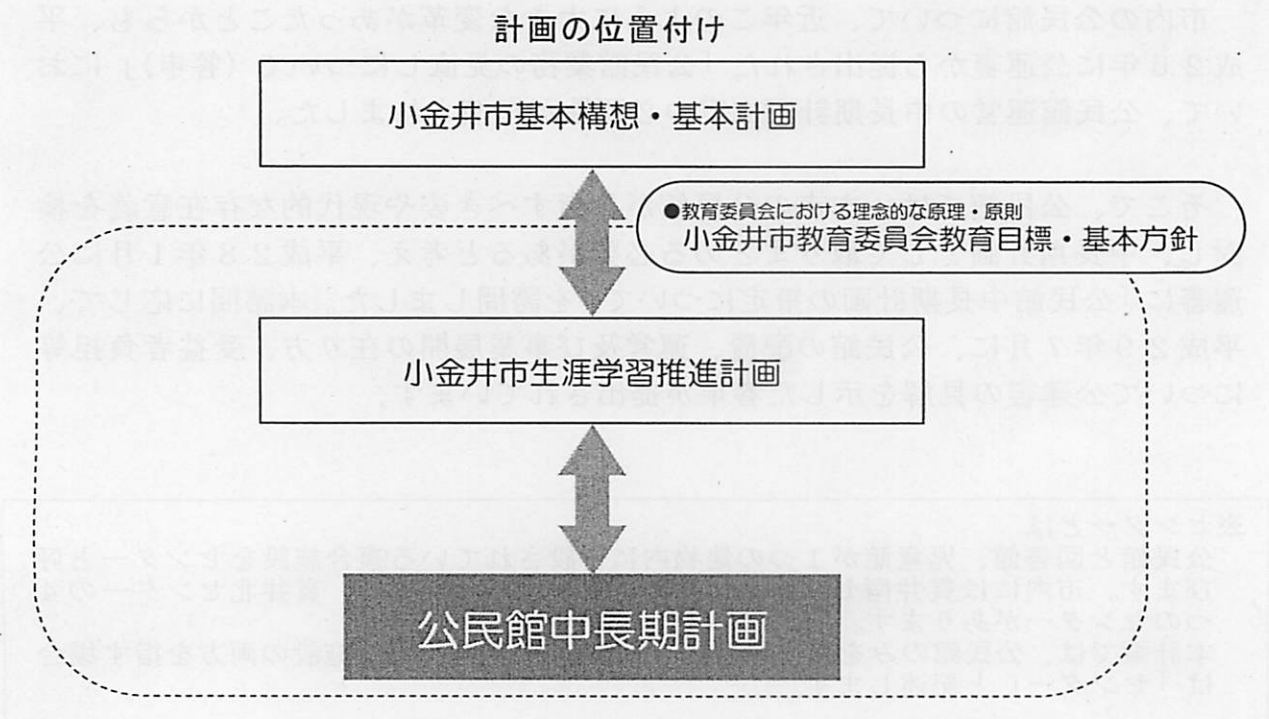
この答申を受け、平成29年10月には教育委員会の見解として、国の中央教育審議会答申や本市の公共施設マネジメントの基本方針等を踏まえた「新しい公民館の在り方（小金井市公民館の中長期計画の策定に当たって）」を示させていただきました。

公運審の答申、教育委員会の見解、および市や国の生涯学習にかかる動向を踏まえ、公民館では、公運審とともに、平成30年度から令和2年度までの3か年をかけ、計画策定に取り組みました。

本市には、公民館を単独で扱った計画はこれまで存在していません。この計画は、公民館を取り巻く様々な課題を乗り越え、公民館が本市の社会教育、生涯学習の核として求心力を発揮するため、公運審の意見を踏まえ、公民館として初めて策定する計画になります。

2 計画の位置づけ

本計画は、小金井市基本構想・基本計画「文化と教育」部門に関する施策を具体的に推進する小金井市生涯学習推進計画及び教育委員会における理念的な原理・原則を定める小金井市教育委員会教育目標・基本方針に基づき、相互に関連する計画として位置付けられます。



3 社会教育に係る国の動向

国では、人口減少や急速な社会経済情勢の変化を背景とした地域の貧困問題、社会的孤立の拡大等に対する危機感から、地域課題に取り組む新たな担い手の育成を社会教育施策の主要な取組みに位置付けています。

これらの課題は本市においても、全ての市の施策に係る重要な課題となっており、今後、本市が公民館事業を継続していくに当たり、正面から取り組むべき課題であると考えられます。

文部科学省に置かれた審議会等の答申に示される今後の方向性について、以下のように整理しました。

(1) 地域課題解決型学習の構築

文部科学省生涯学習政策局が平成28年6月に設置した学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議は、『人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて 論点の整理（平成29年3月）』を公表しています。

この『論点の整理』において、学びの成果を地域づくりの実践につなげる「地域課題解決学習」を社会教育の中心的な概念に位置付けています。そして、「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築を目指す。」と提示しています。

(2) 幅広い活動の拠点としての社会教育施設

平成30年7月には、中央教育審議会生涯学習分科会が『公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ』において、「今後の社会教育施設は地域の学習と活動の拠点としてのみならず、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた幅広い取組の拠点となる施設として位置づけられるべき。」としています。

(3) 社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり

平成30年12月には中央教育審議会生涯学習分科会が『人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）』を策定し、公民館が「地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割等」を担うことが提案されています。

特に、より多様で複雑化する課題と向き合い、持続可能な社会づくりを進めるために「住民自らが担い手として主体的に地域の運営に関わっていくことがこれまで以上に重要。」としています。

4 市独自の課題の整理

国が示す社会教育に係る課題に加え、本市には、本市の公民館をめぐる、解決すべき独自の課題があります。

公民館では本計画の策定を通して、公民館を取り巻く課題について以下のように整理を行い、公運審委員と知恵を出し合い、解決の方策を探りました。

(1) 中長期計画策定の必要性

平成29年に教育委員会が策定した「新しい公民館の在り方（小金井市公民館の中長期計画の策定に当たって）」（以下「公民館の在り方」と言います。）は、公運審の答申と方針を同じくしており、本市の公民館が今後事業を継続・発展させていくに当たり、計画を定めた上で、計画に基づく運営を行う必要があるとしています。

そのため、「公民館の在り方」では、計画策定に当たり、基礎とすべき市の社会教育及び生涯学習についての教育委員会の見解を示しています。

「公民館の在り方」では地域住民が地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために解決すべき地域課題について学習し、その成果を地域づくりの実践につなげる「学び」を「地域課題解決学習」と位置づけ、公民館等においてその推進を図ることとしています。

ついで、公民館の果たすべき役割を実現するために、「(1) 持続可能な社会教育システムの構築」、「(2) 新しい取り組み（「学びの場」の拡大）を視野に入れ、公運審、社会教育委員の会議など、社会教育関係の付属機関等での意見を踏まえ、中長期計画で具体化を図る必要がある。」としています。

さらに、長期目標と中期目標とを峻別し、中期的な対応が求められる個別の施設配置や管理運営等についても計画に定めるべきとしています。

(2) 公民館本館の仮移転の解消

旧公民館本館が併設されていた旧福社会館は、耐震上の問題により、平成28年3月をもって閉館しました。公民館本館の閉館後の在り方について検討できないまま閉館したことから、現在、公民館本館は、公民館条例上、旧本町分館を「当分の間休止」した状態で、旧本町分館に仮移転となっています。

公民館本館が仮移転状態であることについては、旧福社会館閉館以降、第33期公運審答申においても、議会からも早期の解決を求められています。

(3) 第33期公運審答申の要望

旧公民館本館の閉館を受け、第33期公運審では平成29年7月に策定した答申において、「公民館本館の位置づけを明確にし、次の①②に留意して、早急に移転経過を策定し、早急にその実現を図って欲しい。」としています。

第33期公運審答申の抜粋

- ① 旧公民館本館の会議室スペース321㎡並みの活動場所
- ② 中央線南側、蛇の目工場跡地から市役所本庁舎の間の位置

- ・公民館の配置は、公民館本館、貫井南分館、東分館、緑分館、貫井北分館の5館体制とする。
- ・公民館本館は、公民館本部機能と中町、本町、前原地区の分館機能の2つを有するものとする。
- ・公民館本部機能とは、公民館全体の方向性、事業計画、予算等の施策、各分館の統括、公民館事業委託の窓口等の業務を含む。

(4) 公共施設マネジメントの考え方

一方、本市では平成29年3月に策定した「公共施設総合管理計画」において、公共施設は機能の複合化、集約化を図り、総量を抑制することを市の基本方針としています。

また、教育委員会が平成29年10月に策定した「新しい公民館の在り方」、平成30年3月に策定した「(仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画」において、新福祉会館では社会全体における学習機会の確保と拡大につながるような利用を行うこととなっています。

故に、市の方針として公民館専用施設は建設しないが、社会教育の推進においては、新施設の多目的利用によって活動場所を維持していくこととなります。

(5) 公民館運営委託の推進

本市では、行財政改革の一環として、将来的な市の人口・歳入の減少および職員数の減少を見据えて、少数の職員で事業を運営していくため、業務委託を進めることを全市的な目標としています。

公民館においても、平成26年に貫井北センター、平成27年に東センターの運營業務委託を実施しており、緑センター、貫井南センターについても業務委託が可能かどうかの判断を行うことを求められています。

(6) 公民館施設使用料の有料化の検討

公民館は、憲法で保障されている学習権、教育基本法等で規定される教育機会均等にもとづき、社会教育施設として設立され、施設使用料は昭和47年以来、無料となっています。一方、行財政改革の一環として、活動経費の一部を受益者負担の考えにより徴収すべきとの意見も聞かれるところです。

そのため、計画策定において、これらの考え方、意見について議論し、一定の方向を示すこととしました。

5 計画の検討範囲

本計画では、将来像及び将来像実現に向けた取組み、国から求められている持続可能な社会教育システムについて、実施すべき事業等のスケジュールや評価指標を定める必要があります。

一方、公民館を取り巻く市独自の課題についても、公民館として早期に取り組む必要があることから、本計画では市独自の課題とその対応方法を重要な検討項目として取り上げることとしました。

本計画では検討対象を下記の4点に絞り、長期的な視点としての将来像とともに中期的な取組みである、市独自の課題について整理しています。

- ① 公民館の将来像
- ② 公民館本部機能の在り方（将来像に向けた取組みを含む）
- ③ 公民館業務運営委託
- ④ 公民館施設の有料化（受益者負担）

今後は、市全体の教育施策の一環として、持続可能な社会教育システムの構築、学びの場の拡大を視野に入れ、公運審や関連部門等による検討を継続し、公民館にかかる長期的な目標を定めるとともに、中期的な計画の具体化、スケジュール作成を行うこととします。

6 公民館の将来像

本市では市民及び行政による様々な地域活動が活発に行われていますが、特に公民館においては、主催事業や公民館の利用を通じて、地域の住民が公民館使用団体として組織を作り、自治会・町内会等とも異なるつながりが数多く生み出されてきました。

地域における住民同士のつながりを生み出す公民館の機能は、人口減少、少子高齢化の進展、単身世帯の増加、雇用の不安定化等の社会情勢を背景として、人々が社会的に孤立し疲弊する危険に対し、新しいつながりを作り出す活動の核となることを目指してきました。

また、公民館では、平成28年3月に策定された小金井市生涯学習推進計画基本目標に掲げるように、生涯学習の視点から市民一人ひとりが生涯を通じて学び続けられるよう、図書館や市内大学等とも連携して学習機会を提供してきました。

さらに、公民館活動は学習の成果を実践へと発展させ、地域課題の解決に向けた活動を住民が主体として行えるよう支援する活動でもあります。地域における従来のつながりが希薄になる社会情勢の中で、今日的な課題を解決していくためには、対話や交流に基づく新たな連携が不可欠です。

平成29年7月に公運審が作成した答申では、今後の公民館の役割として、「市民力、地域力の育成の拠点としての活動」の深化が求められています。教育委員会では、この答申を受けて平成29年10月に「公民館の在り方」を取りまとめ、今後も社会教育・生涯学習を維持・発展させるため、社会全体における学習機会の確保と拡大に努めるとともに、地域課題解決学習を通じた地域づくりを目標としました。

以上のことから、市の公民館は、市民の誰もが気軽に立ち寄れ、自由に学べる機会の提供の拡大に努めること、さらに人生100年時代において、公民館で学び、福祉や社会教育関係団体等の活動で実践することを支援する機能を強化することを、改めて果たすべき役割と位置付け、将来像を以下のように定めます。

「つどい、学び、つながる、地域の拠点（ひろば）」

7 将来像の実現に向けた取組み

平成28年3月末に、旧福祉会館内にあった公民館本館が旧本町分館に仮移転して以来、公民館本館の復活が、多くの市民からも熱望されてきました。また、第33期公運審の「中長期計画について(答申)」において上記課題の早期解決案が示されました。

しかしながら、新庁舎基本計画等においてこの課題解決についての方策は示されていません。(仮称)新福祉会館・新庁舎建設の期を逃すと、大型施設建設プロジェクトは当分の間予定されていません。第34期、第35期公運審では、新市庁舎基本計画に、公民館本館の仮移転問題を解決する公運審の案を反映すべく、公民館本館の在り方について、本計画の主要テーマとして時間をかけて検討しました。

1) 第34期、第35期公運審での検討経緯

第33期公運審答申(平成29年7月)にもとづき、第34期公運審においては、新市庁舎内に公民館本館(本部機能と中町本町、前原地区分館機能を含む)を設置することを提案しましたが、公共施設マネジメントに基づく市の方針として、公民館の専有設備は置かない、したがって新市庁舎内には公民館条例に該当する公民館は設置しないとの考え方が示されました。

そこで、第34期公運審では、新庁舎内に公民館本館の執務機能(以下「公民館本部機能」といいます。)とミーティングスペースからなる「(仮称)公民館課」を置く案を考えました。

公民館本部機能を新市庁舎内に置く事は、今後の公民館の諸施策の立案、生涯学習部、学校教育、子供支援、福祉等の関係部門との施策の調整、連携強化のために非常に有効な方策となります。

公運審においては、公民館本館を(仮称)新福祉会館内に置く案に代わり、次善の策として、公民館本部機能を新市庁舎内に、中町、本町、前原地区分館機能を(仮称)新福祉会館の多目的室と現本館で担う案を以下のようにまとめました。

- ① 新市庁舎内に(仮称)公民館課を置き、公民館本部機能を担当し、公民館の全体の活動の方向、事業計画の立案、予算等の全体計画、各公民館の統括等を行います。(本部機能の詳細は次ページを参照)
- ② (仮称)公民館課を主体に、公運審、社会教育委員の会議等とも調整を図り、将来像実現に向けた施策の具体的な実施方法の計画・立案を行います。
- ③ 公民館本館は設置せず、現本館を「本町公民館」として復活させ、「貫井南公民館」、「東公民館」、「緑公民館」、「貫井北公民館」の地区密着型5館体制とします。

- ④ (仮称)本町公民館では、現本部機能のうち主催事業活動等の分館機能を継承します。また、活動スペースの不足については、(仮称)新福祉会館内の多目的室を利用します。
(例:子どもの人権講座、みんなの会、市民講座、市民が作る自主講座等)
- ⑤ 現本館の老朽化が進んでいるため、将来、本庁舎跡地利用等の検討が進んだ際に、図書館、公民館複合の社会教育設備等の可能性を検討します。

2) 公民館本部機能の整備を中心とした新体制づくり

将来像に掲げる地域課題解決学習を通じた地域づくりを実現するためには、福祉・子育て・学校・環境分野の関係部署とより一層の連携強化を図ることが求められます。

また、市職員が、地域課題解決に向けて自主的に活動できる市民の育成や支援を積極的に行っていくには、様々な情報が集約される新庁舎内において、これまで以上に各種社会教育関係、福祉関係の団体や機関と連絡調整を行うことも必要になると考えられます。

そこで、公民館では、公民館本館を取り巻く課題を解決し、将来像を実現していくために、新庁舎・(仮称)新福祉会館の新庁舎内に公民館本館の執務機能と、ミーティングスペース等を整備することを目指します。

(1) 公民館本部機能の定義

公民館本部機能は以下の要素から構成するものとします。

つどい、学び、つながる、地域の拠点(ひろば)

将来像の実現に向けて

公民館本部機能

地域課題解決学習を通じた地域づくりの中心的役割を果たす

職員

- ・館長、庶務係、事業係
- ・公民館全体の統括を行う
- ・他部署との連携を推進する

ミーティング
スペース

- ・職員と利用者が気軽に打合せできるオープンスペースを想定(ロビー)
- ・他課と共有、貸出機能なし

主催事業

- ・新福祉会館多目的室、現本館で実施予定(行政であらかじめ予約)

会議室

- ・企画実行委員会等の開催
- ・他課と共有、貸出機能なし

主催事業例:

子どもの人権講座、青年学級(みんなの会)、国際交流事業、市民講座、市民が作る自主講座、市民アカデミーなど

(2) 公民館本部機能の役割

新庁舎・(仮称)新福社会館に公民館本部機能を移転した後、地域課題解決学習を通じた地域づくりの中心的役割を果たしていくため、以下の取組を実施していきます。

- ① 福祉・子育て・学校・環境分野の関係部署との連携を強化し、より効果的な公民館事業実施体制の構築を目指します。
- ② 地域課題解決学習を通じた地域づくりを行い、市民活動支援、生涯学習の中核を担える、新しい組織体制づくりを目指します。
- ③ 公民館全体を統括するとともに、生涯学習を支援する拠点として、市民・団体に情報発信を行い、市民活動支援、地域づくり機能を高めていきます。
 - ・生涯学習課との連携を強化し、地域学校協働活動等を通じて、公民館での学びを積極的に地域に還元する仕組みづくりを進めます。
 - ・市民協働支援センターと連携し、生涯学習支援の拠点として、市民活動の支援、情報収集、情報発信を行い、市民が主体となって地域問題を解決するために必要な学習の機会を提供していきます。
- ④ 「新しい公民館の在り方」の内容に沿って、社会全体における学習機会の確保と拡大につながるような利用形態の確立に向け、学校教育施設、集会施設といった同種類似施設との機能連携を目指します。

(3) 公民館本部機能と公民館体制

新庁舎に移転する本部機能は、「(仮称)公民館課」とし、「(仮称)公民館課」では公民館全体の統括を行い、中長期計画等の進捗管理、予算・業務委託管理、関係部門と施策の連携や調整を担います。

一方、現本館は「(仮称)本町公民館」として復活させ、現在の4分館は「貫井南公民館」、「東公民館」、「緑公民館」、「貫井北公民館」として、「(仮称)本町公民館」と合わせ、地域密着型5館体制とします。

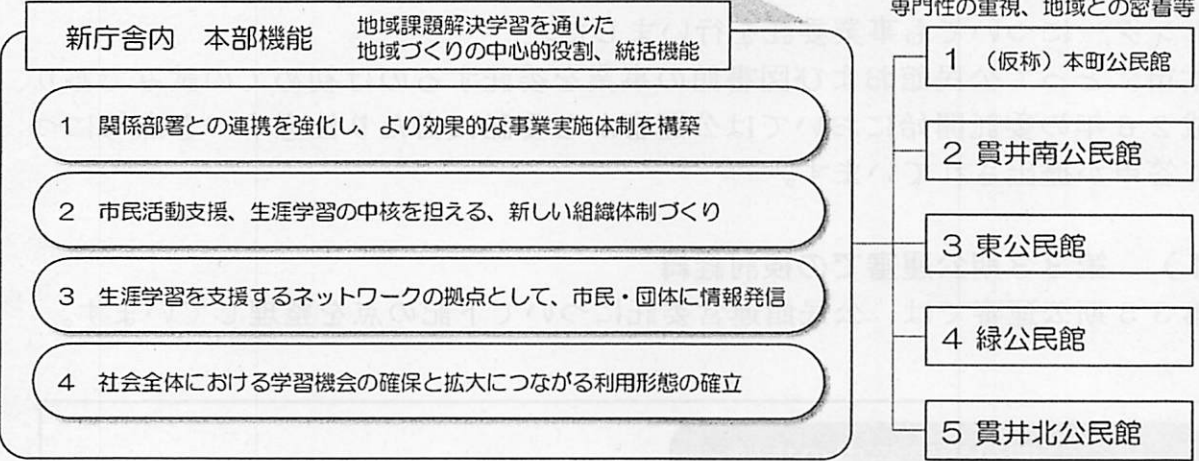
これらの5館は地域の公民館として、地域での特色ある事業を行い、本部機能が市の公民館全体の統括をすることで、地域課題解決型学習の推進という点で市全体で取組む仕組みづくりを行います。上記の体制づくりにともない、公民館本館の廃止、各分館の名称変更等について公民館条例を再規定します。

また、令和4年12月竣工予定の(仮称)新福社会館の多目的室を公民館主催事業の会場として使用します。そのため、旧福社会館および現本館で実施している公民館主催事業と同程度の事業を実施することができます。さらに公民館使用団体も多目的室を活動場所として利用できる予定であり、旧福社会館閉館によって生じた活動場所不足が解消されます。

一方、現本館は老朽化しており、将来、本庁舎跡地利用等の検討が進められる場合には、図書館、公民館の複合の社会教育設備としての検討を考えます。

公民館体制の将来イメージ

公民館の将来像：つどい、学び、つながる、地域の拠点（ひろば）の実現



8 公民館事業運営委託

平成26年4月に貫井北センターが竣工し、市は貫井北センターの事業運営をNPO法人に委託しました。

これは全市的に取り組む行財政改革の一環であり、続く平成27年8月には東センターについても事業委託を行いました。

本市にとって公民館および図書館の事業を委託するのは初めての試みであり、平成26年の委託開始においては公運審から委託に当たり注意すべき点等について答申が提出されています。

(1) 第33期公運審での検討経緯

第33期公運審では、公民館運営委託について下記の点を整理しています。

第33期公運審答申の抜粋

① 公民館の運営体制

公民館の果たしてきた役割を達成するためには、社会教育、生涯学習分野の知識が豊富な人が集まった市民協働型のNPO法人への事業委託方式にとどめるべきである。

② NPO法人市民の図書館・公民館こがねいへの事業評価について

貫井北センターについては一定の評価を得ている。東センターの評価を急ぐ。

③ NPO法人をとりまく環境の整備状況の注視

④ 緑センターの業務の検討

他の公民館にはない、青少年センター機能を受け継いだ宿泊設備、野外調理場、テニスコートの設備の業務についての取り扱いを検討すること。

さらに業務委託を進めるか否かは、上記に挙げた諸条件の整備状況、NPO法人の体制等を含めた総合的な判断が必要であり、拙速に進めるべきではない。

1) 第34期、第35期公運審での検討経緯

第34期、第35期公運審では、市内センターのうち、今後、委託の対象として考えられる市直営の緑センター、貫井南センターの運営委託について、検討を行いました。

検討を行うに当たり、まず、これまでに実施した委託について検証しました。委託開始以来、貫井北センター、東センターを運営するNPO法人「市民の図書館・公民館こがねい」の活動は、利用者アンケート、事業評価で高評価を得ています。また、図書館については開館日数・時間が伸びるなど、サービスの拡大も実現しています。

評価が高い要因としては、市内の公民館・図書館経験者、社会教育経験者、地元の町内会、福祉関係者、学識経験者等の多彩なメンバーから構成される理事会による運営能力の高さ。また、事業業務従事者(略：職員)に、公民館・図書館経験者、社会教育の経験者、資格保持者等の有能な、熱意ある人材が集まり、特徴のある活動を進めていることが挙げられます。

一方、緑センター、貫井南センターについては、それぞれの施設に固有の特徴と課題があり、課題の整理を行った上で、業務委託が公民館事業の活性化等につながるかどうか、総合的な判断を行うこととしました。

(1) 緑センターについて

① 緑センターの特徴

緑センターは、平成3年に開設された施設です。公民館、図書館とともに青少年センター機能であった宿泊設備、野外調理設備、レクリエーション機能(テニスコート)を取り入れ、さらに高齢者憩いの部屋の機能も含み、公民館が管理しています。

このうち、宿泊設備、野外活動設備、テニスコートは、他の公民館にない緑センターの貴重な財産、特徴であり、有効に活用すべきと考えます。

② 委託に当たり解決すべき課題

宿泊設備(研修室、シャワールーム、浴室、調理可能家事実習室の内、特に宿泊設備については年間23回から9回と利用率が低いため、今後、宿泊設備については、利用率の向上対策を図る必要があります。

野外調理場については、利用率も高く、貴重な設備であり、できるだけ存続できるよう検討します。

(2) 貫井南センターについて

① 貫井南センターの特徴

公民館と児童館の複合設備であり、公民館は生涯学習部公民館、児童館は子ども家庭部児童青少年課が管理する施設となっています。

② 委託に当たり解決すべき課題

児童館については、東児童館の委託に続き、他の児童館の業務委託につい

て、所属部の方向性、委託する場合は進捗状況について情報を共有する必要があります。

委託は、公民館と児童館一体での方式を模索し、児童館側の方向性が明らかになり次第、委託を協議する必要があります。

(3) 公民館職員の育成

公民館業務の遂行には、専門知識を有し、市民の相談に乗り、企画し、実行する市民に信頼の厚い職員が必須です。一方、公民館業務の運営委託を進めていくと、市職員の育成の場が狭められます。今後、公民館職員の人材確保、育成についての検討が必要です。

2) 検討のまとめ

本計画では、公民館の将来像実現に向けた公民館の配置について、第33期公運審答申を踏まえた上で以下のように整理を行いました。

- ① 緑センターについては、設立までの歴史、センターの特徴を踏まえ、他の公民館にはない宿泊設備、野外調理設備等の有効利用、運営方法の整理を急ぎます。
- ② 貫井南センターについては、児童館併設という特徴を生かし、児童青年課との調整を進めます。
- ③ 公民館活動は、市民が主体で行われていますが、市民の活動を支援する職員の役割は重要です。日常の公民館活動の核になる職員、公民館活動を熟知した全体計画の企画、立案に富んだ職員の継続的な配置、育成計画が望まれます。育成計画において、市職員と委託先職員との関連や役割分担を明確にすることが望まれます。

緑センター、貫井南センターについては、公運審から示された課題を解決したのち、総合的な判断に立ち、社会教育の発展に繋がる形で、市民協働型の業務委託を検討します。

また、これまで公民館で行われてきた様々な地域活動をこれからも支援していくため、本部機能において、公民館全体の統括を行うとともに、公民館職員の支援能力を高め、全体的な統一性を持った運営が行えるよう努めます。

9 公民館施設使用料の有料化

本市では、平成14年度に「小金井市における受益者負担の適正化に関する基本的な考え方」を策定し、特に「特定の者のためにする事務（例：住民票、課税証明書等の発行）」、すなわちサービスを受ける人が手数料を負担する取り組みを行ってきました。

また、平成27年4月には集会施設の使用料徴収を開始し、続く平成29年4月に「小金井市受益者負担基準」を策定して、使用料・手数料を算定する際の明確な方法を定めています。

この行財政改革の取組みの一環として、公民館については、市全体の行財政改革を検討する行財政改革市民会議より、公民館施設使用料を有料とするよう提言を受けています。

公民館施設使用料は無料である自治体が多く、使用料有料化の是非は、小金井市に限らず、全国の公民館運営において重要な検討課題とされる内容です。

そのため、行財政改革市民会議の提言を受け、第33期公運審では審議を重ねており、平成29年7月に作成した答申において、「公民館費用（施設使用料）の受益者負担について」を下記のように整理し、まとめています。

第33期公運審答申の抜粋

- ① 教育の基本理念
憲法、教育基本法に規定する基本的人権の一つとして、経済的な理由等により、教育の機会を失わないよう配慮する必要がある。
- ② 社会教育の拠点として公民館の果たしてきた役割
公民館活動の有料化により、市民に負担感を与え、地域、まちづくり活動を停滞させる恐れがある。
- ③ 受益者負担の考え
受益者負担の考え方は、市民感情として強いものがあり、配慮する必要がある。
- ④ 行財政改革の面
（有料化を行った場合）費用削減になるかの判断が必要である。

1) 第34期、第35期公運審での検討経緯

公民館施設使用料の有料化については、上記第33期公運審答申にまとめられたように、様々な意見があります。

第34期、第35期公運審では本計画の策定に当たり、各種の意見をふまえ、比較検討を行い、有料化についての考えを以下のとおりにまとめました。

(1) 公運審の有料化に係る基本的な考え方

- ① 憲法で規定する基本的人権の一つとして学習権の保障があり、すべての国民が等しく教育を受ける権利を有しています。
(憲法第11条、第26条)(教育基本法第4条。)
- ② 経済的な理由により、教育の機会を失わないよう配慮が必要です。
- ③ 学習権の保障の一環として、教育基本法および社会教育法では公民館を社会教育の実践の場として位置付け、公民館活動が行われてきました。
- ④ 上記の考えに基づき、本市では公民館使用料は従来より無料となっています。

(2) 公運審としての考え方

有料化に係る基本的な考えに立ち、公民館での活動は従来どおり無料とします。

無料の対象となる事業、団体例

- ① 公民館の主催事業
- ② 行政使用
- ③ 市民協働事業団体で市の補助を受けている団体
- ④ 公民館使用登録団体(約1,690団体)
- ⑤ 社会教育関係団体
- ⑥ 教育委員会が認めた活動

一方、公民館使用団体による公民館利用率は約60%であり、利用時間のさらなる増加を図ることも求められています。

そのため、団体使用が行われていない施設の未利用時間については、規定を作り、有料で貸し出すことを検討するとしました。

2) 検討のまとめ

第33期公運審答申での検討、第34期、第35期公運審での検討、さらに公民館の現在の利用状況を踏まえ、市施設使用料の有料化について、本計画では以下の考えを取りまとめました。

- ① 公民館は、憲法、教育基本法、社会教育法で保障されている学習権、すべての国民が等しく教育を受ける権利を実現するための社会教育施設です。公民館では、学びを通して地域課題解決型活動等を主体的に行われており、従来の考え通り無料とします。
- ② 未利用時間については、規定を作り、有料での使用を認めます。

また、公民館使用団体として登録はないが地域で活動している団体が、施設が空いている場合、一回のみ利用するという利用方法があります。

このような利用については、受益者負担基準に定める基本原則「公平性の確保」（特定の市民を対象とするサービスについて、受益者に適正な負担を求めることにより、実質的な公平性を確保する）が適用される利用と考え、使用料を有料とします。

3) 使用料算定方法について

使用料の算定については、「小金井市受益者負担基準」に基づき、下記の算出方法を用います。また、先行して有料化を行った集会施設の使用料との整合性も考慮することとします。

施設使用料の算定方法

$$\text{施設使用料} = (\text{人件費} + \text{維持管理費} + \text{減価償却費}) \\ \div \text{総面積} \div \text{年間使用可能時間} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

10 これからの公民館

昭和28年に開設されて以来、小金井市公民館は67年の活動を継続しており、今では年間延べ人数30万人を超える利用者があり、社会教育の拠点として活動しています。

この間、社会教育についていくつかの国の教育方針が出され、また、市を取り巻く環境も変わってきました。そして、直近、公民館としてもいくつかの解決しなければいけない課題が生まれ、今回公民館中長期計画として、現在抱えている課題について検討し、一定の方向性を示しました。

一方、われわれを取り巻く課題は多様化しており、また、新型コロナウイルス感染防止対策という新たな課題も生じています。

この様な中、今後、公民館として、さらに推進しなければいけない項目の一部を以下に示します。

1) 生涯学習推進計画について

本市では、令和2年度に市の生涯学習施策全般について取りまとめる第4次生涯学習推進計画の策定を開始しており、公民館事業についても同計画に掲載する予定です。

公民館中長期計画は、公民館の将来像をはじめ、これからの公民館の在り方を示す、基本構想を規定する計画です。

本市独自の課題であり、中長期計画において公運審とともに検討した、業務委託や公民館施設有料化の実現に係る具体的な作業項目やスケジュール等については、この生涯学習推進計画に示すものとします。

2) 地域資源である他団体との連携、アウトリーチ型活動の拡充

市民が地域や自身の抱えている問題を課題化し、学び、解決に結びつける課題解決型学習は、社会教育ならではの学習活動であり、今後も公民館活動の核となるものです。しかしながら、現在の公民館主催事業等は公民館の施設内、枠内での活動が多くなっています。課題解決型学習を公民館事業の特徴としてさらに支援していくために、地域資源である他の団体との連携、アウトリーチ[※]型活動を積極的に行います。

- ① 大学・専門学校に社会教育実習の場を提供するなど、地域の教育機関との連携を深めます。

※アウトリーチ (outreach) とは
生活課題を抱えているが、自ら動いて必要な情報等を得ることが難しい人に対し、行政等から働きかけることを指します。

- ② 地域学校協働活動[※]等への参画を通じて、地域の小学校や中学校、高校への働きかけを強化し、多様な年代との関わりを作ります。
- ③ 福祉・子育て・健康・環境等の諸分野との情報交換や共通の課題の発掘、解決に向けての活動を行い、地域課題解決型学習の構築、職員のコーディネート能力の向上をはかります。

3) 学習様式の多様化への対応

人生100年時代を迎え、時間に余裕を持った高齢者を筆頭に、学び、地域に貢献したい意欲を持った市民は今後も増えると考えられます。

その一方、「市民が気軽に集い、学び、つながる」ことを目的とした公民館活動は、新型コロナウイルス感染防止対策の実施により、これまでにない、大きな制限を受けています。

感染を防止しつつ、市民がつどい、交流できる場、市民の高い学習意欲に応える学習の場を確保していくためには、オンラインを活用した学習や動画配信等の情報発信の多様化に取り組まなくてはなりません。

また、学ぶ意欲を持っていながら、障害や、介護、子育て中であるなどの理由で公民館に足を運ぶことが困難な方に対する学びの提供方法、さらにこれまでも公民館が課題としてきた若い世代の参加のためにも、学習様式の多様化は有効です。従来の公民館が使用してきた方法と合わせ、工夫をこらしていくことが急務です。

4) 公民館職員の配置と育成について

公民館は、社会教育の拠点であり、市民が自由につどい、学び、つながる、地域の拠点（ひろば）としての公民館活動の核は、職員である。公民館職員は、現場に精通し、企画性に富み、市民を支援、援助できる見識と知識を持つ人材が求められます。

今後、公民館業務従事者には、社会教育を推進するために、社会教育主事資格保持者または公民館業務経験者、地域の社会教育活動経験者を配置するなど、どのような条件が必要かの考え方を明確にし、公民館関連の市の職員、業務委託先の職員の計画的な人員配置と育成に注力することが望まれます。

※地域学校協働活動とは

幅広い地域住民などと共に地域全体で子どもたちの学びや成長を支えながら、学校を核とした地域づくりを目指し地域と学校が連携・協働して行う様々な活動を指します。

最後に、本計画は、公民館を取り巻く様々な課題を乗り越え、公民館が本市の社会教育、生涯学習の核として求心力を発揮するために、策定しました。本計画にのっとり、市の公民館は、市民の誰もが気軽に立ち寄れ、自由に学べる機会の提供の拡大に努めること、さらに人生100年時代において、公民館で学んだことを福祉や社会教育関係団体等の市民活動を通して実践することを支援する機能を強化することを、改めて果たすべき役割と位置付け、「つどい、学び、つながる、地域の拠点(広場)」として、関係部門との連携のもと、市民一人一人の成長と、豊かな元気ある地域の創造を目指して活動をしていきます。

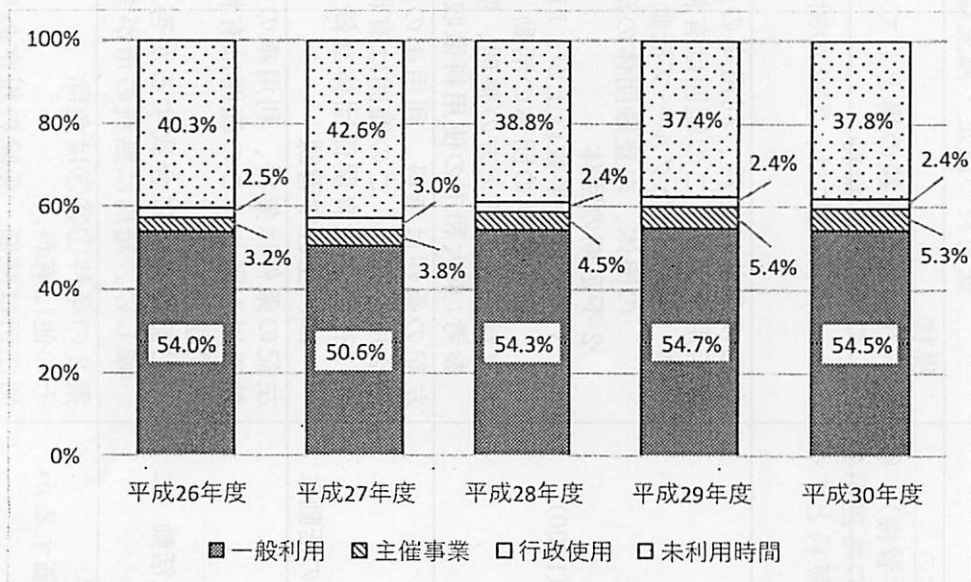
11 資料編

1) 公民館利用状況

公民館5館の利用状況について、一般利用、主催事業、行政使用での使用時間と、利用可能時間数から使用時間の計を差し引いた未利用時間の割合推移をみると、一般利用が各年50%以上を占めています。

一方、未利用時間が40%前後を推移しています。未利用時間には夜間帯や予約と予約の間の隙間時間等が含まれています。施設の利用状況として、一般に、稼働率70%前後が程よい利用状況と言われています。未利用時間30%を固定の割合とすると、公民館利用の大半は使用団体による一般利用であると言えます。

公民館5館の利用割合の推移



	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用可能時間数	133,991 h	180,324 h	171,588 h	173,046 h	173,358 h
一般利用 割合	54.0%	50.6%	54.3%	54.7%	54.5%
主催事業 割合	3.2%	3.8%	4.5%	5.4%	5.3%
行政使用 割合	2.5%	3.0%	2.4%	2.4%	2.4%
未利用時間 割合	40.3%	42.6%	38.8%	37.4%	37.8%
主催・行政使用計	5.7%	6.8%	6.9%	7.8%	7.8%
公民館使用率	59.7%	57.4%	61.2%	62.6%	62.2%

(出典：事業のまとめ各年)

※一般利用：公民館使用団体が予約した時間の計

※行政使用：市の他課の事業等で使用した時間の計（乳幼児健康相談等）

※利用可能時間数：公民館の開館から閉館までの時間数×開館日数

2) 公民館施設使用料の設定について

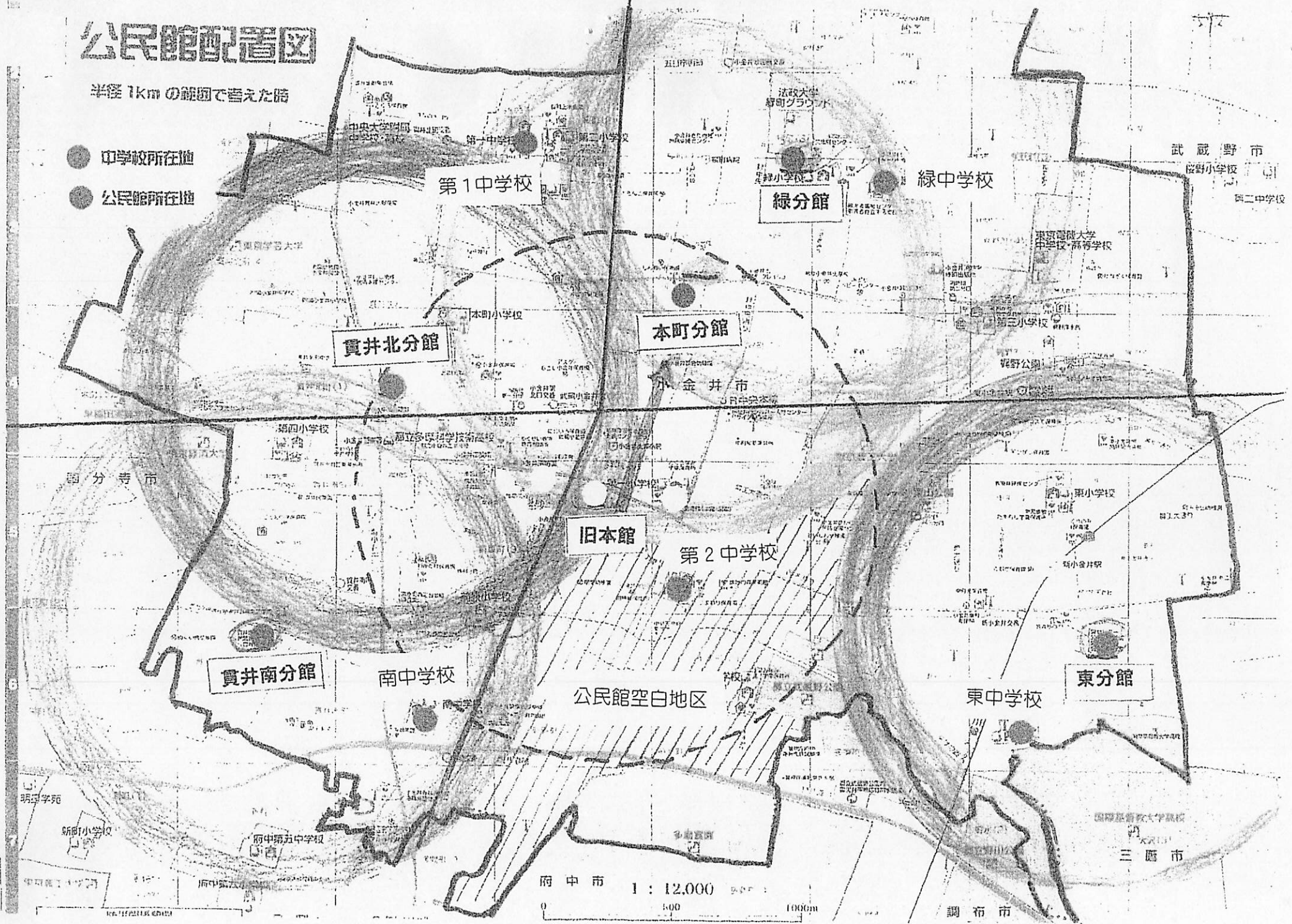
平成30年度現在

	考え方	使用料の設定・減免規定	有料化の割合	現状(都公連加盟市)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和46年に始まった無料の考えを踏襲する。 ・憲法、教育基本法により、基本的人権(学習権)、教育の機会均等(金銭的優位性により学びの格差が生じないようにする)等は保障されており、無料とすべし。 ・公民館は社会教育実践の施設 	<p>現状</p> <p>社会教育実践の場としての公民館での活動は、無料 (具体的には、案2の対象)</p>	ゼロ	国立市 西東京市 福生市 小金井市
2-1	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な考え方は、上記と同じ 以下の対象は無料とする ①公民館主催事業 ②行政使用、教育委員会が認めたもの ③市から補助金を受けている団体 ④公民館利用団体登録済みの団体の活動(1600) 	<p>左記の条件は無料、利用率の余裕分の有効活用を図り、この範囲は有料とする</p> <p>例 1 個人的なグループ活動、自治会等の団体、未登録団体の活動</p> <p>2 不定期の団体</p> <p>3 構成員の半数以上が、市外在住、在勤、在学の団体の活動</p> <p>*有料範囲の考え方の整理、明文化 参考:東大和市の使用料徴収基準</p>	参考: 他市の現状参照	昭島市(79.1万円) 小平市(138万円) 日野市(0円) 東大和市 (27.4万円)
2-2	<p>基本的な考え方は、上記と同じ</p> <p>以下の対象は無料とする</p> <p>①②③</p> <p>案2④を⑤社会教育団体登録済みの団体(104)の活動に</p>	<p>左記の条件は無料、利用率の余裕分の有効活用を図り、この範囲は有料とする</p> <p>* 社会教育関係団体登録の担当窓口は、生涯学習課</p>		
2-3	<p>基本的な考え方は、上記と同じ</p> <p>以下の対象は無料とする</p> <p>①②③</p> <p>案2④を⑥社会教育法第20条の目的に合致した活動に</p>	<p>左記の条件は無料、利用率の余裕分の有効活用を図り、この範囲は有料とする</p> <p>*問題点</p> <p>左記の目的に合致するか否かの判断が難しい。結局は無料の市が多い</p>		国分寺市(35.1万円) *市外の団体の活動は有料
3	<p>受益者負担、市の財源確保の観点から有料</p> <p>*社会教育活動。課題解決型活動をどう評価するか</p>	<p>案2の条件①②③は免除</p> <p>その他は有料。</p> <p>狛江市は減額、免除の規定あり</p>	ほぼ100%	町田市(1194万円) 狛江市(808万円) *その他都公連非加盟市多

公民館配置図

半径 1km の範囲で考えた時

- 中学校所在地
- 公民館所在地



府中市 1 : 12,000
0 400 1000m

令和 2 年第 4 回小金井市議会定例会（教育委員会関係）（日曜議会）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	遠藤 百合子 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	子どもたち、みんなで見守り地域の中で ・子どもを見守る家、カンガルーのポケットの現状および今後の方向性 ・下校時の見守り体制は
2	渡辺 ふき子 議員	公明党	学校に行けない子どもたちに対する支援について ・個々の子どもに応じた支援は十分か ・共通の悩みを持つ親同士の語らいの場や勉強会を行ってはどうか
3	たゆ 久貴 議員	共産党	市内小・中学校のトイレの洋式化が三多摩で最低レベルである。トイレ 環境の改善を求める。 ・トイレの様式化を早く行うことを求める。
4	湯沢 綾子 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	市内におけるスクールロイヤーの活用について、学校・教員・子ども・ 保護者、各々の立場から必要性を具体的に検証することで考えてみたい。

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	田頭 祐子 議員	生活者 ネット ワーク	子育て中でも図書館で本が読みたい～図書館での託児サービスを始めよ う～ ・他市の事例について、予算など調査しているか ・市民協働で、図書館（分室）で託児サービスを開始しないか

令和2年第4回小金井市議会定例会（教育委員会関係）（残時間）

学校教育部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	吹春 やすたか 議員	自由民主 党・信頼 の小金井	学校教育への取り組みについて問う。 ・保護者と学校における連携手段のデジタル化をどうとらえているか。 ・クロームブックの使用状況はどうか。 ・市内小学校での「ジュニア救命士」講習を実施しないか。
2	小林 正樹 議員	公明党	なぜトイレの洋式化が必要なのか ・子どもたちの健康を損なう和式トイレ ・感染リスクを抑える洋式トイレ ・災害時のトイレとしてカウントされない和式トイレ ・トイレの洋式化が進まない理由は ・東京都平均を目指し、代替え案を含めた年次計画を示すべき
3	水谷 たか子 議員	小金井を おもしろ くする会	来年度、公立中学校へ進学する生徒への対応について ・部活動を理由とする指定校変更について ・入学時説明会等の案内について
4	宮下 誠 議員	公明党	防犯カメラ（安全安心カメラ）の更なる普及を ・通学路への増設を検討しないか
5	渡辺 ふき子 議員	公明党	市内の学校設備の状況と拡充についての計画は ・小学校体育館の運動設備の整備状況について ・南小の体育館のバスケットコート整備について
6	たゆ 久貴 議員	共産党	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、市民生活支援をすること を求める ・学生生活が大変な状況にある。学生生活を支援することを求める。

生涯学習部

NO	質問議員	会派	表題及び質問の具体的内容等
1	水谷 たか子 議員	小金井を おもしろ くする会	放課後子ども教室 ・2学期から再開した各校の状況 ・放課後子どもプラン運営委員会で提起された課題の解決のため にビジョンを作り、予算を増額して継続できる土台作りを

教育委員会の今後の日程

令和3年1月12日

会 議 名	日 時	場 所
東京都市町村教育委員会連合会 第3回常任理事会・理事会	—	書面開催
第2回教育委員会定例会	1月28日(木) 午後1時30分	801会議室
令和2年度 市町村教育委員オンライン協議会	2月17日(水)	オンラインで実施
第3回教育委員会定例会	3月30日(火) 午後1時30分	801会議室
第4回教育委員会定例会	4月13日(火) 午後1時30分	801会議室